

# 内灘町立地適正化計画

令和8年3月



内 灘 町

# 目次

## I 計画の位置づけ

1. 計画の概要 ..... 1

## II 上位関連計画の整理

1. 他計画との位置づけ ..... 2
2. 上位計画 ..... 3
3. 関連計画（災害復興） ..... 7
4. 関連計画（人口関連） ..... 9
5. 関連計画（防災関連） ..... 11
6. 関連計画（交通関連） ..... 13
7. 関連計画（公共施設関連） ..... 14

## III 現況整理

1. 人口 ..... 15
2. 産業 ..... 23
3. 工業・商業 ..... 23
4. 土地利用 ..... 24
5. 都市機能 ..... 27
6. 地価・開発状況 ..... 35
7. 公共施設の整備状況 ..... 39
8. 交通 ..... 41
9. 災害 ..... 43

## IV まちづくり（都市計画）に関するアンケート調査

1. 調査概要 ..... 50
2. 調査結果まとめ ..... 51

## V 防災指針

1. 防災指針の基本的な考え方 ..... 56
2. 災害リスク分析 ..... 58
3. 災害リスクと取組方針 ..... 63

## VI 課題と方向性

1. 内灘町の課題（求められていること） ..... 64
2. 将来の都市像 ..... 65

3. 将来都市構造図 .....	66
<b>VII 誘導区域</b>	
1. 誘導区域の考え方 .....	67
2. 誘導区域 .....	71
<b>VIII 誘導施設</b>	
1. 誘導施設の考え方 .....	76
2. 誘導施設の設定 .....	77
<b>IX 誘導施策</b>	
1. コンパクトで持続可能な都市の形成 .....	78
2. 暮らしや賑わいをつなぐ地域交通ネットワークの再構築 .....	80
3. 地域の魅力や活力を創出する拠点の整備 .....	81
4. 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 .....	82
<b>X 目標指標</b>	
1. 居住に関する目標指標 .....	87
2. 防災に関する目標指標 .....	88
<b>XI 計画の進行管理</b>	
計画の進行管理 .....	89

## 参考資料

# I 計画の位置づけ

## 1. 計画の概要

### 1) 計画の目的

現在、国では少子高齢化や人口減少社会に向けて、誰もが便利で住みやすいまちづくりを進めるための取組を行っています。

本町においても、平成27年度に策定した都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）に沿ってまちづくりを進めてきました。

しかし近年では、町の人口は平成27年をピークに減少に転じるなど、地域動向が大きく変化しつつあります。特に、令和6年に発生した能登半島地震では、町内の広範囲にわたって側方流動を伴う液状化現象が起こり、家屋倒壊や道路が隆起するなどの甚大な被害をもたらしました。

このような社会情勢を踏まえ、本町では、持続可能なまちづくりと地域公共交通の連携とともに、災害リスクの分析を行うことで、安全に暮らし続けることができ、かつ利便性が高く住みよいまちを実現するため、「立地適正化計画」を策定します。

### 2) 計画期間

立地適正化計画の計画期間は、都市計画運用指針では概ね20年とされていることから、計画期間を令和8年度～令和27年度の20年間とし、必要に応じて見直すこととします。

### 3) 計画対象区域

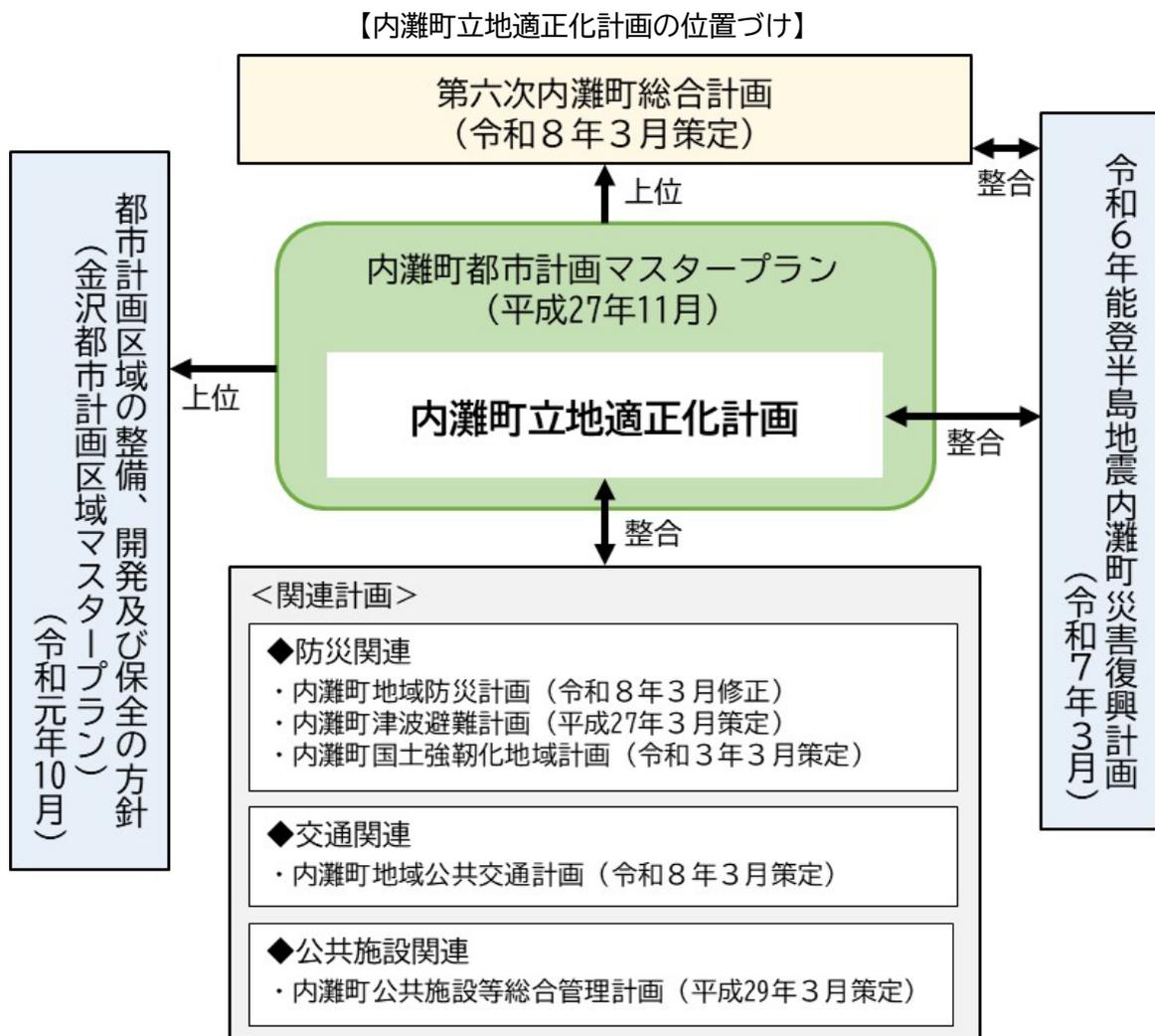
立地適正化計画の対象となる範囲は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体（主に市街化区域）を本計画の対象とします。

## II 上位関連計画の整理

### 1. 他計画との位置づけ

立地適正化計画は、都市計画に関する町の基本的な方針である「内灘町都市計画マスタープラン」の一部として位置づけられ、令和8年3月に策定された「第六次内灘町総合計画」や、石川県が定める金沢都市計画区域における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（金沢都市計画区域マスタープラン）」を上位計画として、これら計画に基づいて策定することとします。

また、令和7年3月に策定された「令和6年能登半島地震内灘町災害復興計画」と取組内容の整合を図るとともに、防災分野や交通分野など各種関連計画の取組を勘案することとします。



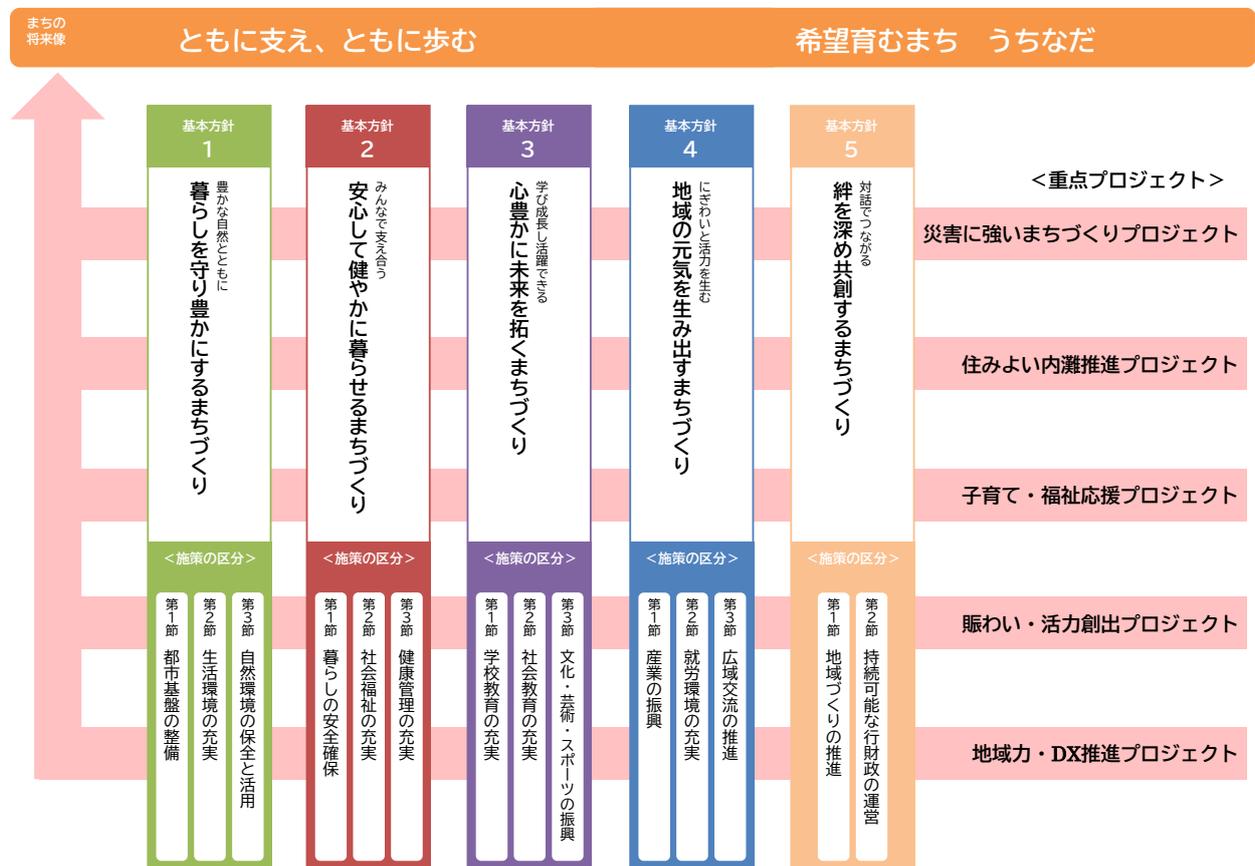
## 2. 上位計画

### 1) 第六次内灘町総合計画（令和8年3月策定）

「豊かな自然とともに 暮らしを守り豊かにするまちづくり」「みんなで支え合う 安心して健やかに暮らせるまちづくり」「学び成長し活躍できる 心豊かに未来を拓くまちづくり」「にぎわいと活力を生む 地域の元気を生み出すまちづくり」「対話でつながる 絆を深め共創するまちづくり」を基本方針として、「ともに支え、ともに歩む 希望育むまち うちなだ」をまちの将来像に掲げています。

また、今後8年間で重点的に取り組む、基本方針、基本計画の施策に紐づく分野横断型の5つの重点プロジェクトを定め、各部局が横断的に連携を図りながら、関連する施策の取組状況を共有し、本町の課題解決に向けて取り組んでいくこととしています。

【第六次内灘町総合計画における施策体系】



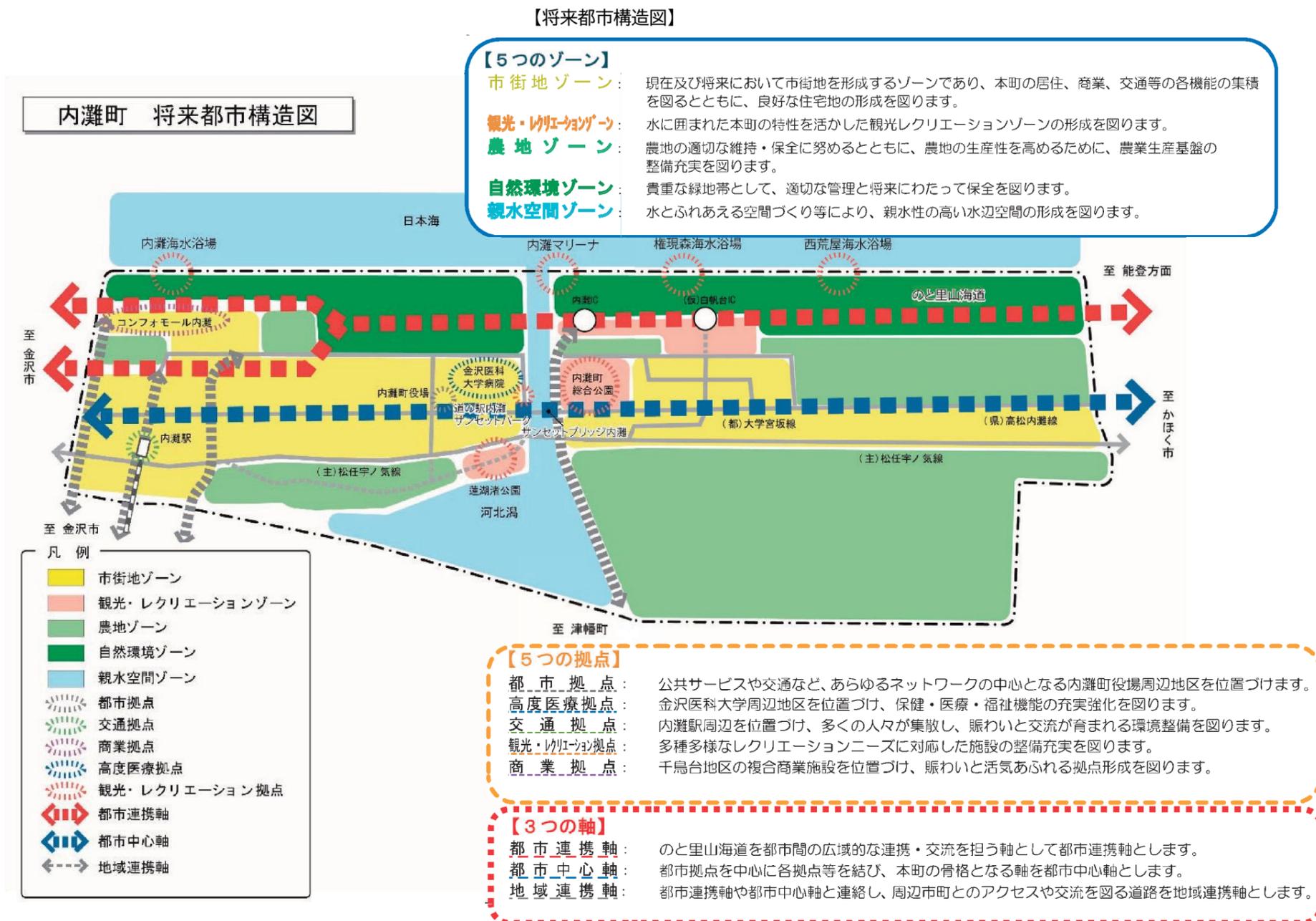
## 2) 内灘町都市計画マスタープラン（平成27年11月策定）

### (1) 将来都市像

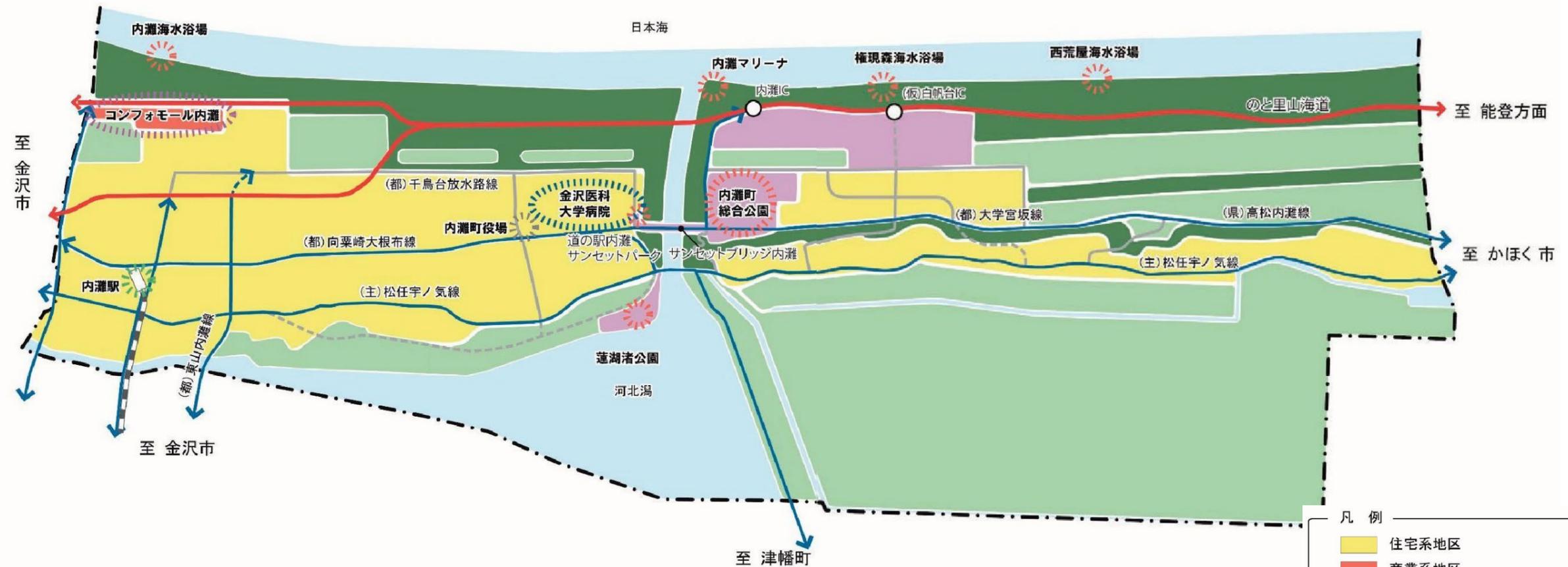
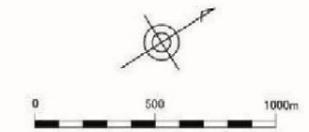
人がいきいき まちが元気 個性が輝く魅力あるまち うちなだ ～豊かな水辺に包まれた快適住環境のまちづくり～

### (2) 都市づくりの基本目標

- ① 便利で住みよい快適居住都市づくり
- ② 誰もが安全で安心できる都市づくり
- ③ 豊かな自然を活かしたやすらぎのある都市づくり
- ④ 産業の振興、活発な交流による賑わいと活力のある都市づくり
- ⑤ 住民との協働による都市づくり



# 内灘町 土地利用方針図



## 1 土地利用の方針

### (1) 住宅系地区

南部地域の住宅地は、すでに良好な居住環境を有しており、引き続き低層住居を中心とした土地利用を図ります。一方、北部地域の白帆台地区等は、周辺の自然環境と調和した魅力ある良好な街並み形成を推進します。

### (2) 商業系地区

本町の新商業地となるよう更なる立地誘導を図り、内灘海岸を含めた新たな魅力づくりとなる賑わいのある商業地の形成を推進します。

### (3) 観光・レクリエーション地区

本町の水と緑豊かな自然環境を活用した観光・レクリエーション拠点の整備、ネットワークの強化と観光メニューの多様化、憩いと心身のリフレッシュ空間の創出を図ります。

### (4) 農業振興地区

優良農地の整備・保全を進めながら農業生産基盤の強化を図るとともに、農地が持つ多面的な機能を活かしつつ田園環境の保全に努めます。

### (5) 自然環境地区

豊かな自然環境の形成・保全、人々に憩いとやすらぎを与えるうおい空間として、親水性の高い水辺環境の創出を推進します。

## 凡例

- 住宅系地区
- 商業系地区
- 観光・レクリエーション地区
- 農業振興地区
- 自然環境地区
- 都市拠点
- 交通拠点
- 商業拠点
- 高度医療拠点
- 観光・レクリエーション拠点
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路

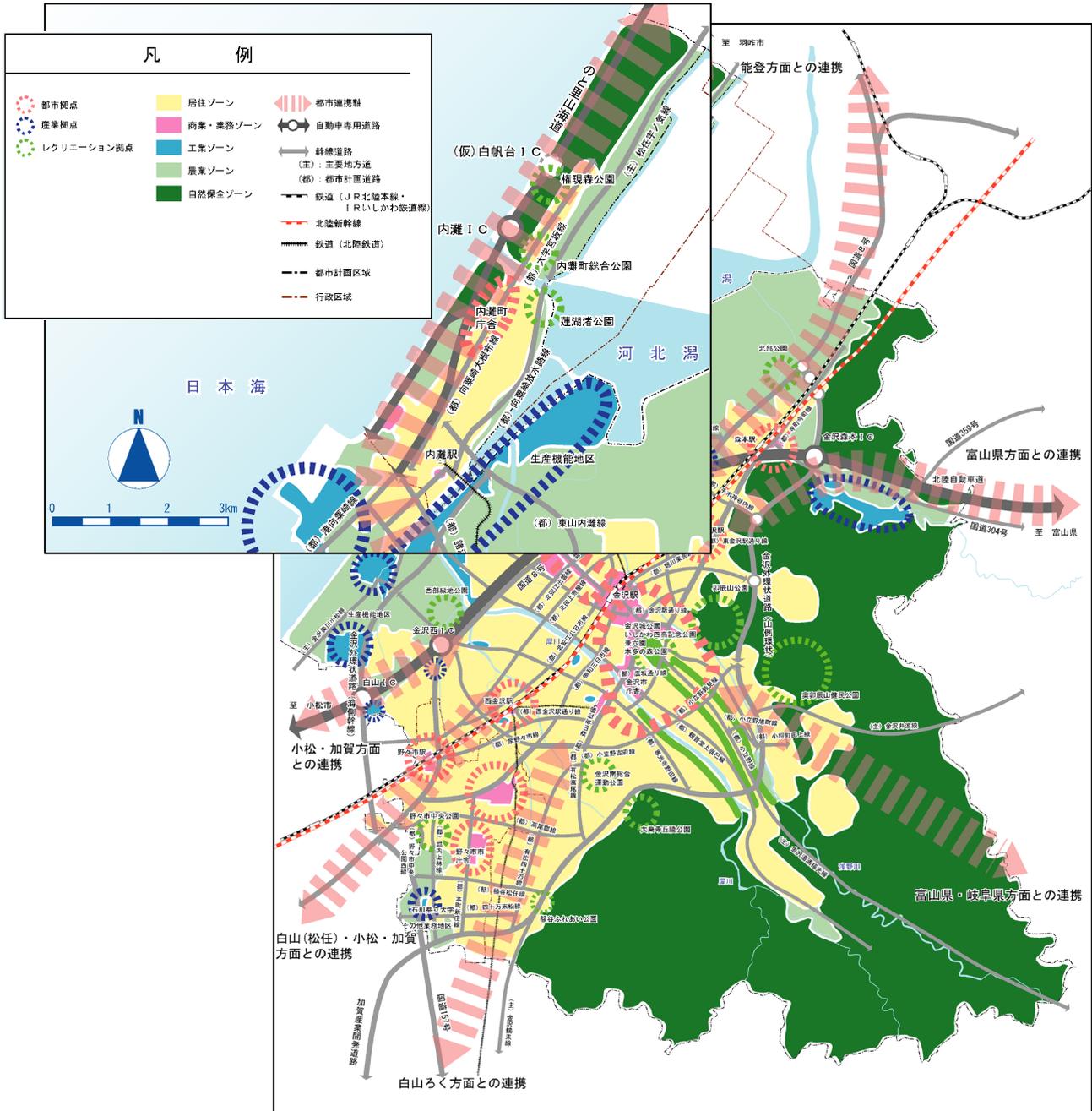
### 3) 金沢都市計画区域マスタープラン（令和元年10月改訂）

#### (1) 都市づくりの基本理念

- ① 持続可能な集約型のまちづくり
- ② 災害に強くしなやかなまちづくり
- ③ 誰もが安全・安心で歩いて暮らせるまちづくり
- ④ 広域都市間交流のまちづくり
- ⑤ にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- ⑥ 自然と歴史・伝統・文化を活かした個性あるまちづくり
- ⑦ 地域主体の協働で進めるまちづくり

#### (2) 地域毎の市街地像

【金沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附图】



### 3. 関連計画（災害復興）

#### 令和6年能登半島地震内灘町災害復興計画（令和7年3月策定）

##### （1）計画策定の趣旨

令和6年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震では、石川県をはじめ、各所において甚大な被害を受け、本町においても震度5弱を観測し、過去に類を見ない側方流動を伴う液状化現象が広範囲にわたり発生しました。住家や道路、上下水道等のインフラ施設への被害は、町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、復旧には長期間を要することが見込まれています。

本格的な復旧及び復興を加速させ、一刻も早く被災された町民が被災前の日常を取り戻すためには、国や県、関係機関と緊密に連携を取り合い、一体となって復旧・復興に向けたまちづくりに取り組む必要があります。

「ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘」を基本理念に、町民に寄り添いながら、計画的に災害に強く住みよいまちづくりを進めるため「内灘町災害復興計画」を令和7年3月に策定しました。

##### （2）基本理念

### ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘

##### （3）復旧・復興に向けた基本方針（3本の柱）

#### 基本方針1 住まい・暮らしの再建

- ・被災された町民に寄り添い、個々の被災状況に応じた、住まいと暮らしの再建を支援してまいります。
- ・国及び県の被災者支援制度に加え、町の実情に合わせた独自支援制度を検討して、生活再建を後押しするとともに、心身と健康の回復・維持に向けた、きめ細かなサポートを行ってまいります。

#### 基本方針2 液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

- ・町民の生活を支える公共インフラの復旧・復興を迅速に進めてまいります。
- ・液状化対策に重点をおいた宅地地盤と道路や上下水道など、一体的・効果的な整備方法により、持続可能で、安全・安心な災害に強いまちづくりを進めてまいります。

#### 基本方針3 地域産業の再生

- ・今回の災害により休業や減収を余儀なくされた町内事業者の方に対して、国、県と連携し、地域のなりわいをきめ細かく支援してまいります。

## (4) 体系

【基本理念】

【基本方針】

【目標・取組】

ともに創ろう、  
災害に強く住みよい内灘

### 基本方針 1

#### 住まい・暮らしの再建

##### 1.被災者の住まいの確保・生活再建

①住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実 ②住宅再建等の支援の実施 ③土地境界の確定支援 ④液状化対策の実施 ⑤新たな居住地の確保

##### 2.地域コミュニティの再建

①各地区のコミュニティ拠点の再建 ②各地区におけるコミュニティの再構築 ③復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出

##### 3.被災者のケア体制の確保

①被災者の心身の健康維持・増進 ②要配慮者への支援

##### 4.教育・子育て環境の再建

①教育・子育て関連施設等の復旧 ②被災した子育て世帯への支援

### 基本方針 2

#### 液状化を踏まえた 災害に強いまちづくり

##### 1.社会基盤等の復旧・液状化対策

①道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興 ②防災・交流機能を備えた拠点整備

##### 2.持続的なまちづくり

①被災地区復興まちづくり協議会等との連携 ②各地区の復興まちづくり活動に対する支援

##### 3.震災の教訓の継承と防災体制の強化

①震災の記録・記憶の伝承 ②高等教育機関と連携した復興の推進 ③学校や地域における防災教育・訓練等の推進 ④災害情報伝達体制の強化 ⑤他の自治体や民間企業、団体との災害協定等の締結 ⑥災害対応の検証と地域防災計画の見直し

### 基本方針 3

#### 地域産業の再生

##### 1.被災事業者への支援・再建

①被災事業者相談窓口の周知 ②被災事業者への経済的支援 ③町独自支援メニューの充実

##### 2.地域経済の復興・活性化

①町内での消費喚起による地域経済の活性化 ②地域特産品の周知・販売 ③商工会と連携した創業・経営支援 ④観光産業の活性化

##### 3.農畜産業の再生

①農畜産関連施設の復旧・支援 ②担い手の確保と人材育成

## 4. 関連計画（人口関連）

### 第3期 内灘町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和8年3月策定） 内灘町人口ビジョン（令和8年3月改訂）

総合戦略とは、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地域の自律的な好循環を創出し、将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本社会を維持するための計画であり、令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」を勘案し、総合計画と確実に整合性を図り、効率的な進捗管理を行うため、「第3期 内灘町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を第六次内灘町総合計画に包含させる計画とします。

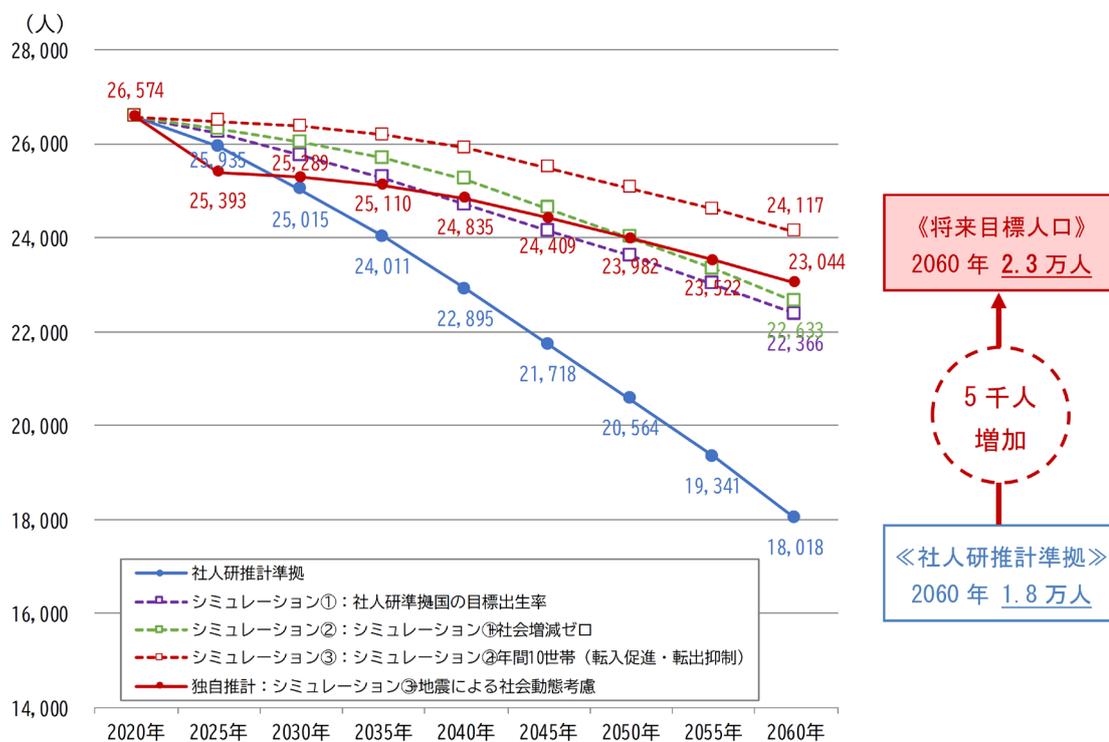
#### （1）基本目標



## (2) 将来目標人口

本町独自の施策を講じることにより、2060年に2万3千人の人口を確保することを目標としています。

【将来人口の長期見通し】



## 5. 関連計画（防災関連）

### 1) 内灘町地域防災計画（令和8年3月修正）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急対策活動及び災害復旧活動に至る一連の防災活動の実施にあたり、関係機関の協力を得て、町域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

扱う災害の種類に応じた「地震災害対策編」「一般災害対策編」「津波災害対策編」などがあり、それぞれに対して災害に対する備えを扱う「災害予防計画」、発災の際の対応を扱う「災害応急対策計画」、復旧・復興の対応を扱う「災害復旧計画」、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象における対応を扱う「複合災害対策」を定めています。

### 2) 内灘町津波避難計画（平成27年3月策定）

内灘町域における居住者及び滞在者等が津波から円滑に避難できるように、避難指示・勧告のための情報収集及び伝達方法等を定め、普段からの備えの強化を促すことを目的に策定しています。

#### (1) 津波の浸水想定区域及び到達予想時間

平成24年4月に県が公表した「石川県津波浸水想定区域図」に基づき、最大津波高3.8m・最大浸水標高4.2m・第一波到達時間26分と設定します。

#### (2) 避難計画

避難対象地域	地区全体集計 (概数)		避難対象集計 (概数)		避難目標地点	緊急避難場所
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
向粟崎					おおどおりパーク 方面の高台	・向粟崎都市緑地 ・向粟崎小学校 グラウンド ・旭ヶ丘公園
1丁目	300	750	170	430		
2丁目	360	980	250	700		
5丁目	280	660	70	180		
アカシア						
2丁目	210	500	10	20		
鶴ヶ丘					医科大通り 方面の高台	・内灘中学校 グラウンド
1丁目	360	980	280	770		
2丁目	540	1,360	360	940		
大根布						・大根布小学校 グラウンド ・大根布児童公園 ・大学第2児童公園
1丁目	310	870	240	670		
2丁目	140	330	110	280		
3丁目	90	240	60	150		
4丁目	110	300	90	250		
5丁目	120	300	110	290		
宮坂	290	780	290	780	県道高松・内灘線 方面の高台	・内灘町総合公園 ・西荒屋児童公園
西荒屋	350	960	290	840		
室	160	410	130	370		
湖西	60	170	60	170		
合計	3,680	9,590	2,520	6,840		

#### (3) 避難方法

避難方法は、原則として徒歩とします。ただし、避難行動要支援者等の、徒歩での避難が困難な場合は、車両等による避難も可とします。

### 3) 内灘町国土強靱化地域計画（令和3年3月策定）

---

「金沢平野東縁起震断層（森本・富樫断層）」や「邑知潟起震断層」による大規模地震の影響の心配や頻発・激甚化する豪雨災害など、今後発生しうるあらゆるリスクを見据え、強靱な行政機能や地域社会をつくりあげるとともに、町民の安全・安心な暮らしの確保を次世代の町を担う若者たちが将来への明るい希望を持てる環境を獲得するため、内灘町の強靱化に関する取組の方向性を示す指針としています。

#### （1）基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

#### （2）事前に備えるべき目標

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

#### （3）事前に備えるべき目標

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を目標ごとにそれぞれ設定します。

## 6. 関連計画（交通関連）

### 内灘町地域公共交通計画（令和8年3月策定）

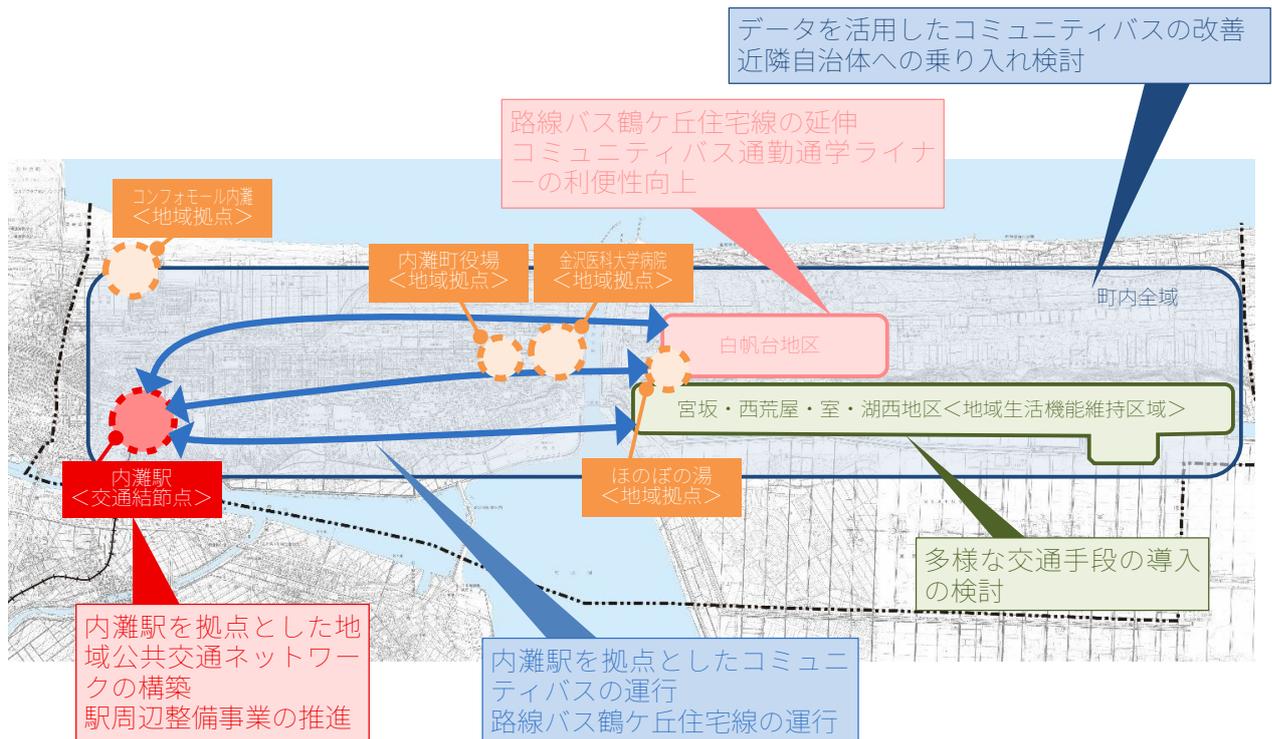
本町の公共交通の現況把握及び課題整理により、地域公共交通の活性化及び再生に向けた取り組みの方向性を定め、限られた財源を有効活用するために地域公共交通計画を新たに策定することで、総合的な公共交通網の維持、改善を図ることを目指します。

#### （1）基本方針および取り組み施策

基本方針	取り組み施策	事業
基本方針1： 内灘駅を拠点とした地域公共交通ネットワークの構築	1-1 北陸鉄道線の持続可能性確保	①安全運行を確保するための施設・設備の維持・整備 ①内灘駅での総合的な地域公共交通の案内の掲示・多言語化
	1-2 内灘駅周辺整備の推進	②駅舎・車両等の環境美化活動の実施 ③内灘駅周辺整備事業基本構想の推進 ④パーク・アンド・ライドの検討
	1-3 一体的な情報提供	①広域的なMaaSの推進 ②町内全体での統一した情報提供
	1-4 公共交通の利用しやすさ向上	①路線バスとコミュニティバスの接続改善 ②高校生通学助成の実施 ③自転車を活用した二次交通サービスの充実
基本方針2： 町内の移動の 利便性向上	2-1 北部の利便性向上	①白帆台地区の通勤通学の利便性向上 ②宮坂地区・西荒屋地区・室地区・湖西地区の利便性向上
	2-2 コミュニティバスの利便性向上	①コミュニティバスの改編 ②コミュニティバス無料パスポートの交付 ③バス待ち時間の負担軽減
基本方針3： 地域公共交通 を利用する意 識づくり	3-1 公共交通利用のための働きかけ	①意識啓発と利用促進の実施
	3-2 わかりやすい情報提供	①地域公共交通の利用状況の提示 ②わかりやすい経路表示や情報提供 ③主要施設でのわかりやすい情報提供

#### （2）地域公共交通ネットワーク

【地域公共交通ネットワーク図】



## 7. 関連計画（公共施設関連）

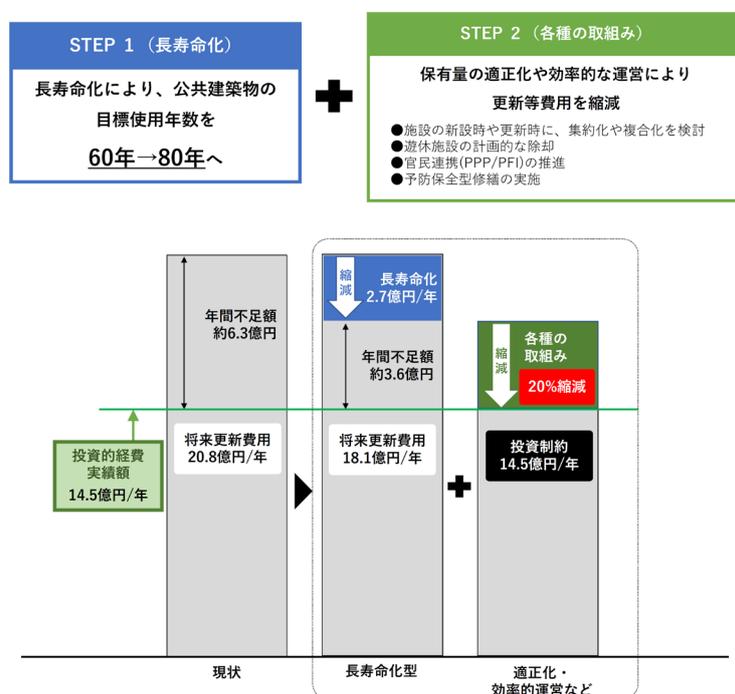
### 内灘町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）

本町が所有・管理する公共施設のほか、公営企業会計に属する公共建築物（建物）や、公園・道路・橋梁・上下水道施設等のインフラ資産も含めた、すべての公共施設等を対象に、今後進めていくべき公共施設等の効率的な維持管理や再配置の実現にあたり、基本的な方向性を定めた計画です。

#### （1） 数値目標

長寿命化に加えて各種の取組みを進め、更新等費用を20%縮減することを目標として設定します。特に、2020年代後半から2030年代にかけて建替えが続く見込みのため、2041年までの20年間で着実に更新等費用を縮減できるよう、計画期間内に以下の取組みを進めます。

なお、インフラ資産については町民の生活基盤を支えていることから総数・総量の削減をすることが困難であるため、長寿命化を基本として維持管理コストの縮減に努めます。



#### （2） 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- ・全庁的な取組体制の構築や情報共有方法の検討
- ・統合や廃止の推進方針
- ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

#### （3） 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命の実施方針
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針

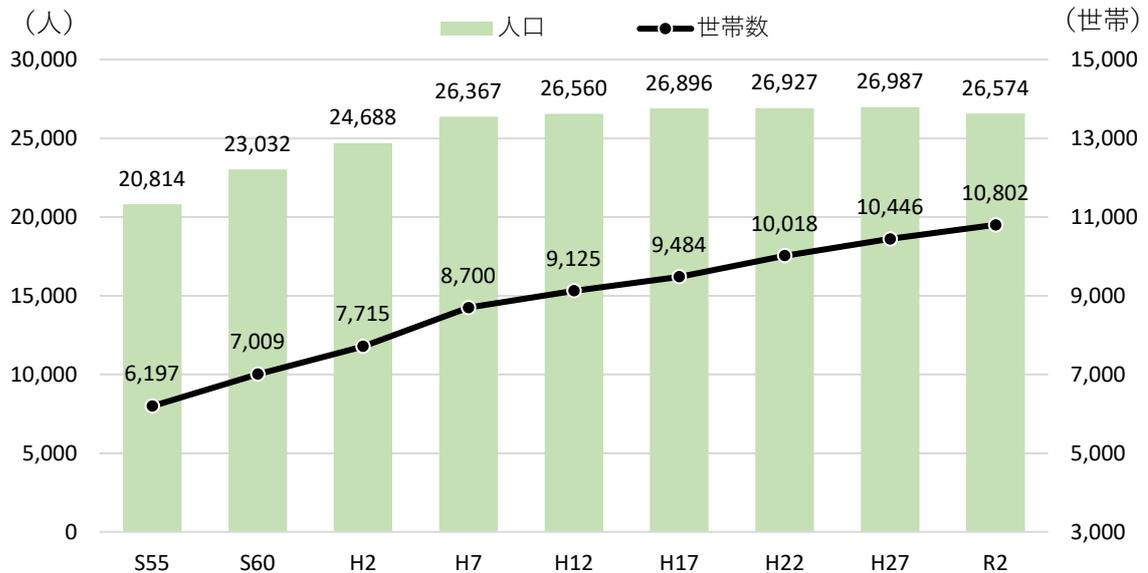
### III 現況整理

#### 1. 人口

##### 1) 人口・世帯数

国勢調査による人口は、平成27年まで微増傾向でしたが、令和2年に減少に転じています。世帯数は増加傾向にあります。

【人口・世帯数の推移】



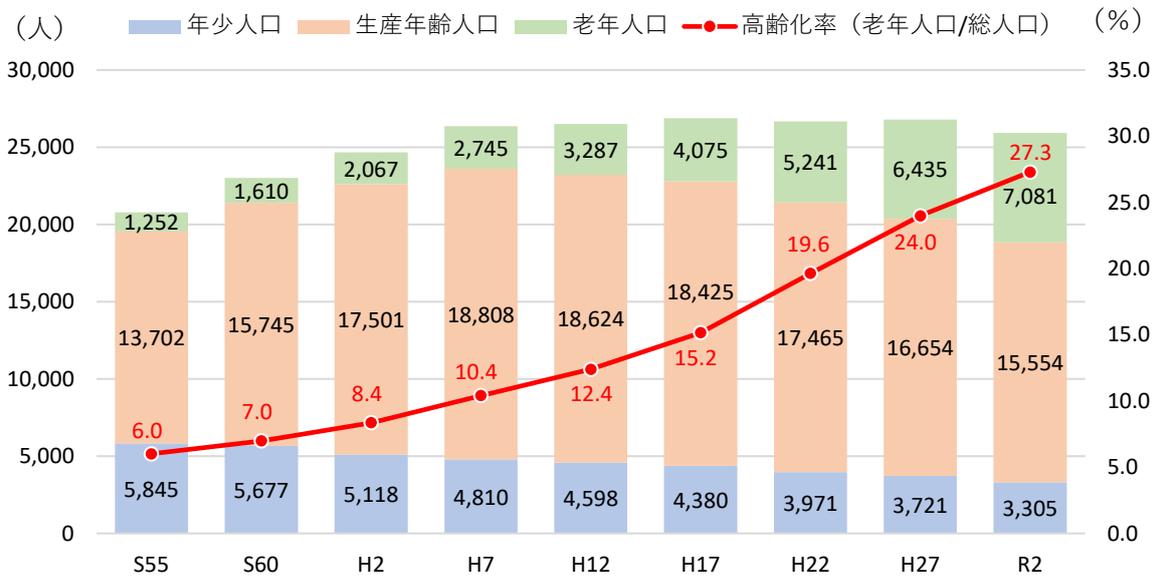
出典：国勢調査 (R2)

##### 2) 年齢3区分の推移

年少人口（15歳未満）は年々減少しており、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年をピークに減少が続いています。

高齢化率は増加傾向であり、令和2年では30%近くにのぼっています。

【年齢3区分の推移と高齢化率】



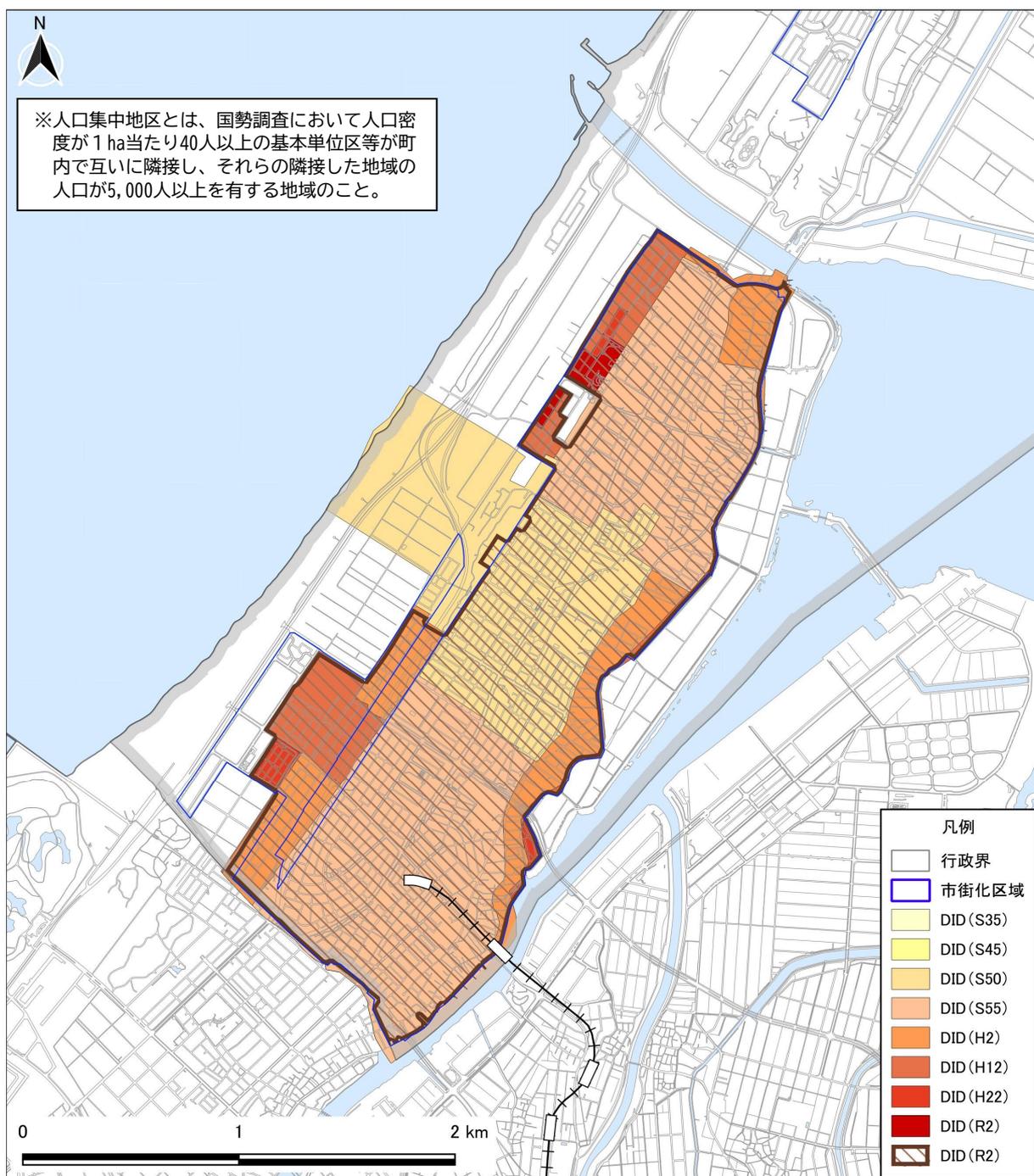
出典：国勢調査 (R2)

### 3) DID (人口集中地区) の推移

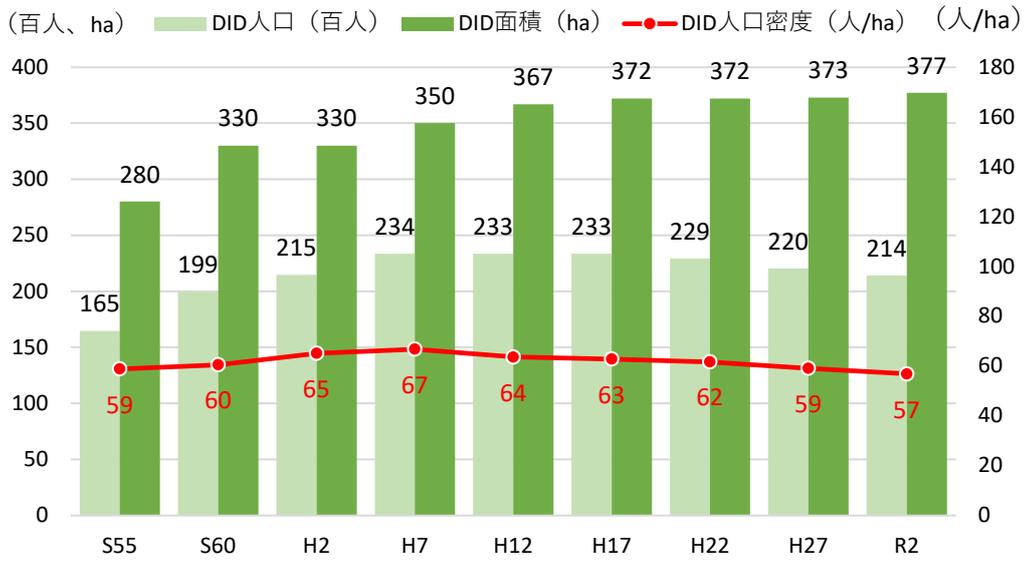
DID (人口集中地区) はすべて町南部地域にあり、面積は増加・拡大が続きましたが、近年は横ばい傾向にあります。

DID内の人口密度は平成7年以降低下が続いています。

【DID (人口集中地区)】



### 【人口・世帯数の推移 (DID)】

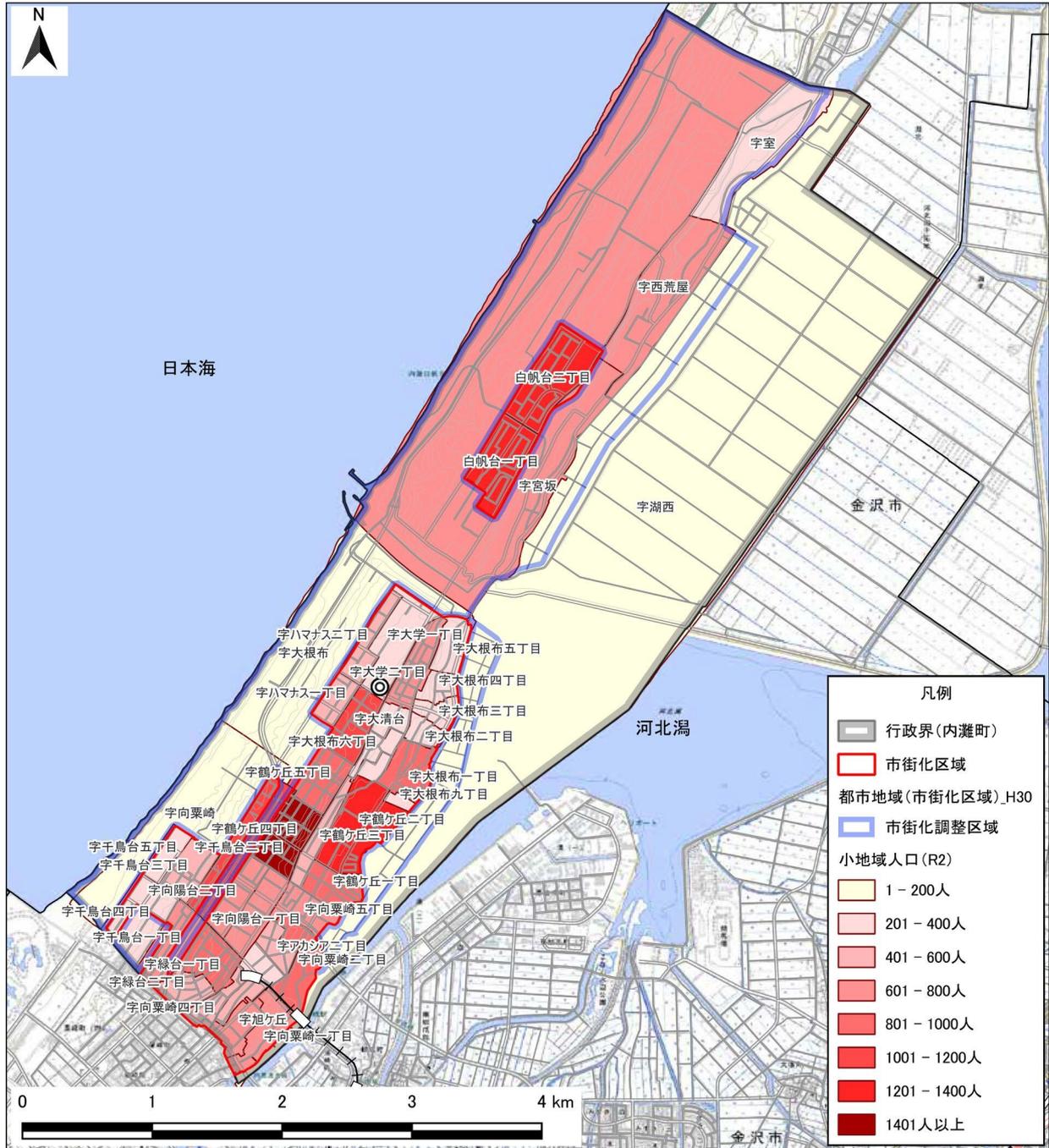


出典：国勢調査 (R2)

#### 4) 地区別人口

鶴ヶ丘四丁目や千鳥台二丁目のほか、鶴ヶ丘二丁目・三丁目、白帆台一丁目・二丁目の人口が多くなっています。

【地区別人口】



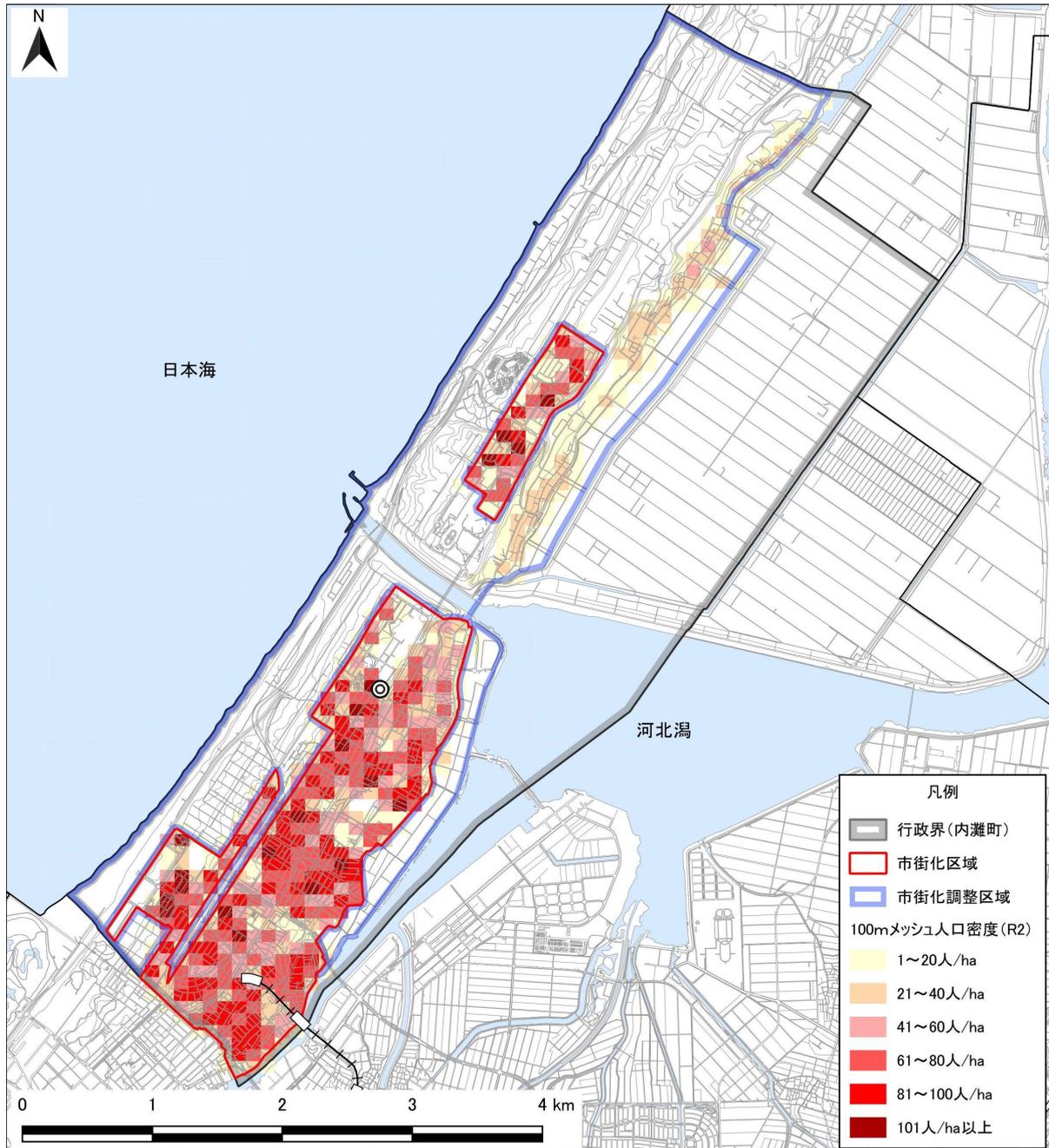
出典：国勢調査 (R2) 小地域人口

## 5) 人口密度

全体的に市街化区域内に人口が集中しており、人口密度が高くなっています。

一方、市街化調整区域内にも一部人口が集中している箇所が見られます（西荒屋の住宅地など）。

【100mメッシュ人口密度】



出典：R2国勢調査小地域人口を基に住宅用地面積で按分して作成

	行政区域	市街化区域	市街化調整区域
国勢調査人口 (R2)	26,574人	24,934人	1,640人
区域面積	2,033ha	440ha	866ha
人口密度	13.1人/ha	56.7人/ha	1.9人/ha

出典：国勢調査 (R2)、石川の都市計画2022

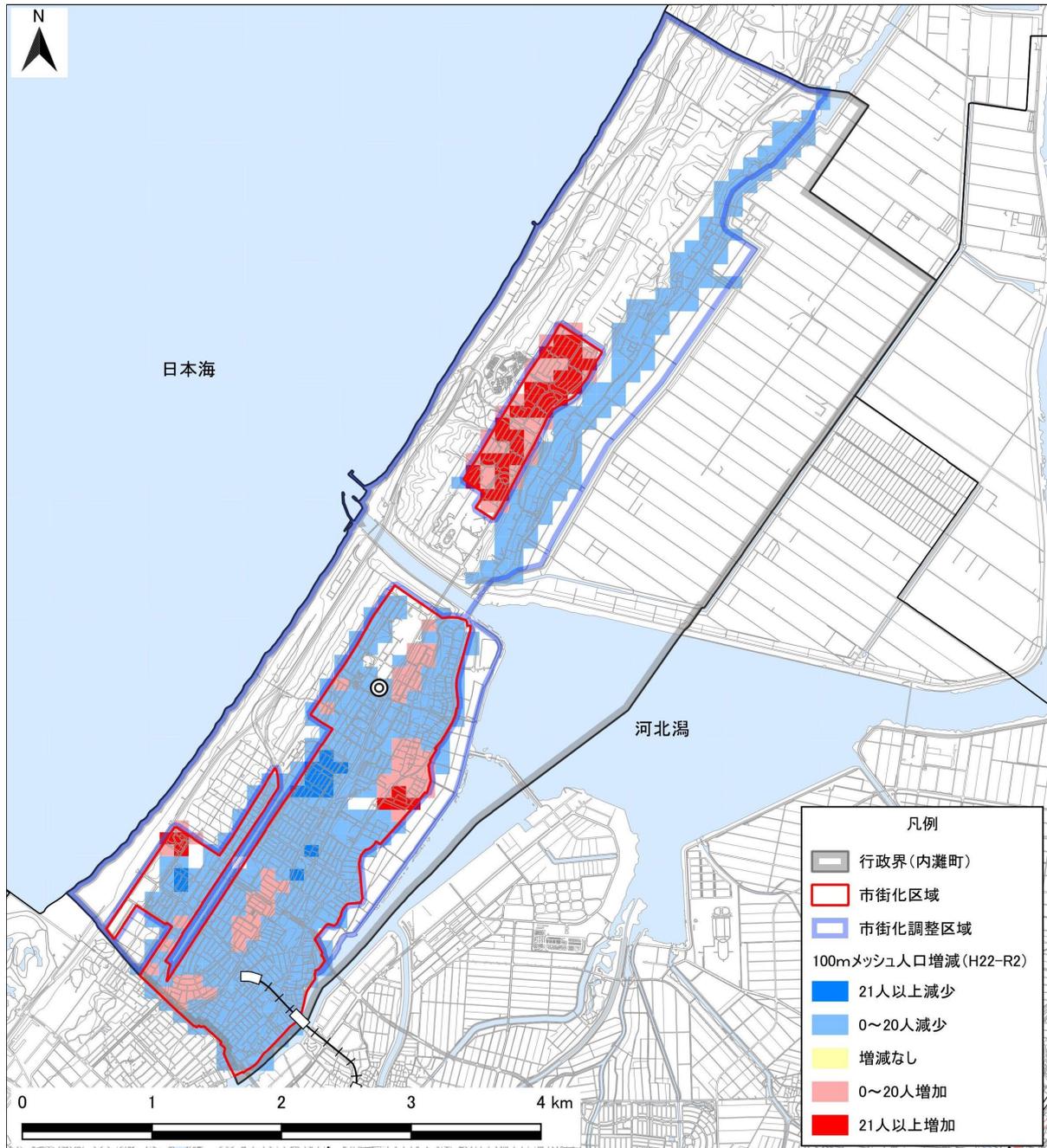
※ 1 ha = 0.01 km<sup>2</sup>

## 6) 人口増減

人口は全体的に減少しており、鶴ヶ丘五丁目周辺で特に人口の減少が見られます。

市街化区域の一部（白帆台、大根布、千鳥台地区周辺など）では宅地開発により人口が増加しています。

【100mメッシュ人口増減（H22-R2）】

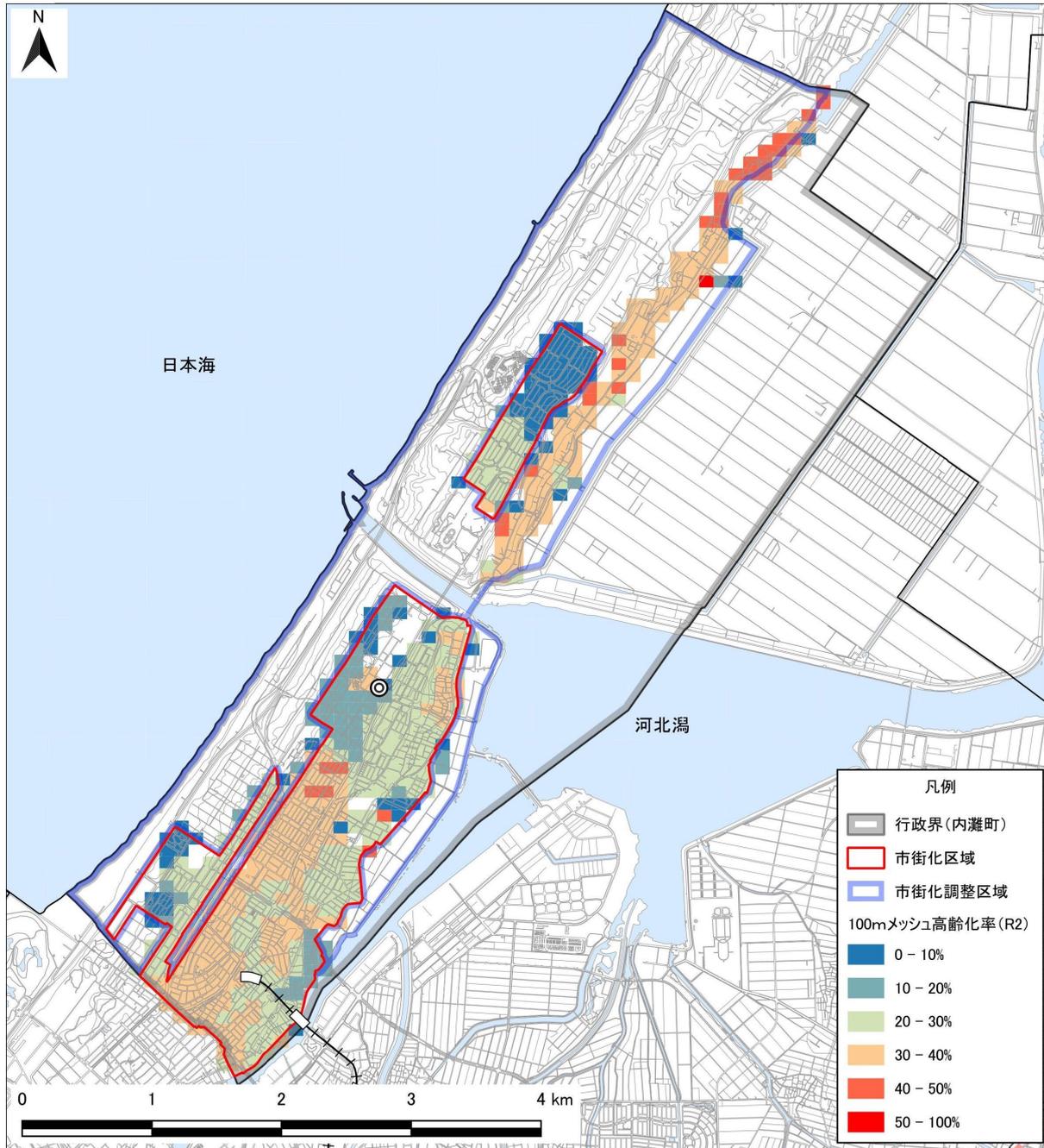


出典：国勢調査（H22・R2）小地域人口を基に住宅用地面積で按分して作成

## 7) 高齢化率

白帆台地区の北側や千鳥台地区の一部などでは高齢化率が10%以下となっています。  
市街化調整区域の県道・松任宇ノ気線沿いでは、高齢化率が高くなっています。

【100mメッシュ高齢化率】

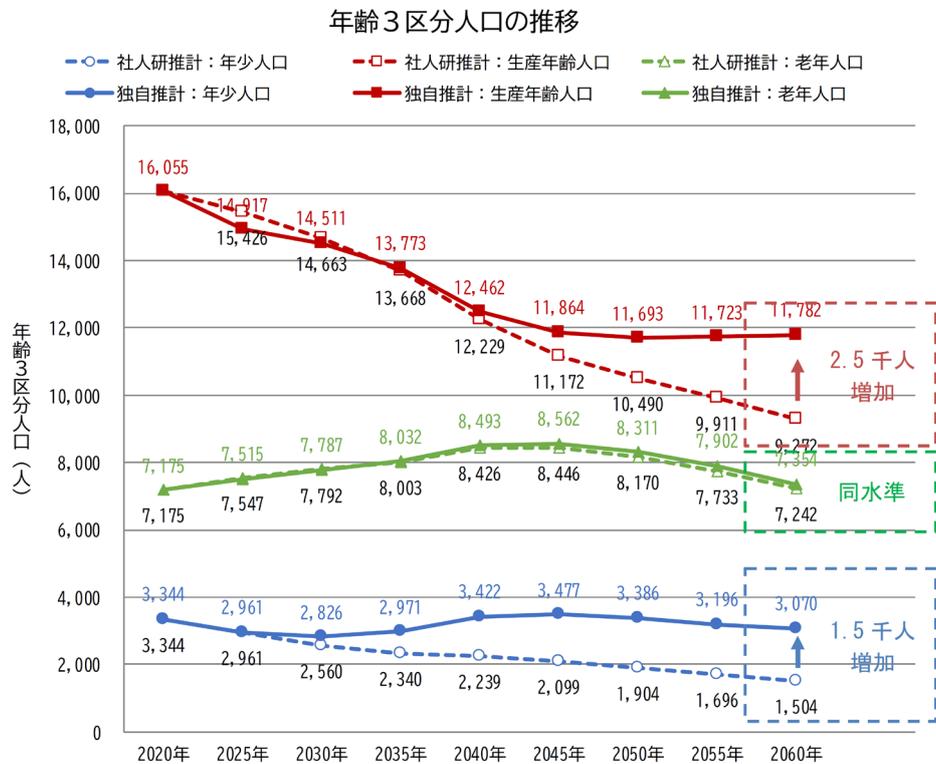
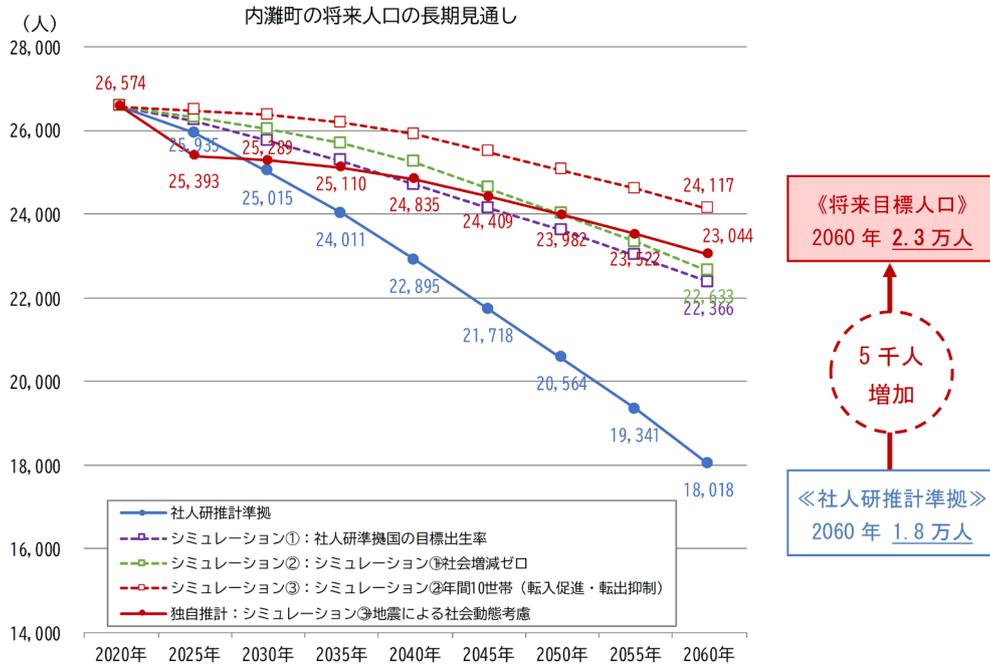


出典：国勢調査（R2）小地域人口を基に住宅用地面積で按分して作成

## 8) 将来目標人口

2060年の将来人口は、このままの状況が続いた場合（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計方法に準拠）、1.8万人に減少すると予測されています。

一方、内灘町人口ビジョンでは、町独自の施策を講じることにより、2060年に2万3千人の人口を確保することを目標としています。



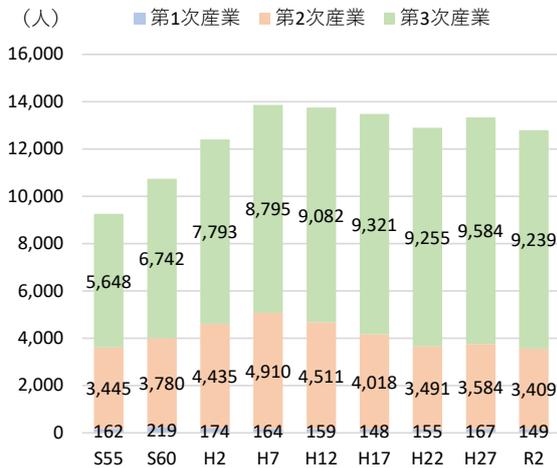
出典：内灘町人口ビジョン（令和8年改訂版）

## 2. 産業

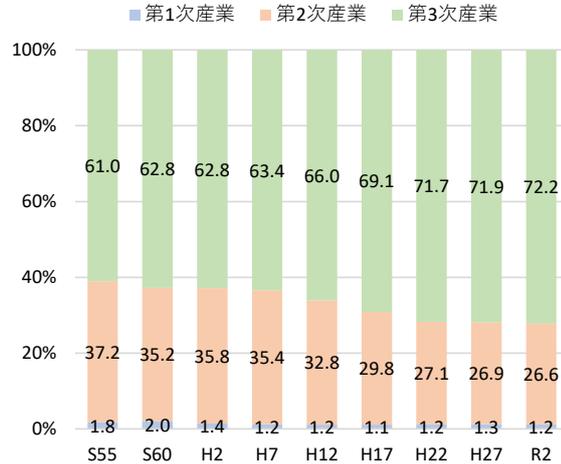
### 産業別就業者数の推移

総就業者人口は平成7年をピークに減少しており、第2次産業人口も平成7年をピークに減少しています。

【産業別就業者数の推移】



【産業別就業者割合の推移】



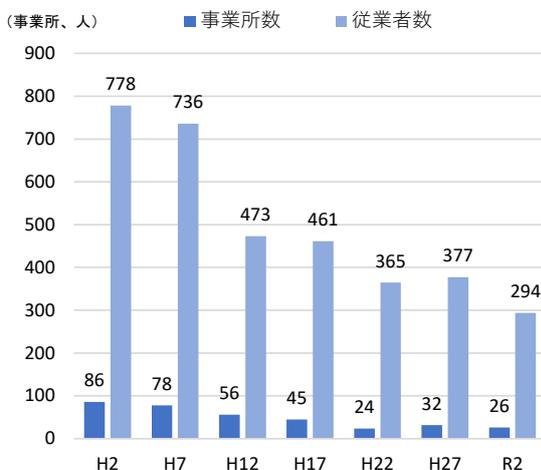
出典：国勢調査 (R2)

## 3. 工業・商業

工業の事業所数及び従業者数は減少傾向であり、令和2年は平成2年と比較すると半分以下となりました。

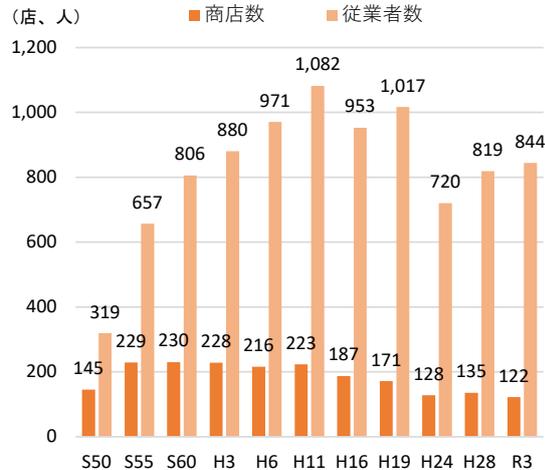
商業の商店数は平成11年まで横ばい傾向、従業者数は増加傾向にあったものの、平成11年以降は減少傾向にあります。

【工業の事業所数、従業者数の推移】



出典：工業統計 (H2～R2)

【商業の商店数、従業者数の推移】



出典：商業統計 (H3～H19)、石川県統計書 (S50～S60) 経済センサス (H24～R3)

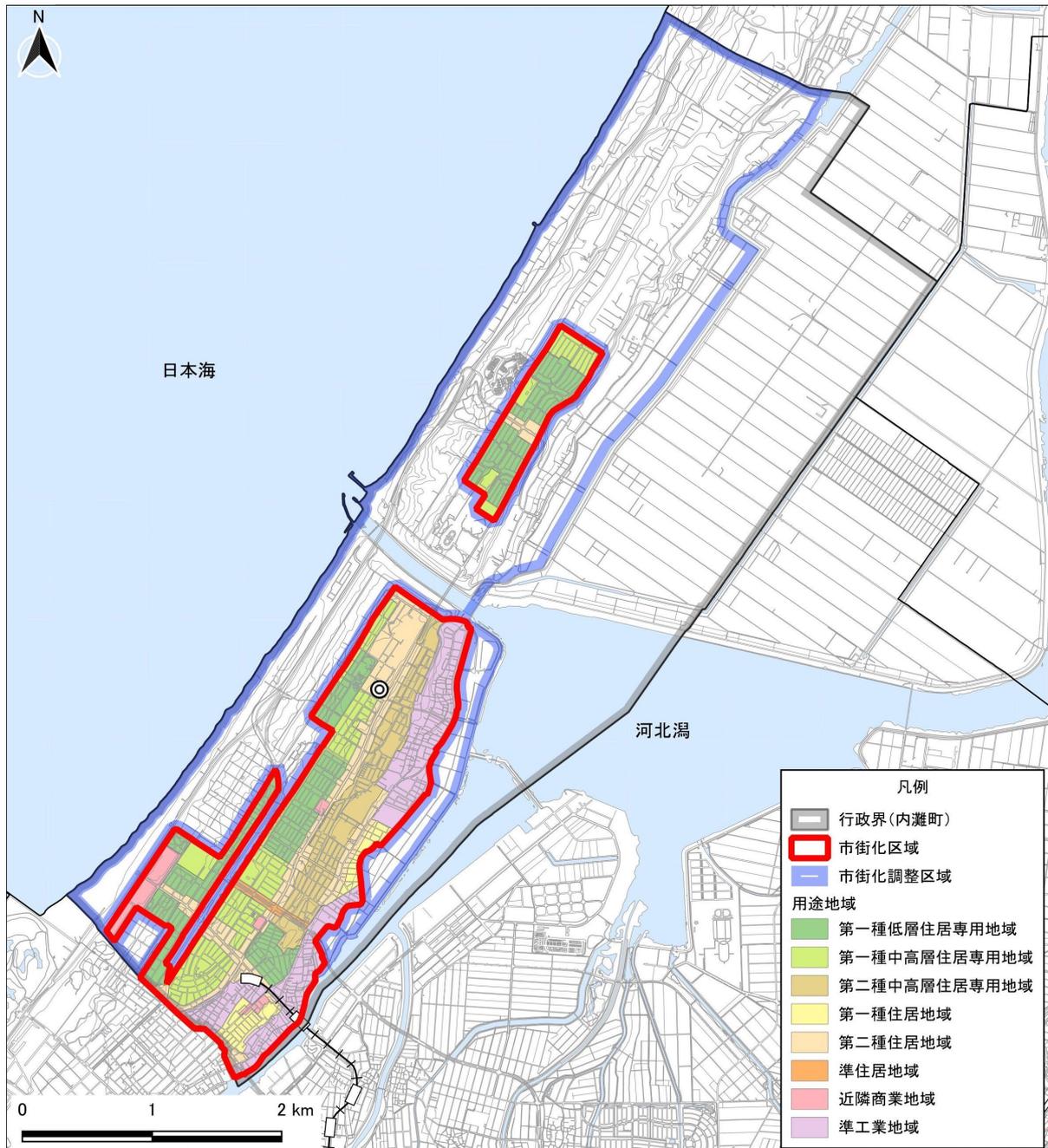
## 4. 土地利用

### 1) 都市計画区域及び用途地域の指定状況

都市計画区域（市街化区域＋市街化調整区域）は町内で1,306ha（町域の64％）が指定されています。

市街化区域（用途地域）は町内で440ha（町域の22％、都市計画区域の34％）を指定しています。

【用途地域等】



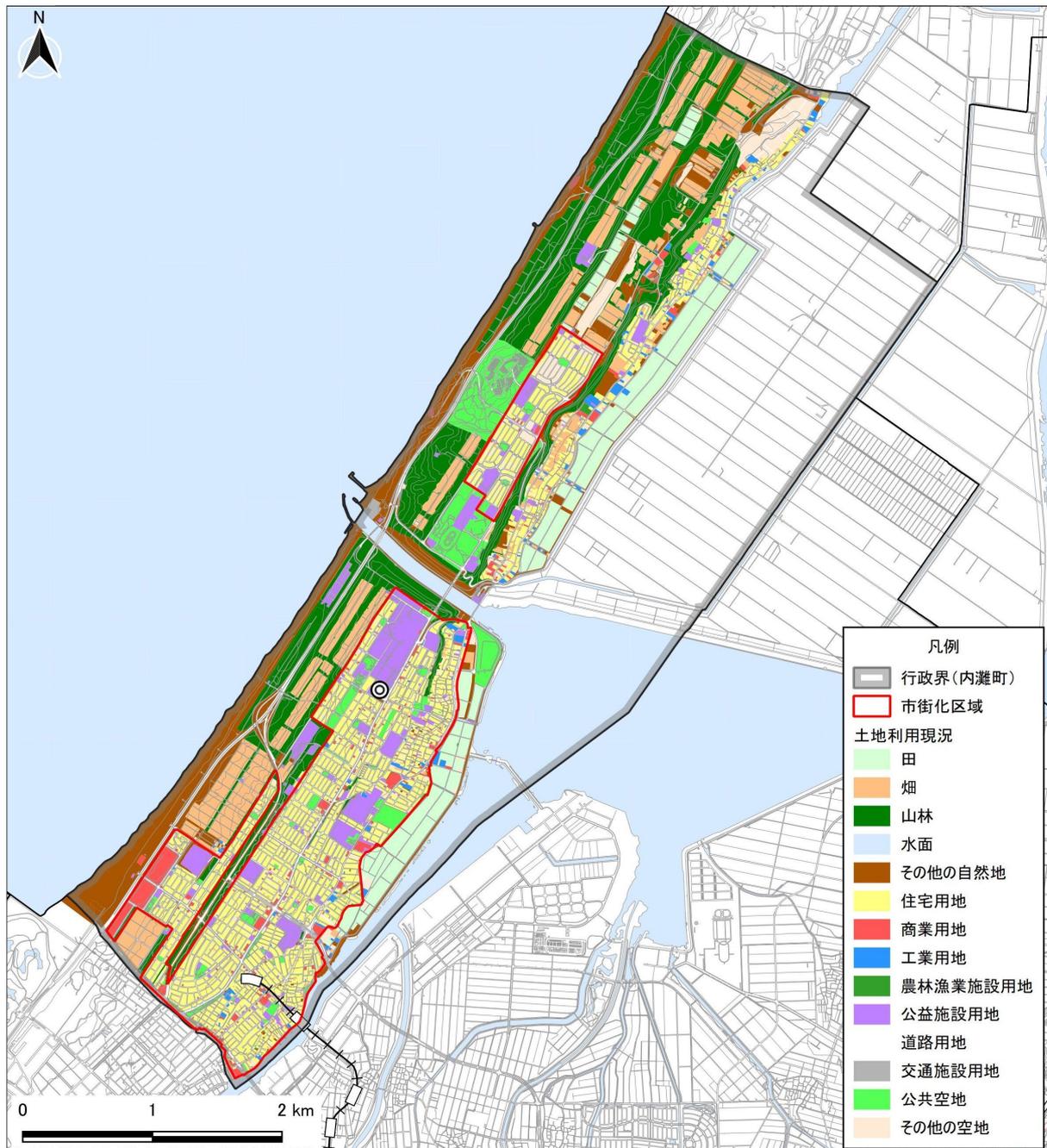
出典：国土数値情報（平成23年度時点）

## 2) 土地利用

住宅用地は86%（約195ha）が市街化区域、残りの14%（約32ha）が市街化調整区域となっています。

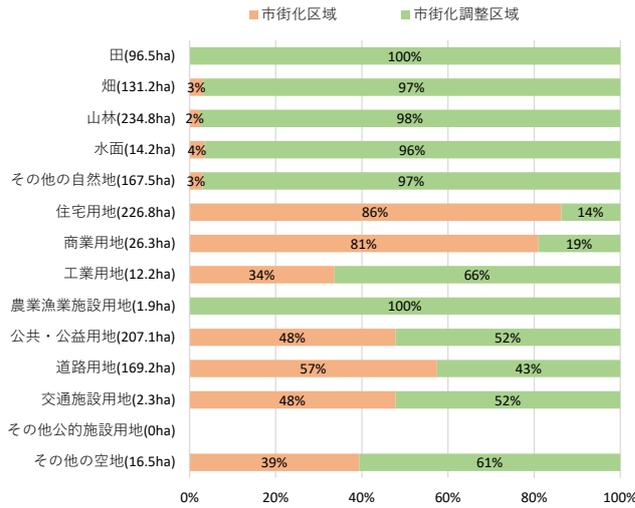
市街化区域内の土地利用の割合は、住宅や公共・公益用地、道路用地で約9割を占め、市街化区域のほとんどで都市的土地利用がなされています。その他の空地もわずかしがなく、市街化区域はほぼ飽和状態となっています。

【土地利用現況図】

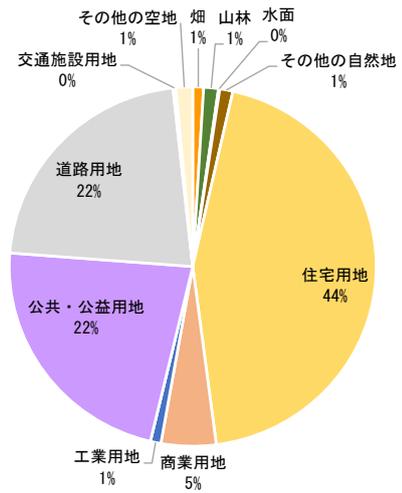


出典：都市計画基礎調査 (R2)

【土地利用現況面積割合】



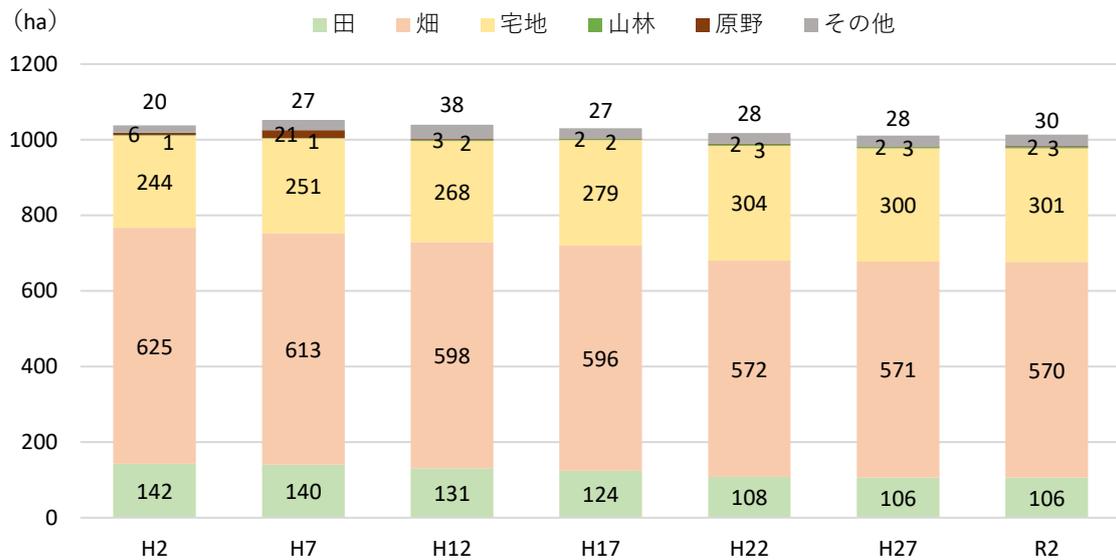
【市街化区域内の土地利用の割合】



出典：都市計画基礎調査 (R2)

民有地の土地面積は、平成22年まで、田や畑の面積は減少し、宅地は増加・拡大傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。

【課税対象民有地の土地面積推移】



出典：石川県統計書 (R2)

## 5. 都市機能

### 1) 人口カバー率(比較)

都市機能を担う各施設から300m圏※のカバー人口と、人口カバー率（町全体人口に対するカバー人口）を算出しました。

商業施設の人口カバー率59%に対し、公共交通のカバー人口率は99%と高くなっています。

【都市施設の300mカバー人口・カバー人口率】

施設	カバー人口		人口カバー率	
	町内全域 26,574人	市街化区域 23,101人	町内全域	市街化区域
商業施設	15,724人	15,265人	59%	66%
医療施設	18,468人	17,416人	69%	75%
行政関連施設	17,675人	16,134人	67%	70%
教育施設	16,620人	15,291人	63%	66%
公園・緑地	25,108人	22,859人	94%	99%
公共交通	26,217人	22,882人	99%	99%
指定避難所	22,516人	20,366人	85%	88%

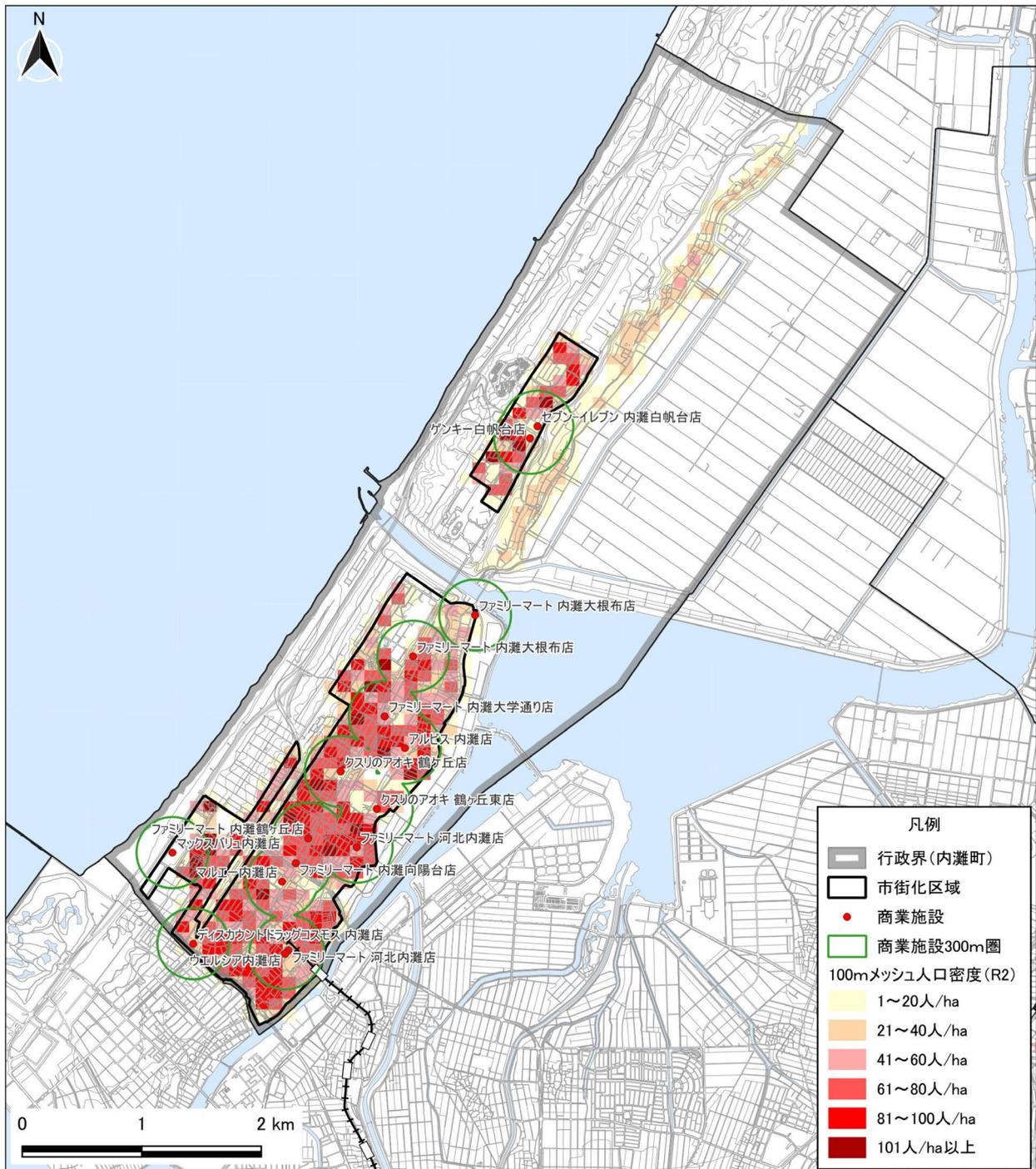
出典：100mメッシュ人口を各施設の300mカバー圏で面積按分して作成  
※無理なく歩ける距離として、「90%の人が抵抗を感じない徒歩距離が300m」という調査結果を使用（バスサービスハンドブック、土木学会）

## 2) 商業施設

商業施設（コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の物販店）は町内の16箇所に立地しており、全て市街化区域内に立地しています。

商業施設から300m圏のカバー人口は15,724人で内灘町総人口の59%となっています。

【商業施設の分布状況と人口カバー状況】



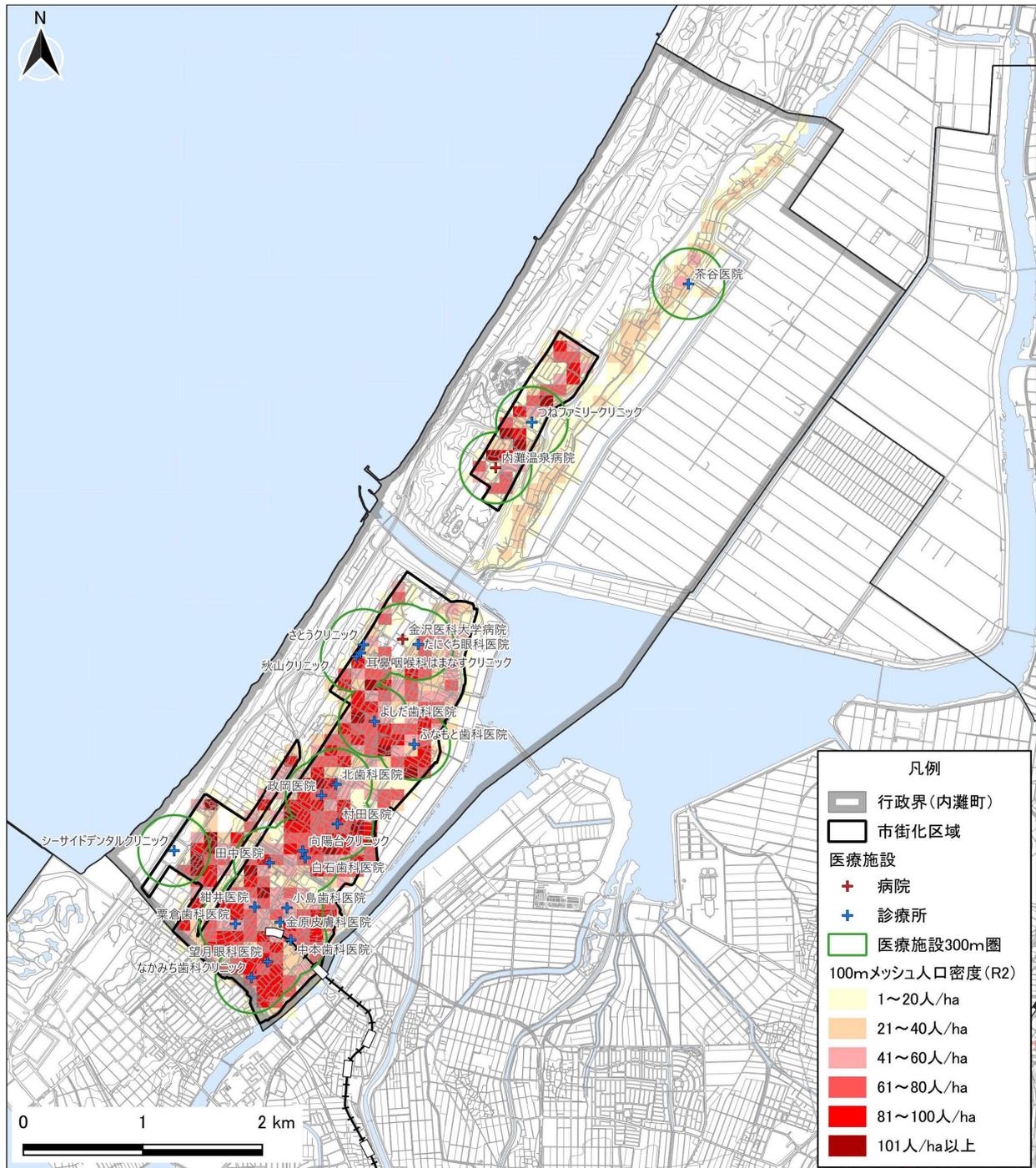
出典：HPの情報をもとに作成（令和4年10月時点）

### 3) 医療施設

医療施設（病院、診療所）は町内の24箇所に立地しており、市街化区域内（23箇所）に大半の医療施設が立地していますが、町北部の市街化調整区域に診療所が1件立地しています。

医療施設から300m圏のカバー人口は18,468人で内灘町総人口の69%となっています。

【医療施設の分布状況と人口カバー状況】



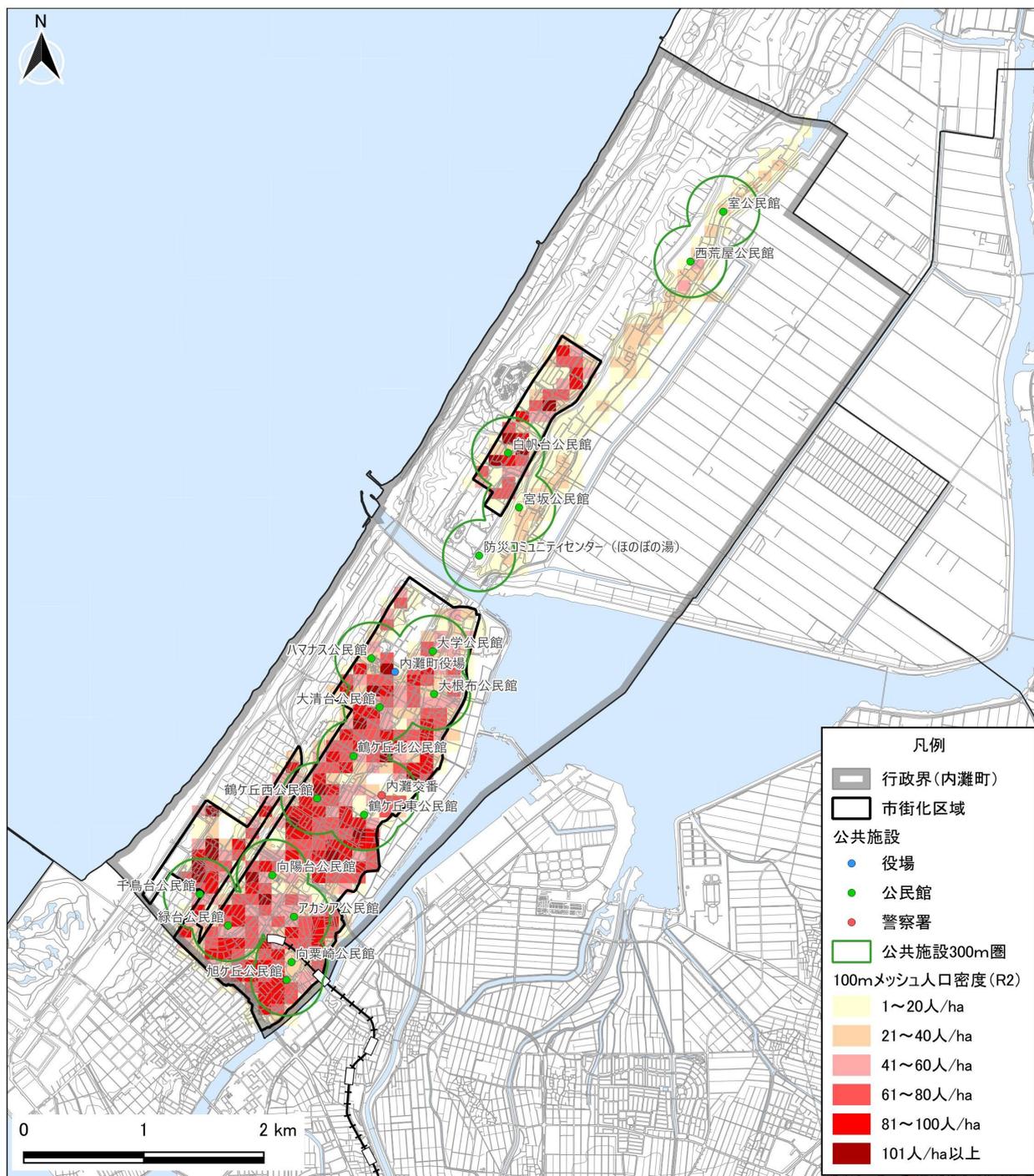
出典：内灘町オープンデータ「医療機関一覧」（令和5年7月時点）

#### 4) 行政関連施設

行政関連施設（町役場、公民館、警察署等）は町内の20箇所に立地しており、ほとんどが市街化区域内（15箇所）に立地しています。市街化調整区域には公民館が5件立地しています。

行政関連施設から300m圏のカバー人口は17,675人で内灘町総人口の67%となっています。

【行政関連施設の分布状況と人口カバー状況】



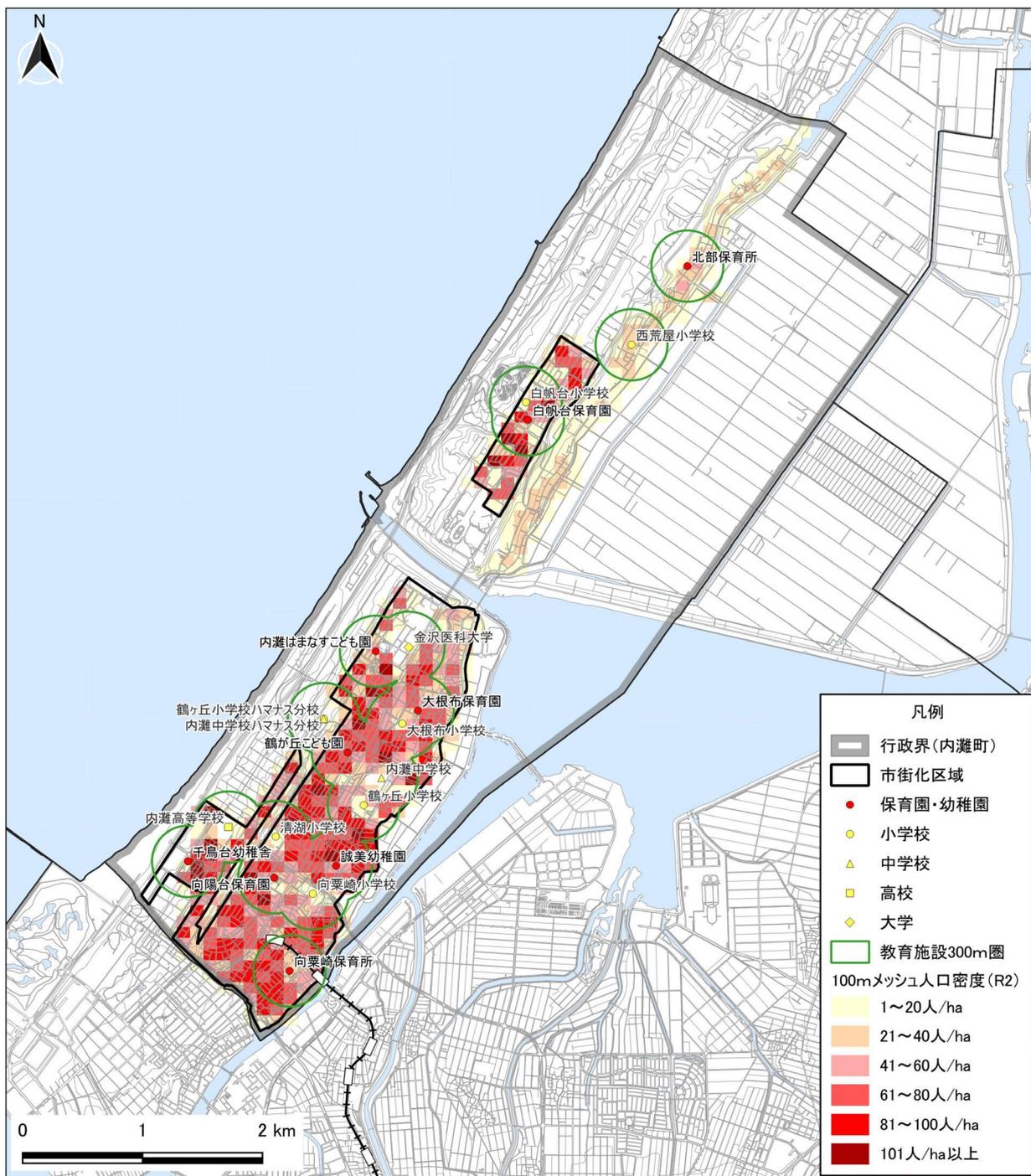
出典：内灘町HP、国土交通省 国土数値情報を元に修正（令和4年10月時点）

## 5) 教育施設

教育施設（小中学校、高校、保育所・幼稚園）は町内の20箇所に立地しており、ほとんどが市街化区域内（16箇所）に立地していますが、一部市街化調整区域の立地もみられます。

教育施設から300m圏のカバー人口は16,620人で内灘町総人口の63%となっています。

【教育施設の分布状況と人口カバー状況】



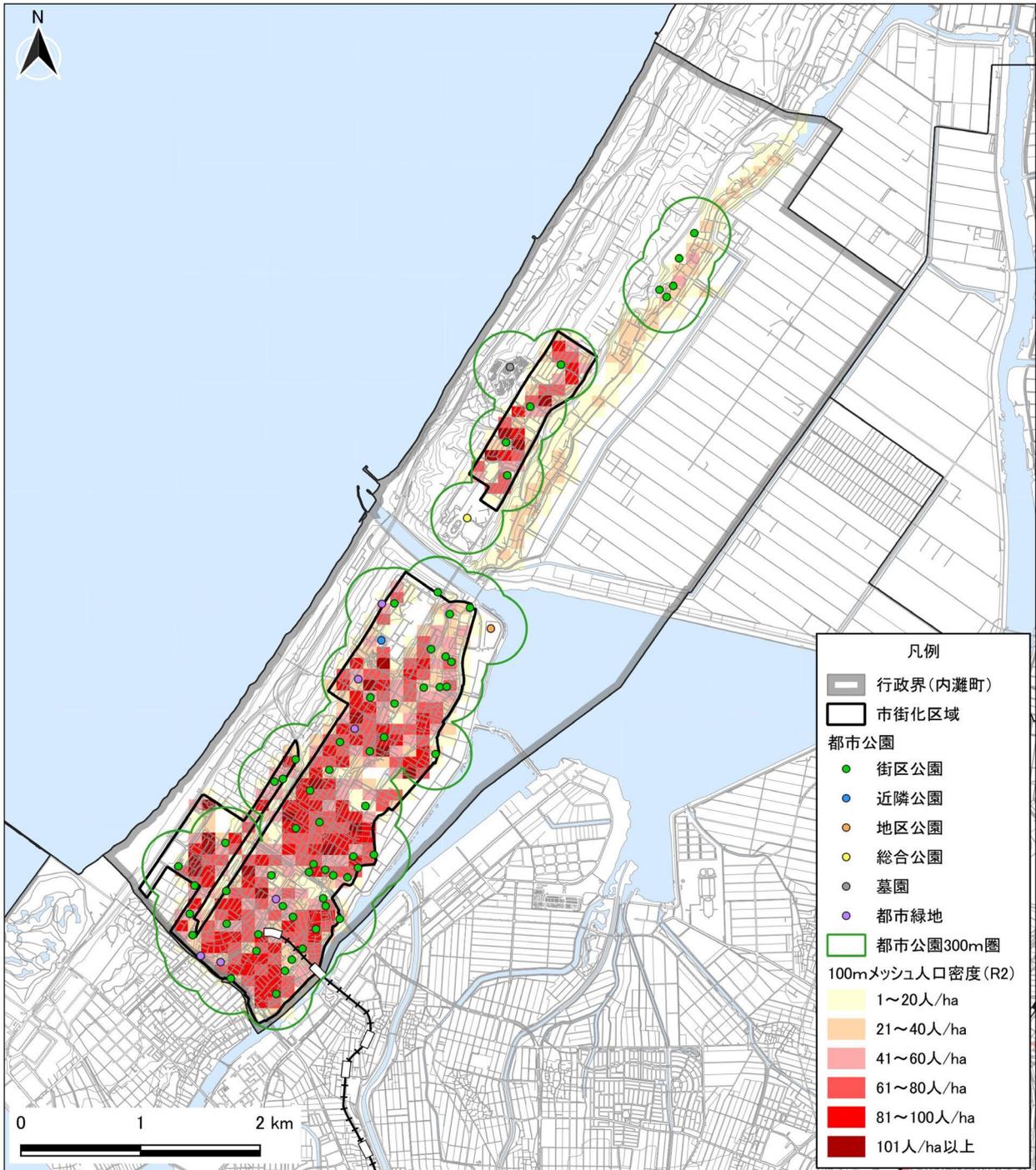
出典：内灘町HP、国土交通省 国土数値情報を元に修正（令和4年10月時点）

## 6) 公園・緑地

公園・緑地は町内の72箇所に立地しており、ほとんどが市街化区域内（62箇所）に立地していますが、規模の大きい地区公園、総合公園、墓園や北部の街区公園など市街化調整区域の立地もみられます。

公園・緑地から300m圏のカバー人口は25,108人で内灘町総人口の94%となっています。

【公園・緑地の分布状況と人口カバー状況】

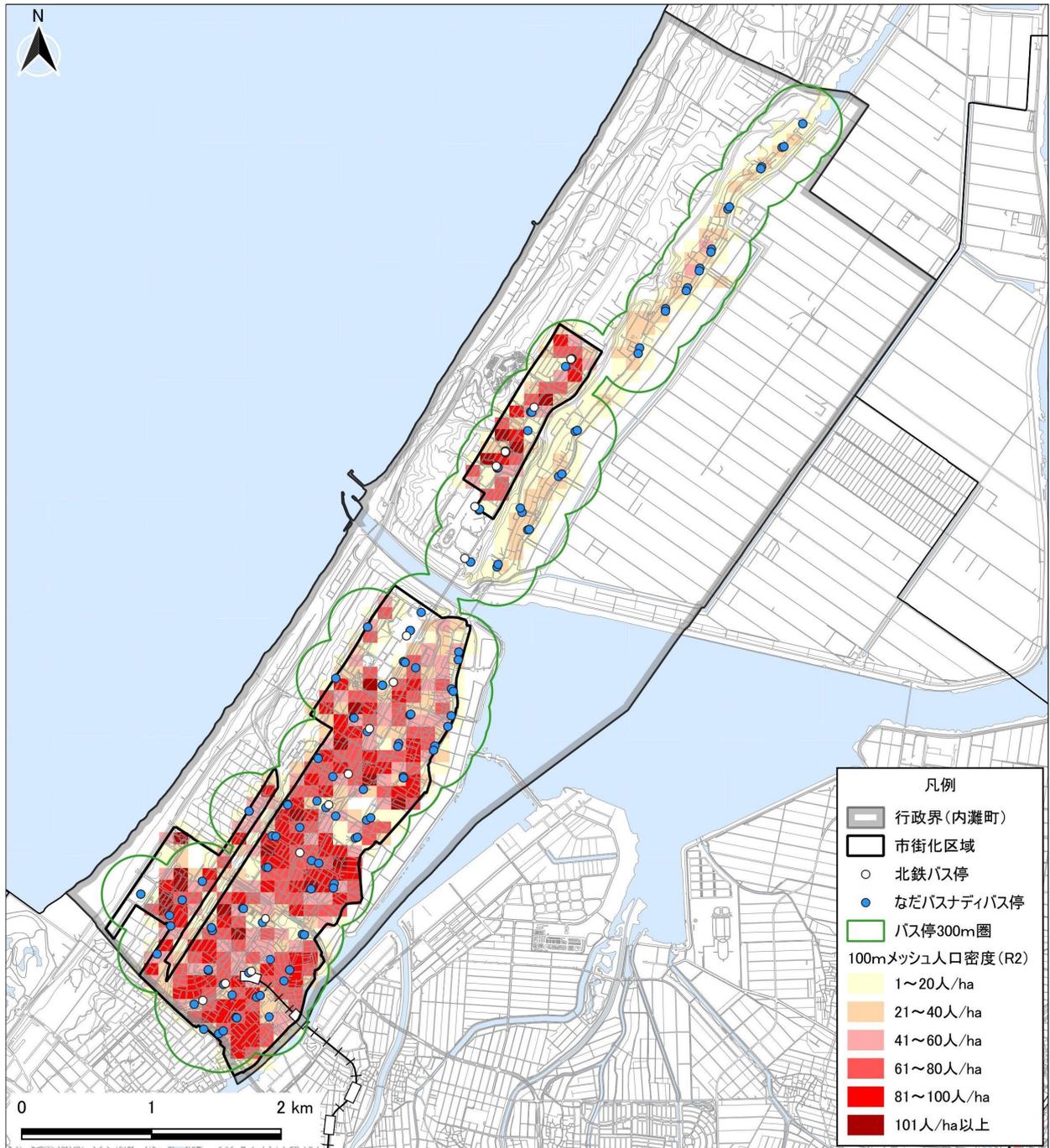


出典：内灘町内部資料（R5）

## 7) 公共交通

バス停、駅から300m圏のカバー人口は26,217人で内灘町総人口の99%となっています。

【公共交通の分布状況と人口カバー状況】

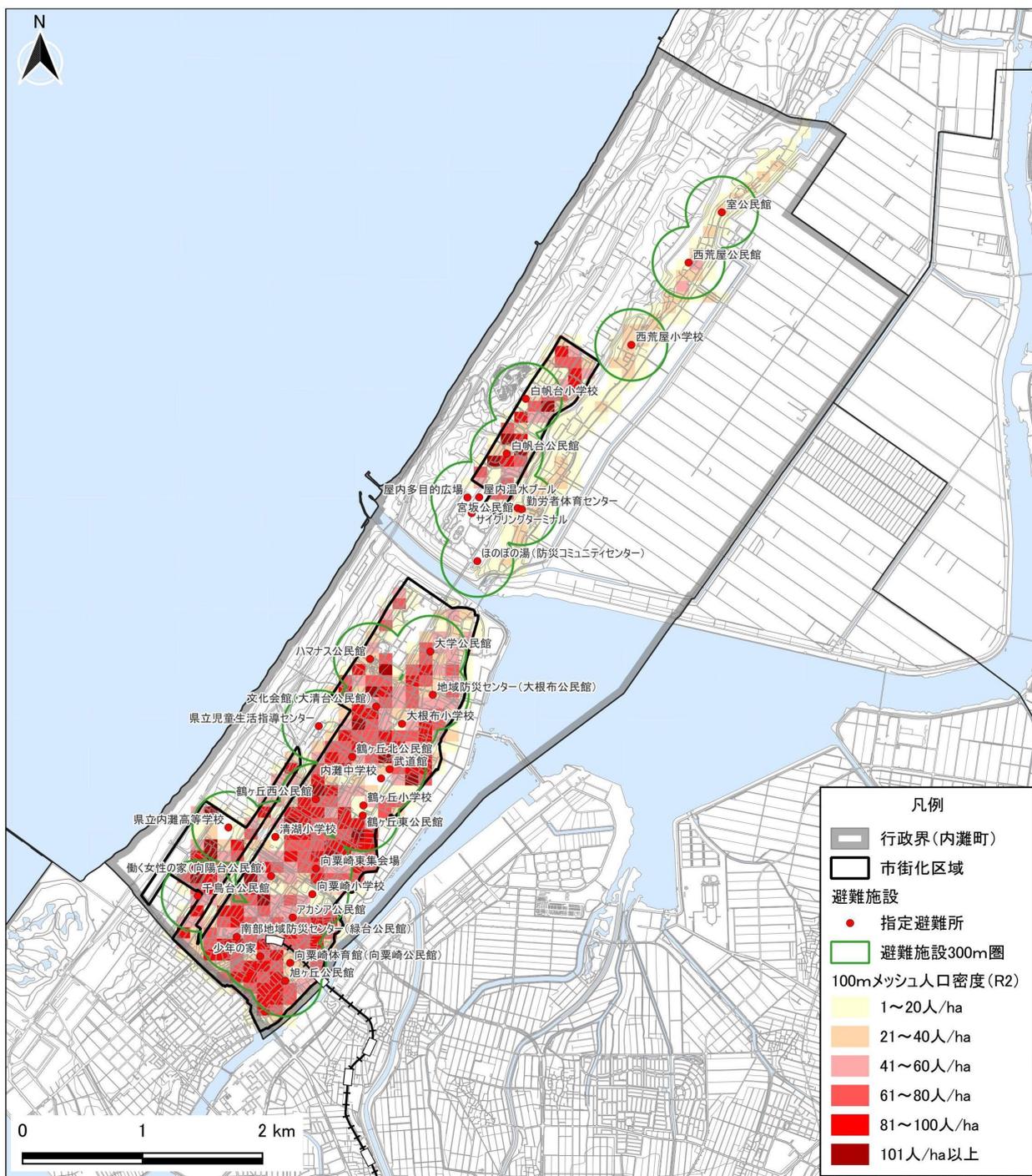


出典：内灘町HP、北陸鉄道HP、都市計画基礎調査 (R2) を基に作成

## 8) 指定避難所

指定避難所から300m圏のカバー人口は22,516人で内灘町総人口の85%となっています。  
白帆台北部と北部市街化調整区域の一部が300m圏のカバー人口から外れています。

【指定避難所の分布状況と人口カバー状況】



出典：内灘町HP「指定一般避難所 (R2)」を基に作成

※勤労者体育センター、宮公民館の2施設は洪水、津波時は除外

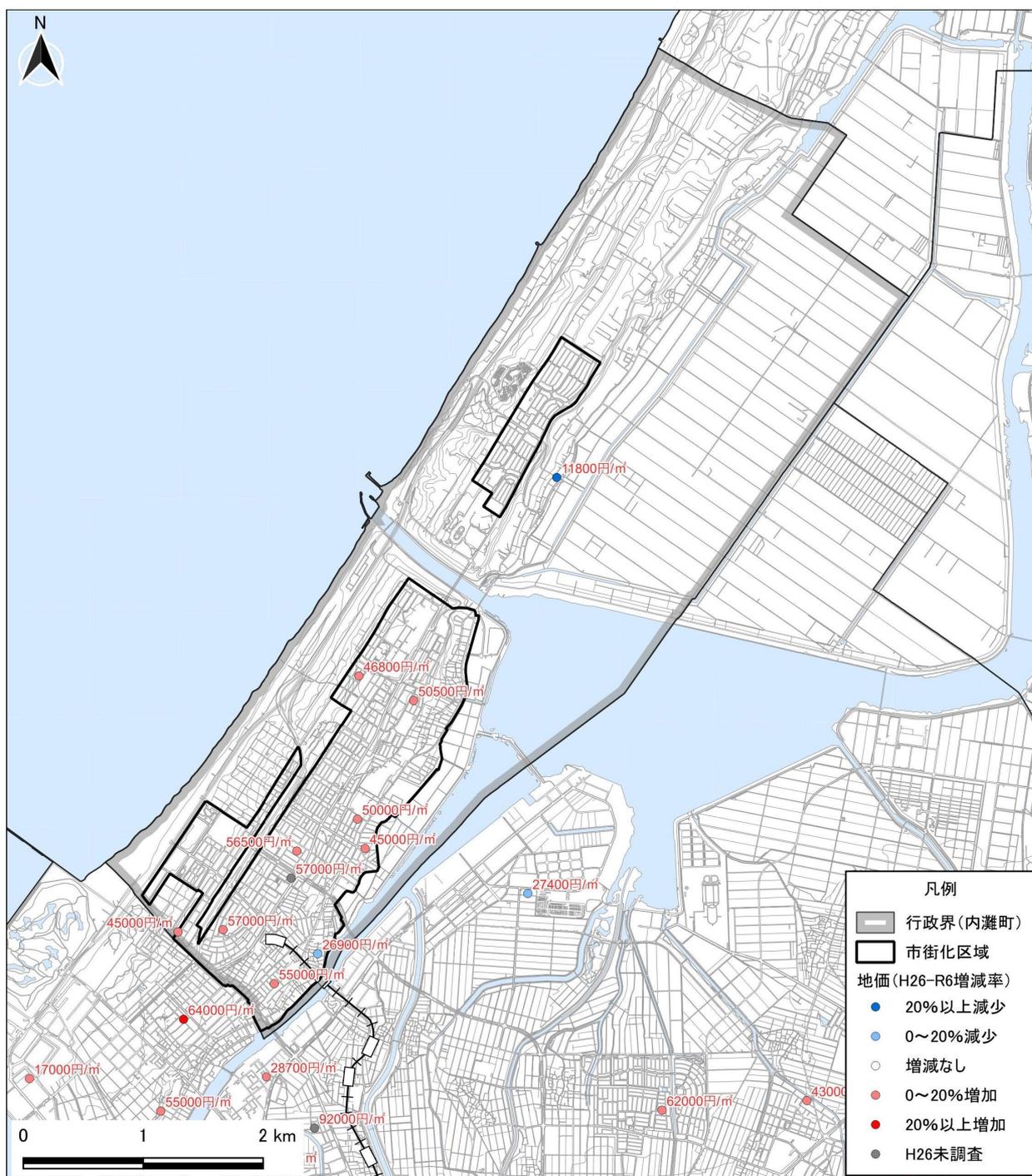
## 6. 地価・開発状況

### 1) 地価

市街化区域内の地価は、ほとんどの地点で40,000円/㎡を超えており、増加傾向にあります。

金沢市や内灘駅から遠方になるほど地価が安くなっている傾向があり、北部地域の市街化調整区域の地点では、20%以上地価が減少しています。

【地価の状況】



出典：国土交通省地価公示（R6）、石川県地価調査（R6）

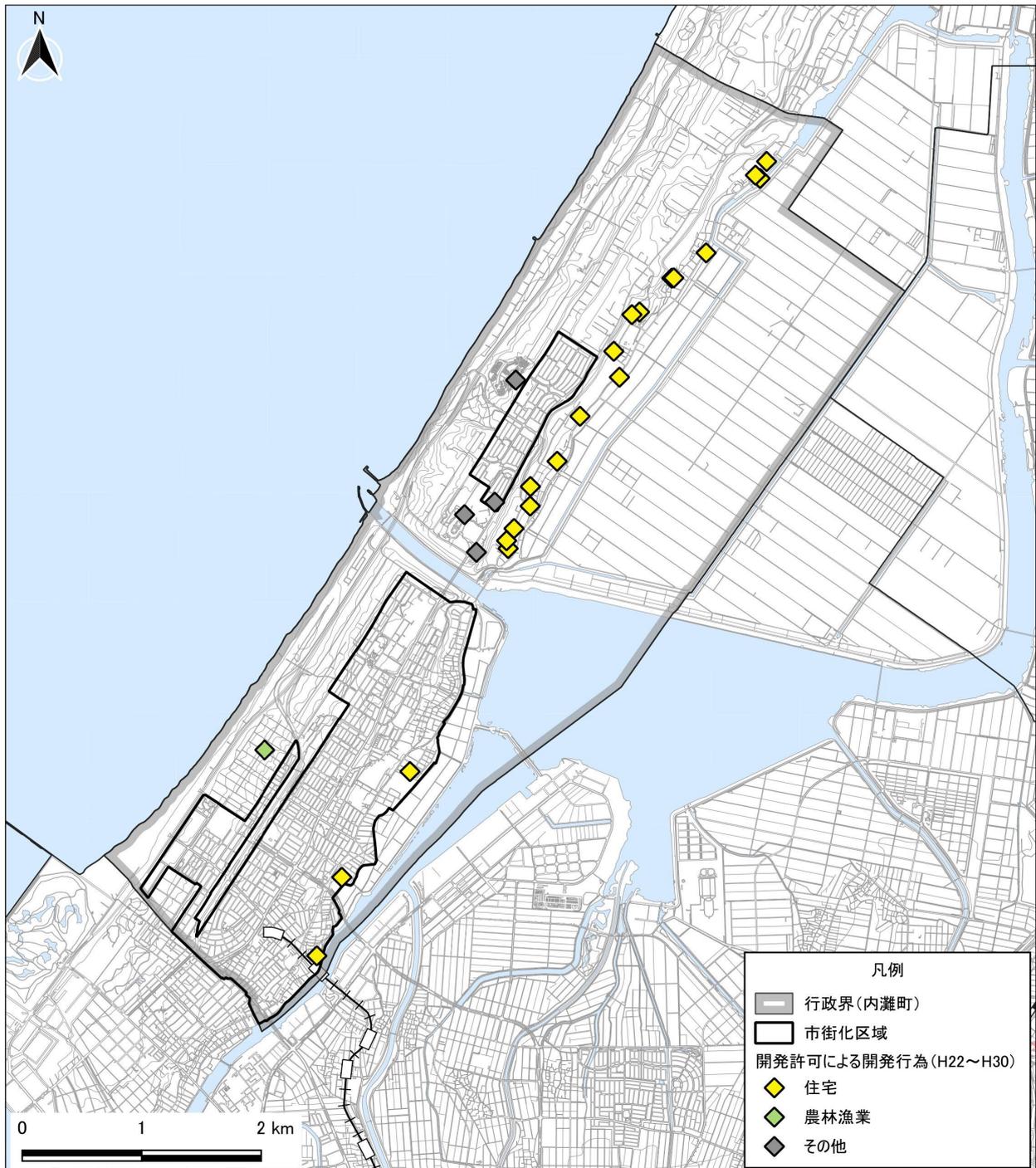
※図面上の地価はR6の価格

## 2) 開発許可・新築動向

開発許可による開発行為は市街化区域（区域500㎡以上）のほか、市街化調整区域でも住宅などの開発行為が行われています。

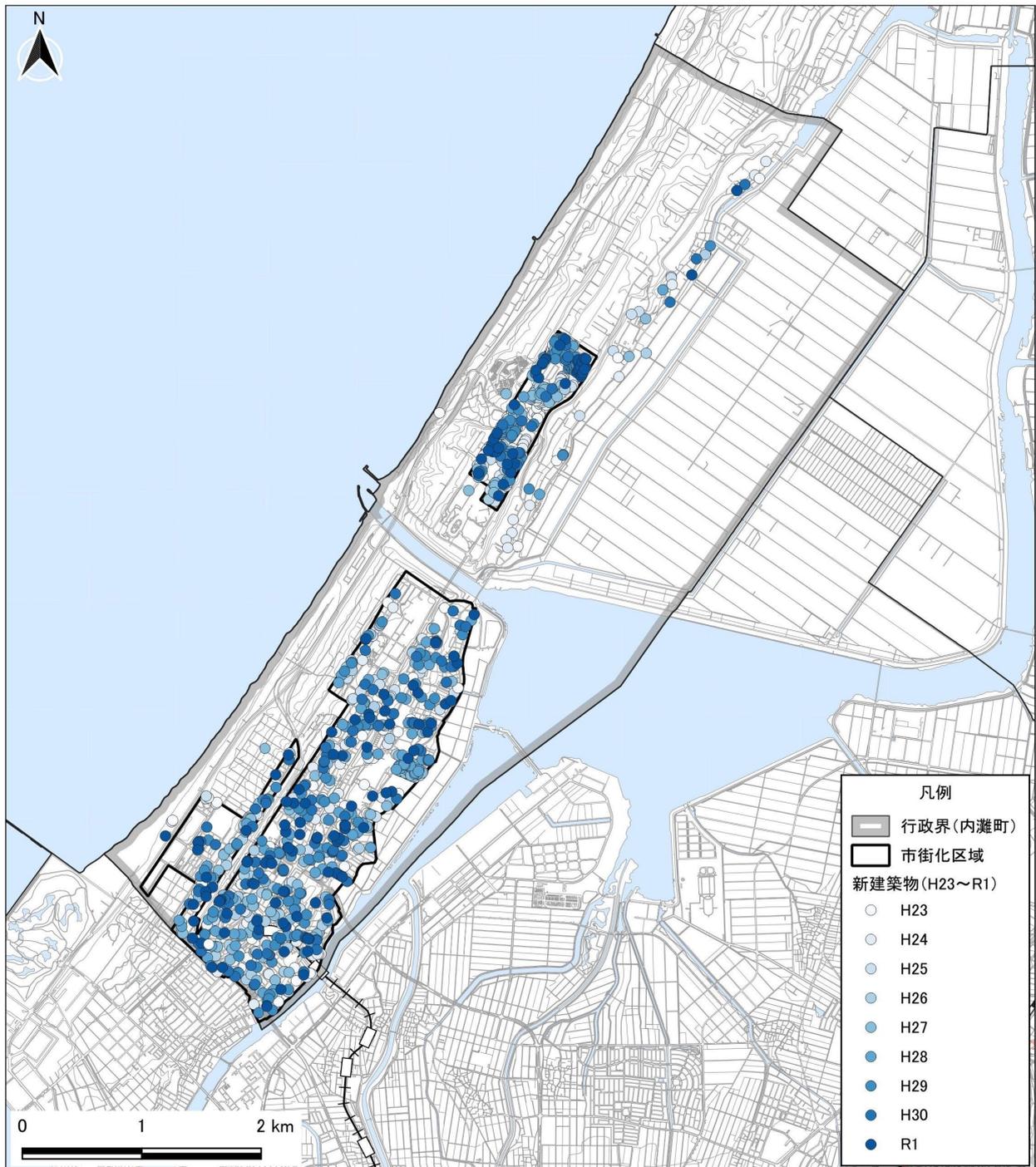
市街化調整区域にも一部新築物件が点在しており、近年では、白帆台地区で多くの新築物件が建てられています。

【開発許可による開発行為の状況】



出典：都市計画基礎調査 (R2)

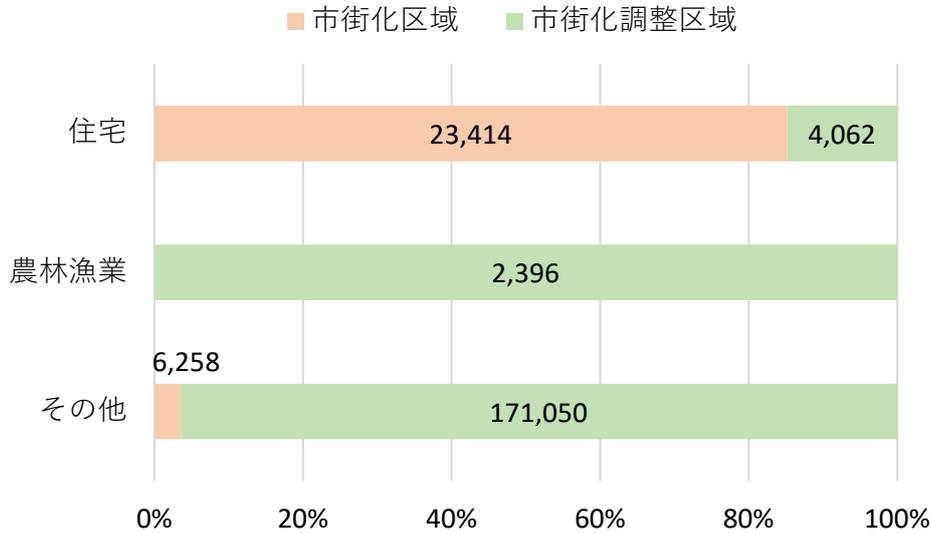
【新築物件の状況】



出典：都市計画基礎調査（R2）

開発許可による開発行為の面積のうち、住宅建築は約85%が市街化区域内で行われています。

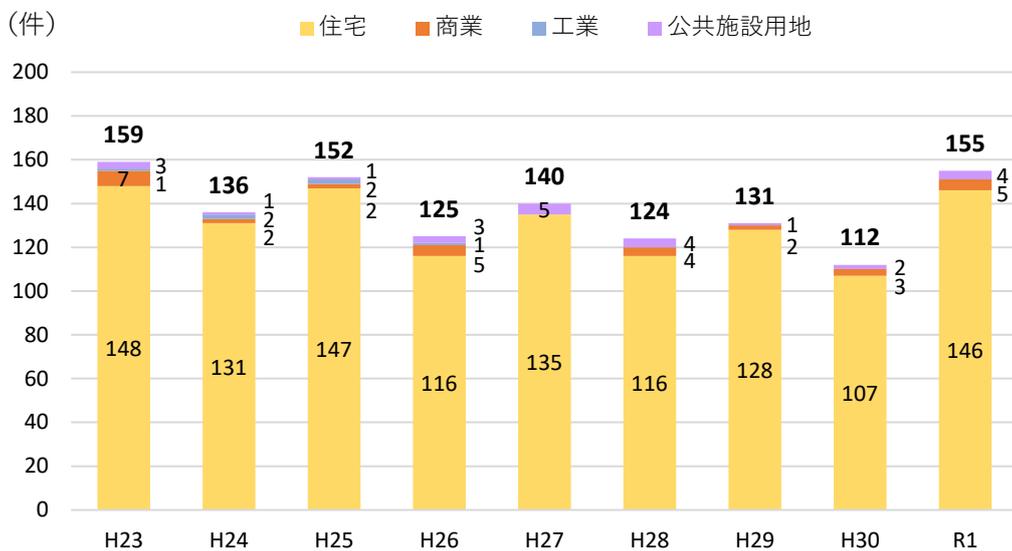
【開発許可の面積割合（H22～H30）】



出典：都市計画基礎調査（R2）

新築件数は、平成23年から横ばい傾向（年間150件前後）で推移しており、大部分が住宅となっています。

【新築件数の推移】



出典：都市計画基礎調査（R2）

## 7. 公共施設の整備状況

### 1) 道路

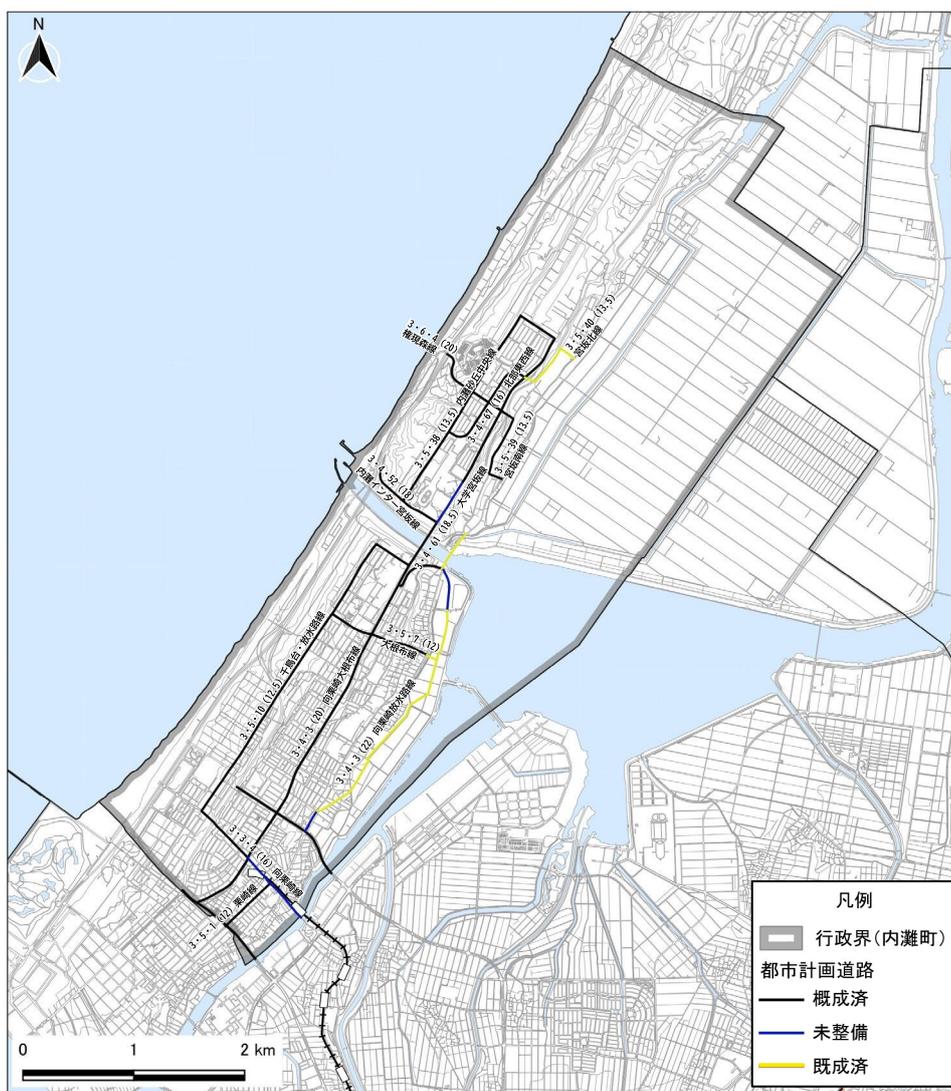
令和7年3月現在の都市計画道路における本町の整備率は78.8%であり、県全体の整備率の75.5%を上回っていますが、金沢都市計画区域の平均整備率の87.1%を下回っています。（「3・4・3（22）向栗崎放水路線」や「3・5・40（13.5）宮坂北線」が未整備）

【都市計画道路の整備状況】

都市計画区域	路線数	計画決定延長 (km)	改良済み延長 (km)	整備率 (%)	
石川県全体	504	1,014,258	765,399	75.5	
金沢	178	376,277	329,362	87.5	
	金沢市	—	299,757	262,285	87.5
	野々市市	—	52,500	48,160	91.7
	内灘町	—	24,020	18,917	78.8

出典：石川県都市計画課（令和7年3月末時点）

【都市計画道路整備状況】



出典：金沢市HP「都市計画道路整備状況図」（令和7年3月末時点）をもとに作成

## 2) 下水道

公共下水道は、令和7年3月末現在、整備面積は487.1haで、下水道普及率は99.9%と高い割合を示しています。

【公共下水道の普及状況】

整備面積	487.1ha
処理区域内人口	25,533人
水洗化人口	25,117人
行政区域内人口	25,556人
普及率	99.9%

※水洗化人口：下水道の処理区域内において実際に下水道に接続し、使用している人口

※普及率＝処理区域内人口/行政区域内人口×100

出典：内灘町内部資料（令和7年3月末時点）

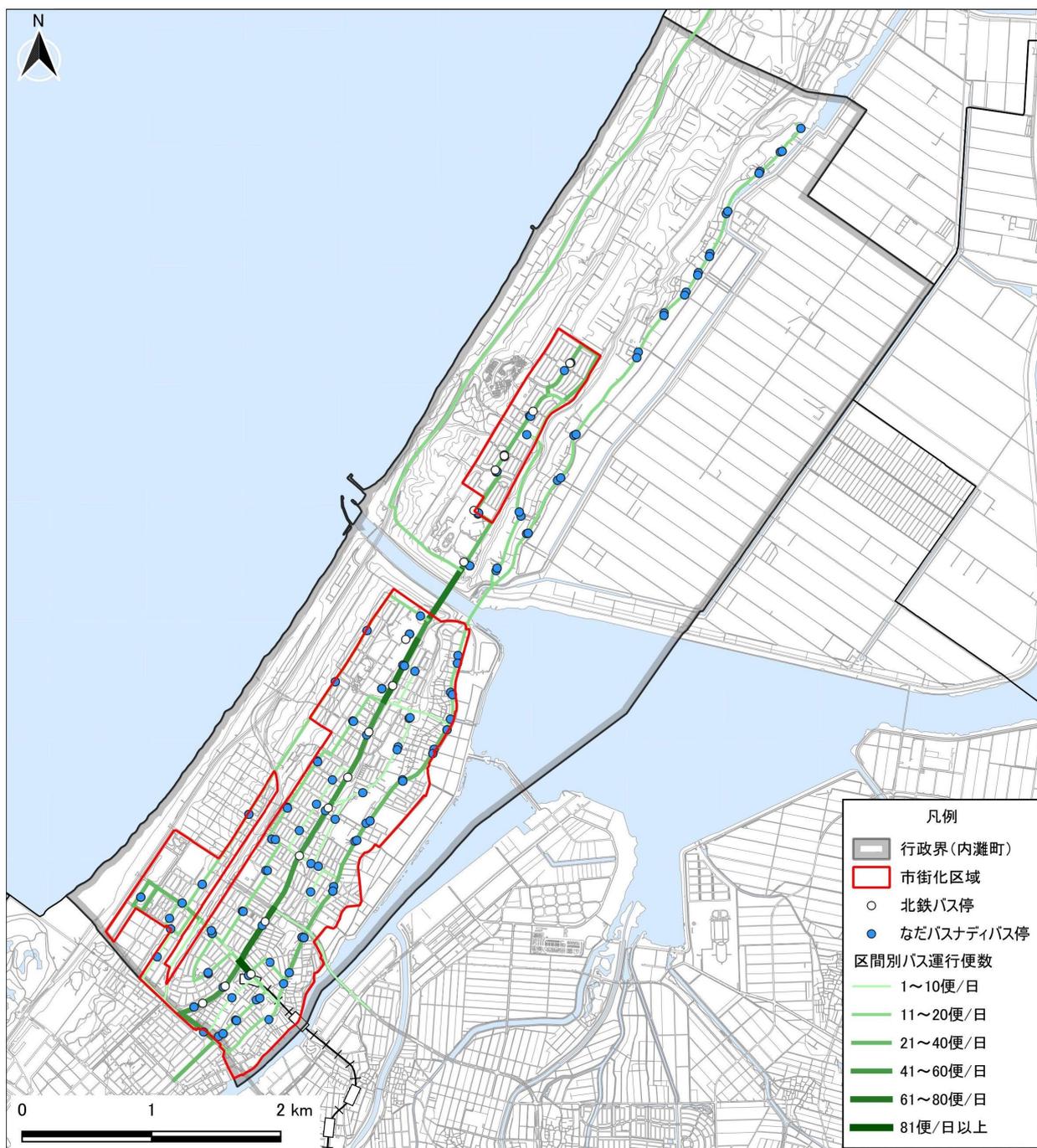
## 8. 交通

### 1) 公共交通の運行状況

町内の鉄道駅は、北陸鉄道浅野川線内灘駅および粟ヶ崎の2駅が存在しています。

バス交通は、北陸鉄道バス路線が5路線（輪島特急線（珠洲接続、宇出津接続を含む）、内灘線、錦町粟崎線、運転免許線、鶴ヶ丘住宅線）と、コミュニティバス「なだバスナディ」が6路線（通勤通学ライナーが2ルート、循環バスが3ルート、往復バスが1ルート）運行されています。

【公共交通（鉄道、バス）の運行エリア】



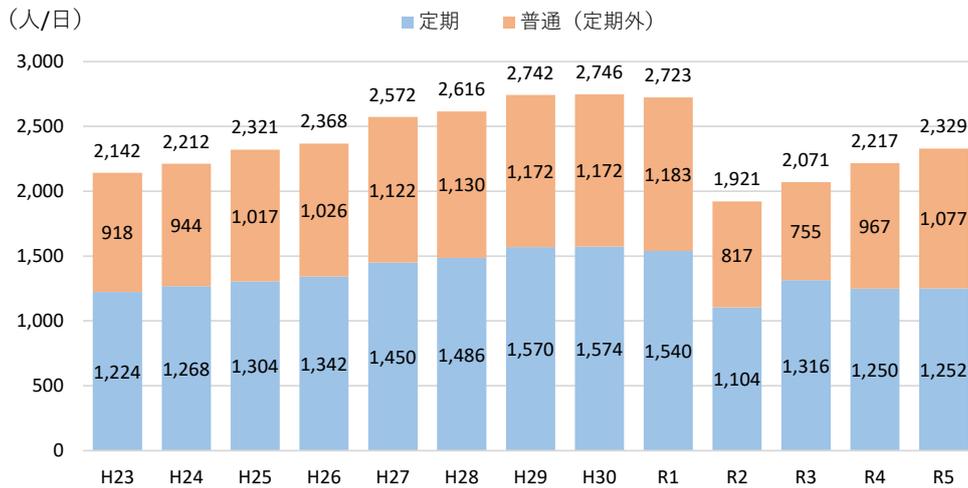
出典：内灘町HP、北陸鉄道HP、都市計画基礎調査（R2）を基に作成

## 2) 鉄道の利用状況

鉄道（内灘駅）の利用は、令和元年度まで増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスの影響により令和2年度は大幅に減少しました。

令和2年度以降の利用者数は回復傾向にあり、令和5年度には、コロナ禍前（令和元年度）の約85%まで回復しました。

【浅野川線（内灘駅）の1日当り利用者数の推移】



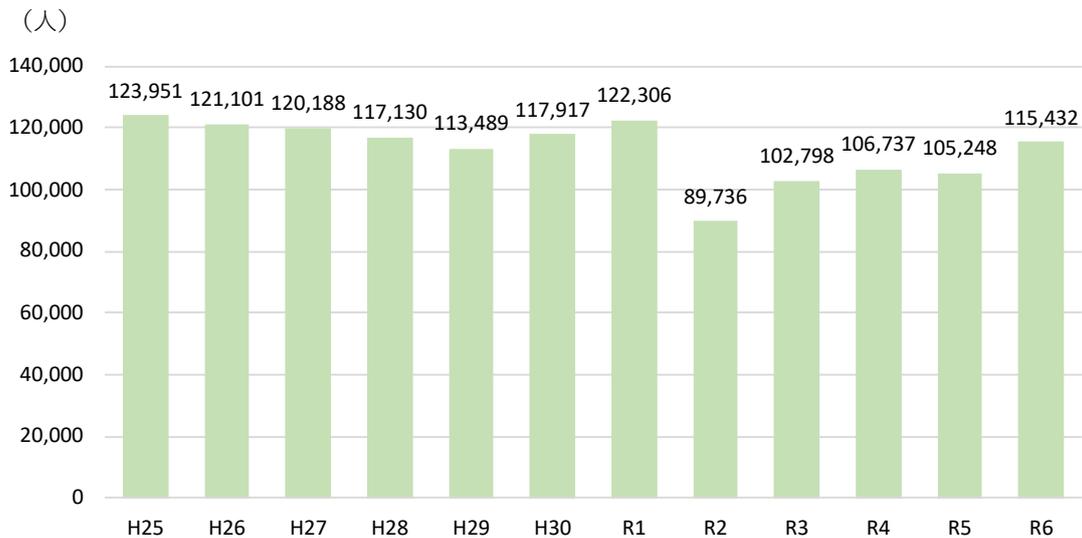
出典：内灘町統計書（R6）

## 3) コミュニティバスの利用状況

コミュニティバス（なだバス「ナディ」）の利用者数は、平成29年度から令和元年度にかけて微増傾向にありましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度に大幅に減少しました。

令和2年度以降の利用者数は回復傾向にあり、令和6年度には、コロナ禍前（令和元年度）の約94%まで回復しました。

【コミュニティバスの年間利用者数の推移】



出典：内灘町内部資料（R6）

## 9. 災害

### 1) 土砂災害

市街化区域内の一部に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在しています。

土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域に原則として含まないこととしているため、誘導区域の検討の際には考慮が必要です。

【土砂災害が想定されているエリア】

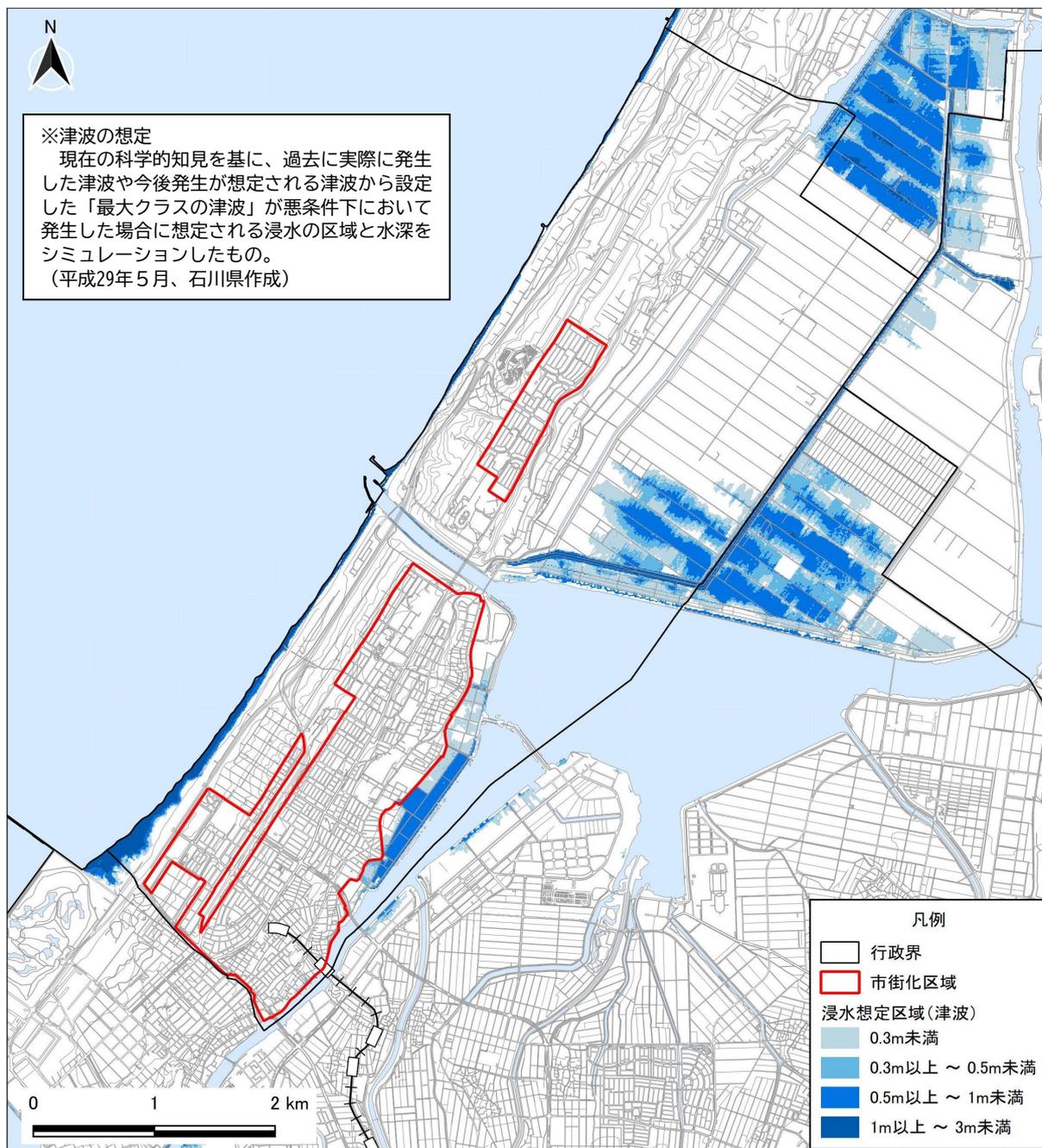


出典：国土数値情報（令和4年9月時点）

## 2) 津波

市街化区域内のごく一部に、津波の浸水想定区域（0.5m以上～1.0m未満）がみられるものの、ほぼ存在していません。

【津波災害が想定されているエリア】

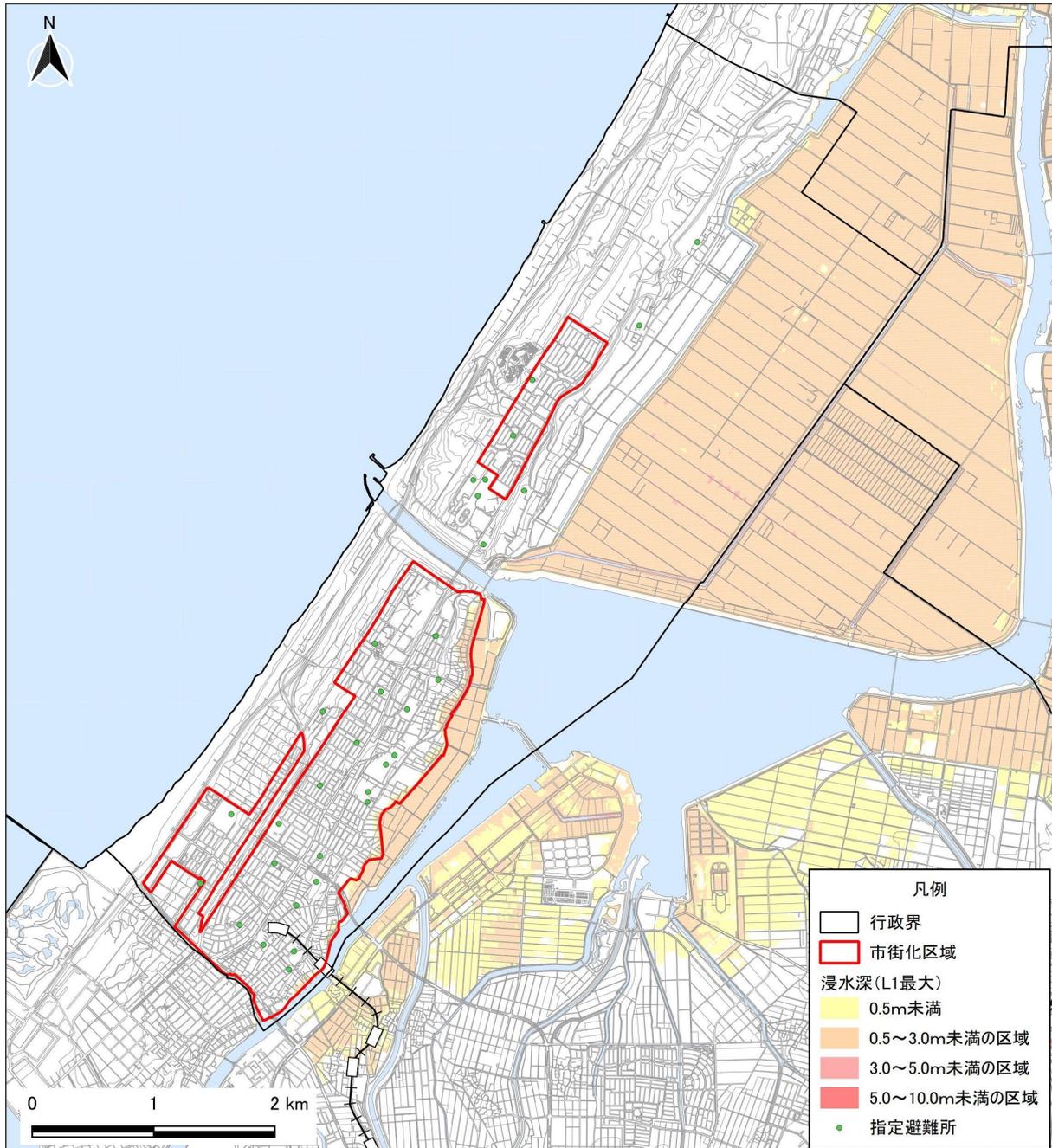


出典：国土数値情報（平成28年10月時点）

### 3) 洪水

市街化区域内のごく一部（大根布地区）に、浸水深0.5～3.0m未満の区域がみられるものの、ほぼ存在していません。

【浸水が想定されているエリアと浸水深（L1、概ね100年に一度）】



出典：石川県洪水浸水想定区域オープンデータ（令和3年4月12日時点）

※洪水浸水想定区域

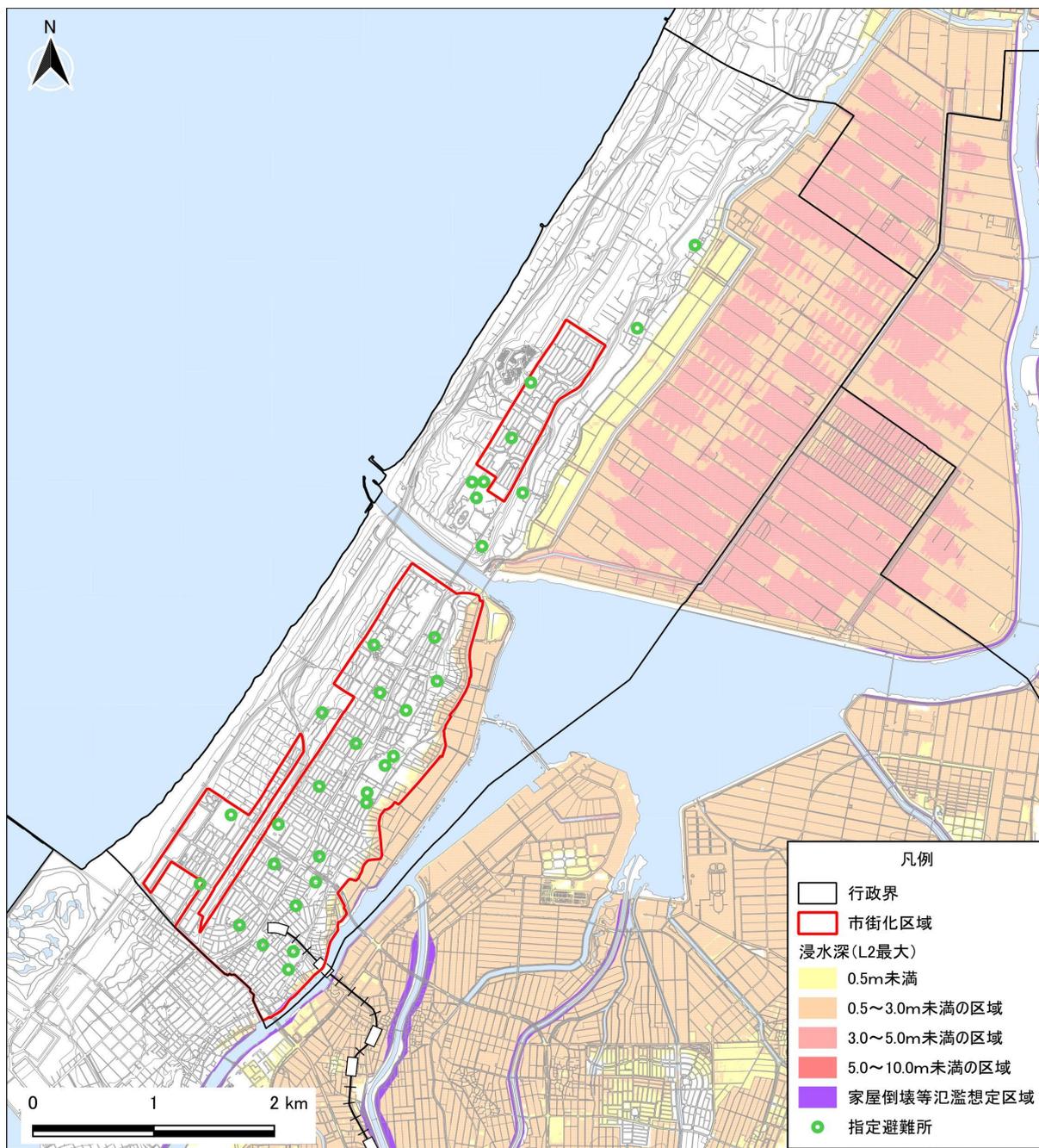
想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。令和3年に石川県から公表された洪水浸水想定区域図を使用。洪水浸水想定区域図は、大雨によって大野川、河北潟、宇ノ気川で洪水が発生し、堤防から水が溢れたり、堤防が壊れて水が流れ出したりすることを想定。

L1：計画規模（概ね100年に1回の降雨を想定）

L2：想定最大規模（概ね1,000年に1回の降雨を想定）

L2（概ね1,000年に一度）の洪水浸水想定区域は、L1（概ね100年に一度）の洪水浸水想定区域より広範囲となりますが、市街化区域内ではごく一部であり、ほとんど存在していません。

【浸水が想定されているエリアと浸水深（L2、概ね1000年に一度）】



出典：石川県洪水浸水想定区域オープンデータ（令和3年4月12日、令和5年7月7日時点）

※洪水浸水想定区域

想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。令和3年、令和5年に石川県から公表された洪水浸水想定区域図を使用。洪水浸水想定区域図は、大雨によって大野川、河北潟、河北潟西部承水路、宇ノ気川で洪水が発生し、堤防から水が溢れたり、堤防が壊れて水が流れ出したりすることを想定。

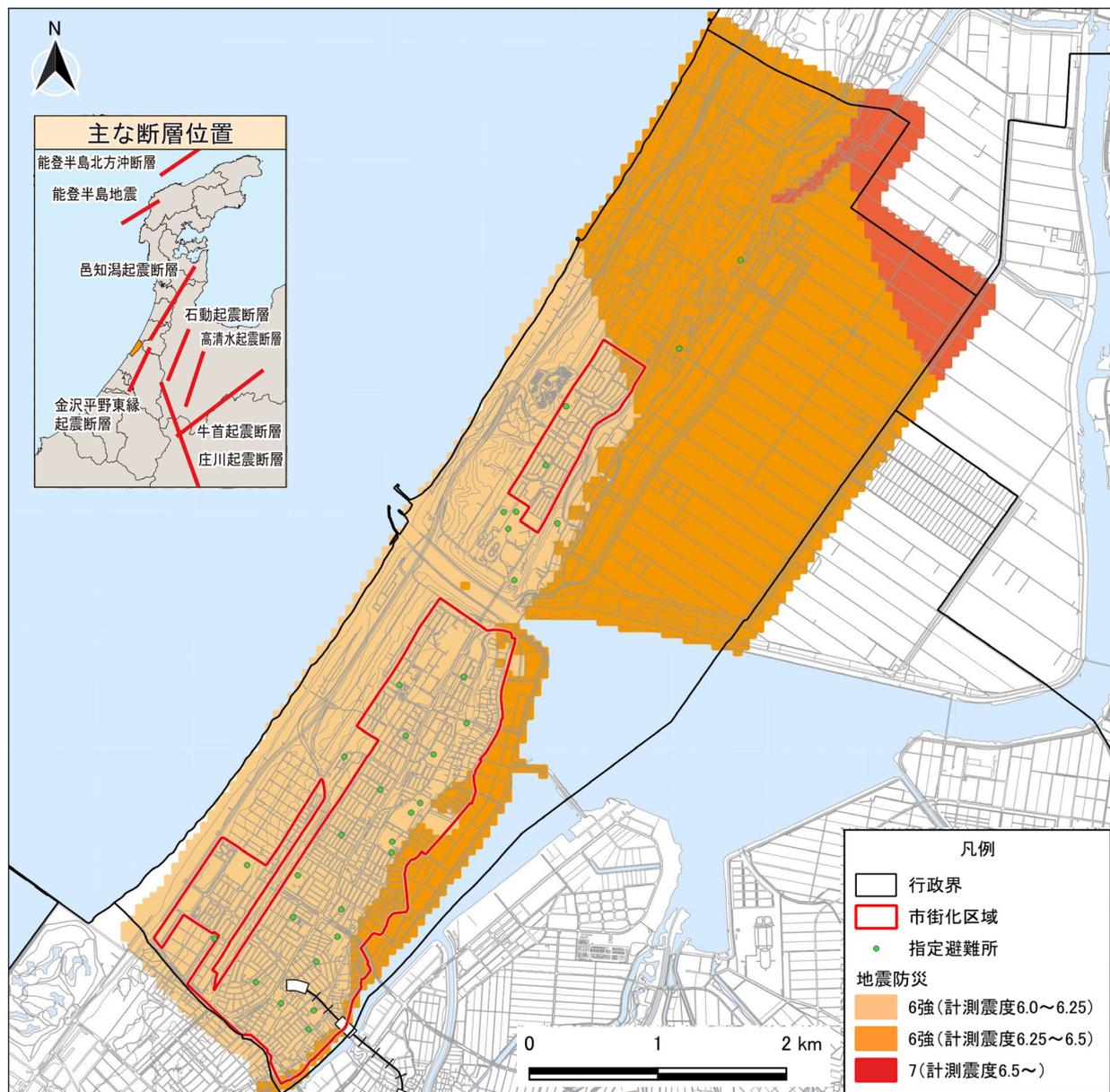
L1：計画規模（概ね100年に1回の降雨を想定）

L2：想定最大規模（概ね1,000年に1回の降雨を想定）

#### 4) 地震

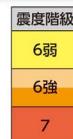
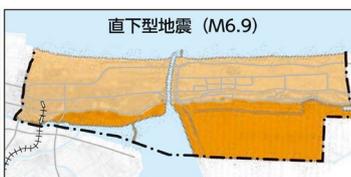
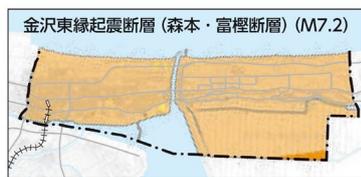
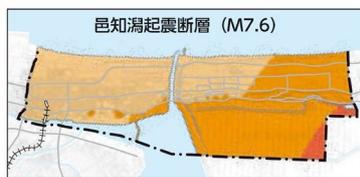
「邑知潟起震活断層」や「金沢平野東縁起震活断層」などの起震断層による地震と、いつどこで発生するか分からない「直下型地震」を対象とし各地点の最大震度を想定した場合、町内全域にわたって計測震度6.0以上（震度6強以上）の区域が見られ、市街化区域内のごく一部に、計測震度6.25以上の区域が存在しています。

【揺れやすさマップ】



#### 揺れやすさマップ

揺れやすさマップは、内灘町への影響が大きいと考えられる『邑知潟起震断層』(M7.6) や『金沢平野東縁起震断層(森本・富樫断層)』(M7.2) などの起震断層による地震と、いつどこで発生するか分からない『直下型地震』(M6.9) を想定しています。これらの地震を重ね合わせ、各地点において想定される最大の震度を表しています。



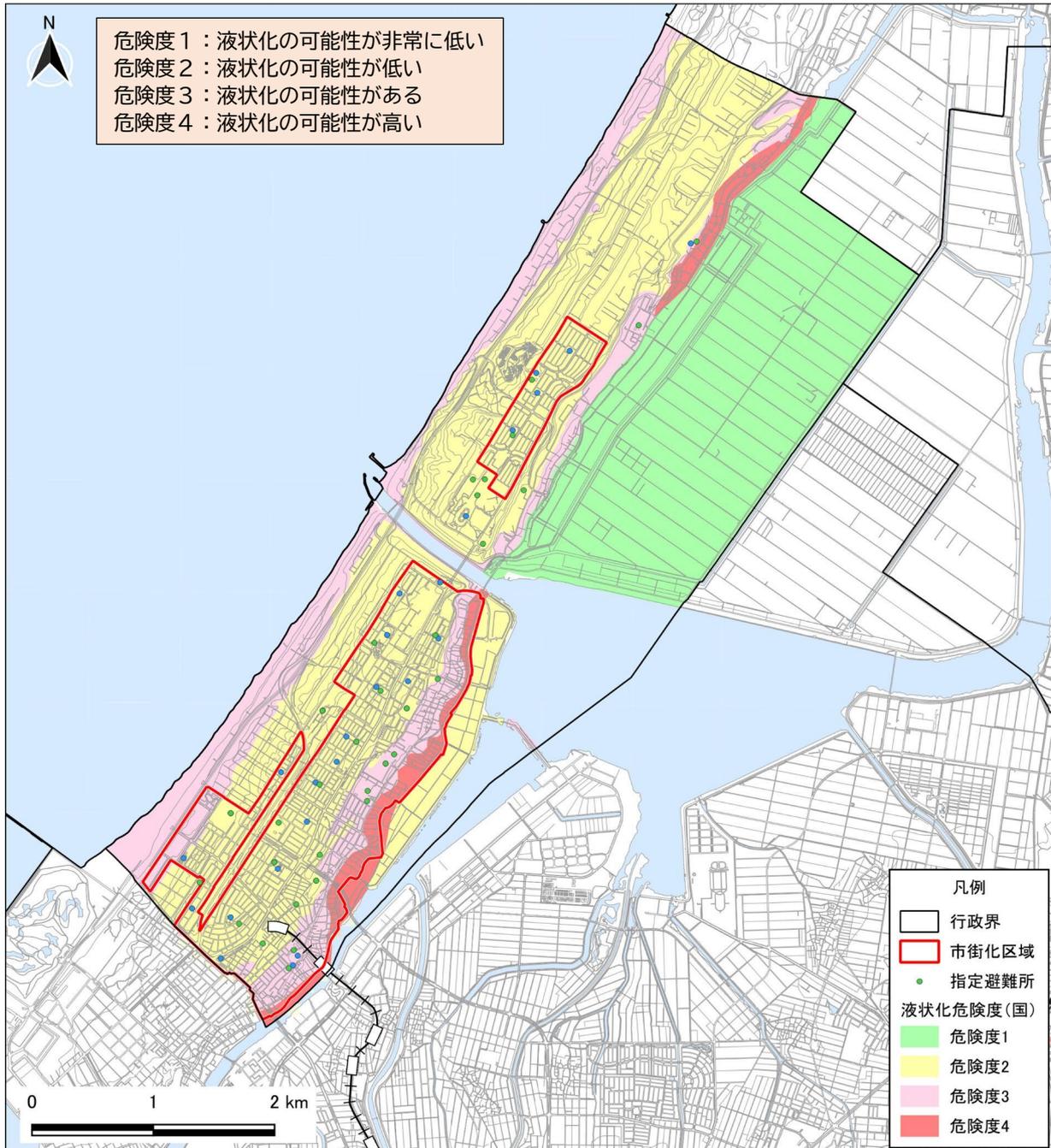
出典：内灘町防災マップ（令和2年5月作成）

## 5) 液状化

### 液状化危険度マップ

液状化の危険度が高い区域（危険度3・4）は、主に町内の日本海側や河北潟沿いで見られ、市街化区域内にも多く存在しています。

【液状化危険度マップ（国土交通省北陸地方整備局）】



- 地盤の液状化に関する地形、地質及び液状化履歴についての資料を収集・整理してそれらの情報を組合せて液状化危険度を評価し、各危険度領域をマップとして表現しています。なお本マップでは、特定の震源による地震を想定せず、石川県内一律のゆれ(震度5強程度)を想定しています。
- 地形情報では、各種既往地形分類図を重ね合わせて微地形区分図を作成し、液状化しやすい地形及び液状化しにくい地形の分布を確認しました。また旧河道、最近の盛土造成地を古い地形図と空中写真を用いて抽出し、微地形区分図を補完しました。
- 地盤情報では、既往のボーリングデータを収集・整理して各ボーリング地点の地質と地下水位を整理し、液状化しやすい状況か否か(地盤の液状化3条件)を確認しました。

出典：国土交通省北陸地方整備局 石川県内液状化しやすさマップ（平成25年10月出版）

## 6) 令和6年能登半島地震の被害状況

向粟崎、旭ヶ丘、鶴ヶ丘東、大根布、宮坂、西荒屋、室、湖西地区で多くの液状化被害が確認されています。液状化に伴う亀裂や沈下、隆起によって公共施設や道路が変形し、上下水道の使用ができなくなるなど町民生活に大きな支障をもたらしました。

【住宅地における主な液状化被害範囲】



【主な公共施設の被害状況】



西荒屋小学校



北部保育所



室公民館

【道路の被害状況】



【上下水道の被害状況等】



水道管の復旧作業



給水状況



仮設トイレの設置状況

出典：令和6年能登半島地震内灘町災害復興計画（令和7年3月策定）

## IV まちづくり（都市計画）に関するアンケート調査

### 1. 調査概要

#### 1) 調査の目的

---

立地適正化計画の作成にあたり、コンパクトシティに対する理解度や意向、防災や減災に関する問題点や意向を把握するための資料とするものです。

#### 2) 調査の概要

---

◇調査対象：内灘町が抽出した18歳以上の町民2,000人

◇調査方法：郵送配布及び郵送回収（WEB回答併用）

◇調査期間：令和5年7月31日（月）～8月25日（金）

◇回収数：747通（回収率：37.4%）

※紙：616通/2,000通=30.8%、WEB：131人/2,000通=6.6%

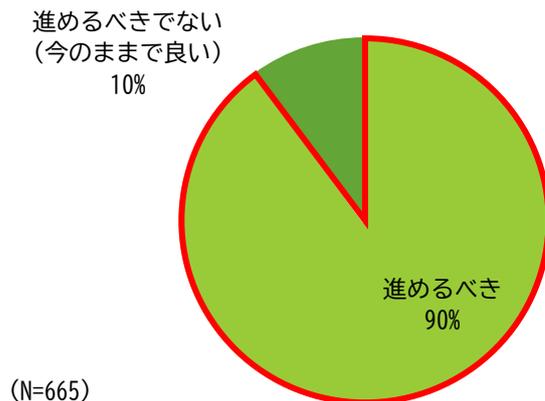
## 2. 調査結果まとめ

### 調査結果分析

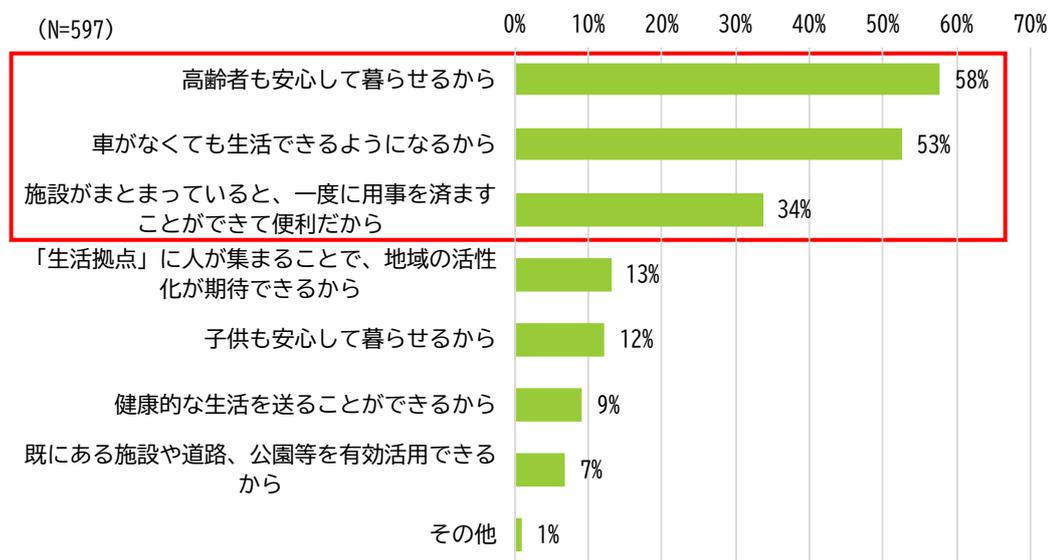
#### (1) お住まいについて

・移動や暮らしの面で、将来的に便利で安心して暮らせるようコンパクトなまちづくりが求められています。

#### ▼「車に頼らない便利で住みやすいまちづくり」推進への理解



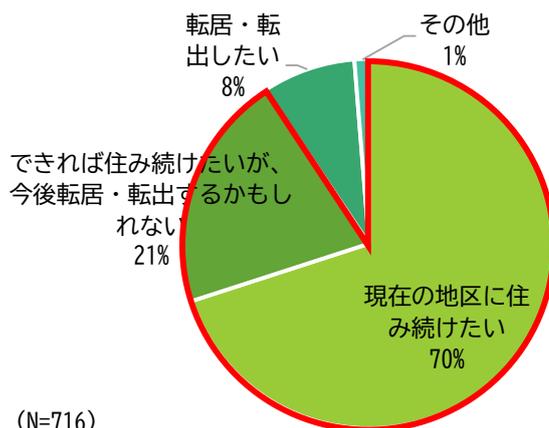
#### ▼進めるべき理由【2つまで回答】



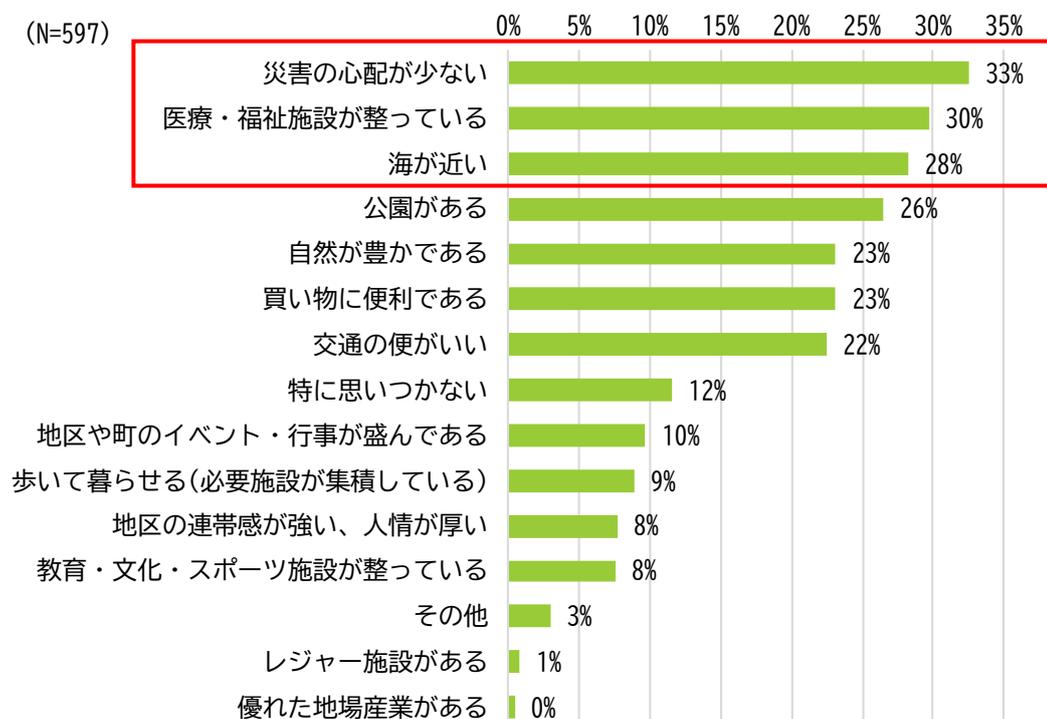
## (2) 定住意向について

- ・自然災害のリスクの低さや医療・福祉施設の充実、海の近さ等の魅力から、定住意向は9割以上となっており、定住意向が高いです。
- ・買い物・飲食などは町外の利用が多くなっており、安全・安心（防災・防犯）な暮らし、医療・福祉サービスの充実等が求められています。

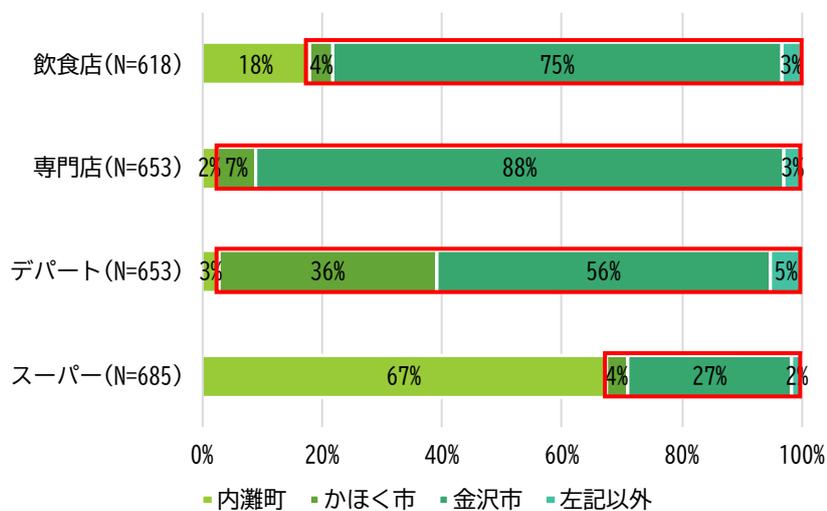
### ▼現在の地区に住み続けたいか



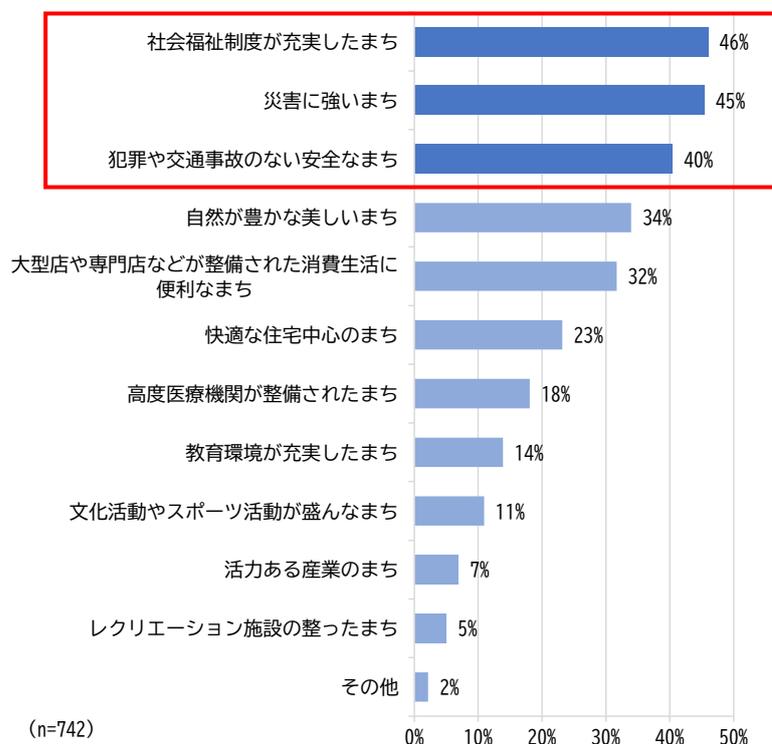
### ▼居住地区の魅力【3つまで回答】



▼施設の利用場所



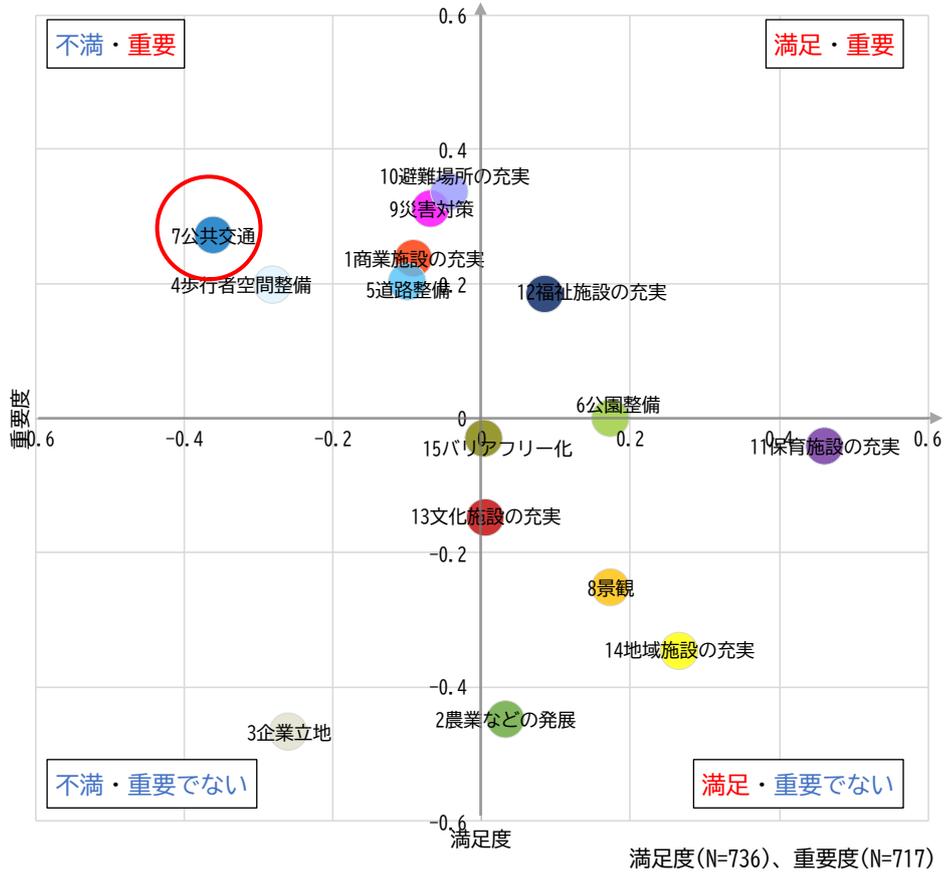
▼内灘町が目指すべき将来像【第六次内灘町総合計画 町民アンケート調査結果】



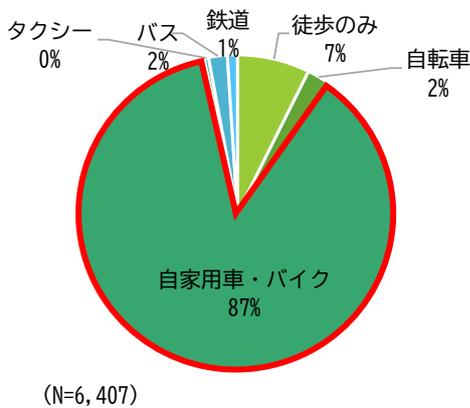
### (3) 公共交通について

- ・公共交通に対する満足度は低いですが、重要度は高いです。
- ・施設への移動手段は、自動車・バイクが約9割で自家用車依存が高く、なだバス ナディの運行本数の増加やルートの変更、停留所の増設等が求められています。

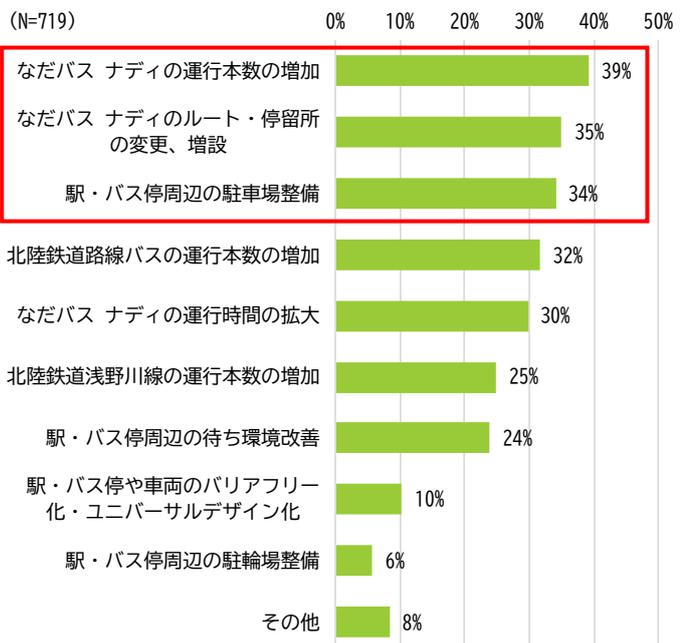
▼現状の満足度/将来の重要度



▼施設（全体）への移動手段



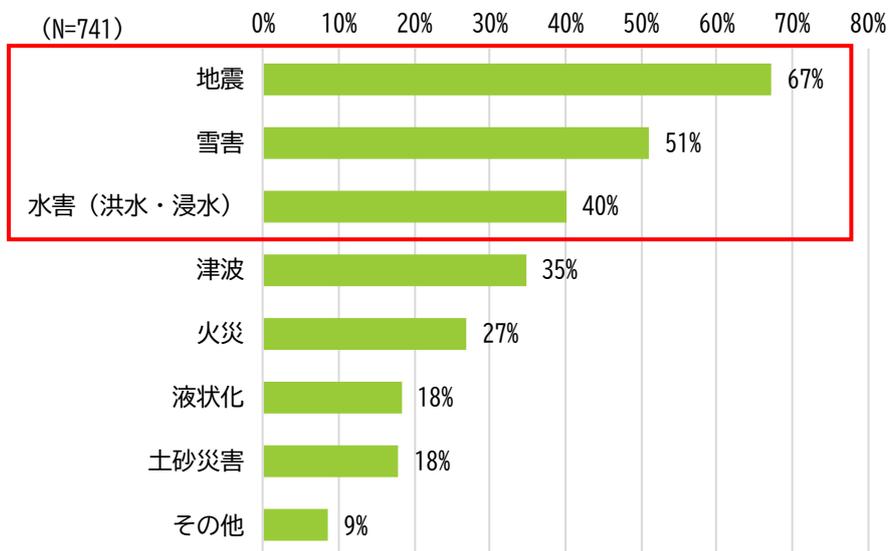
▼公共交通を充実させるための取組【3つまで回答】



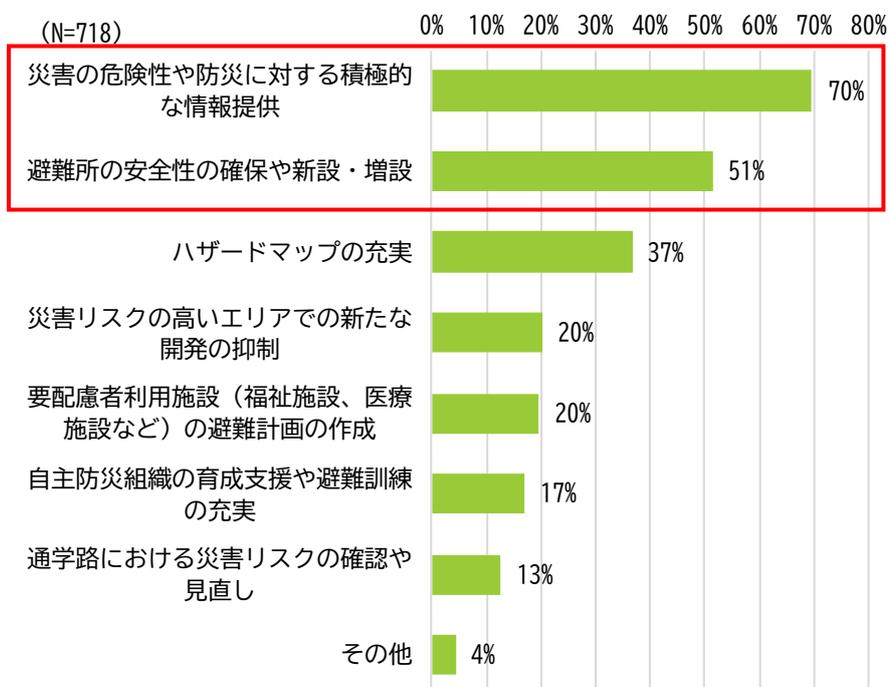
#### (4) 災害について

・地震や雪害、水害（洪水・浸水）といった災害が不安視されており、積極的な情報提供や避難所の安全確保・新設・増設が求められています。

##### ▼不安に感じている災害【複数回答】



##### ▼災害被害を減らすために必要な対策【3つまで回答】



## V 防災指針

### 1. 防災指針の基本的な考え方

#### 1) 防災指針とは

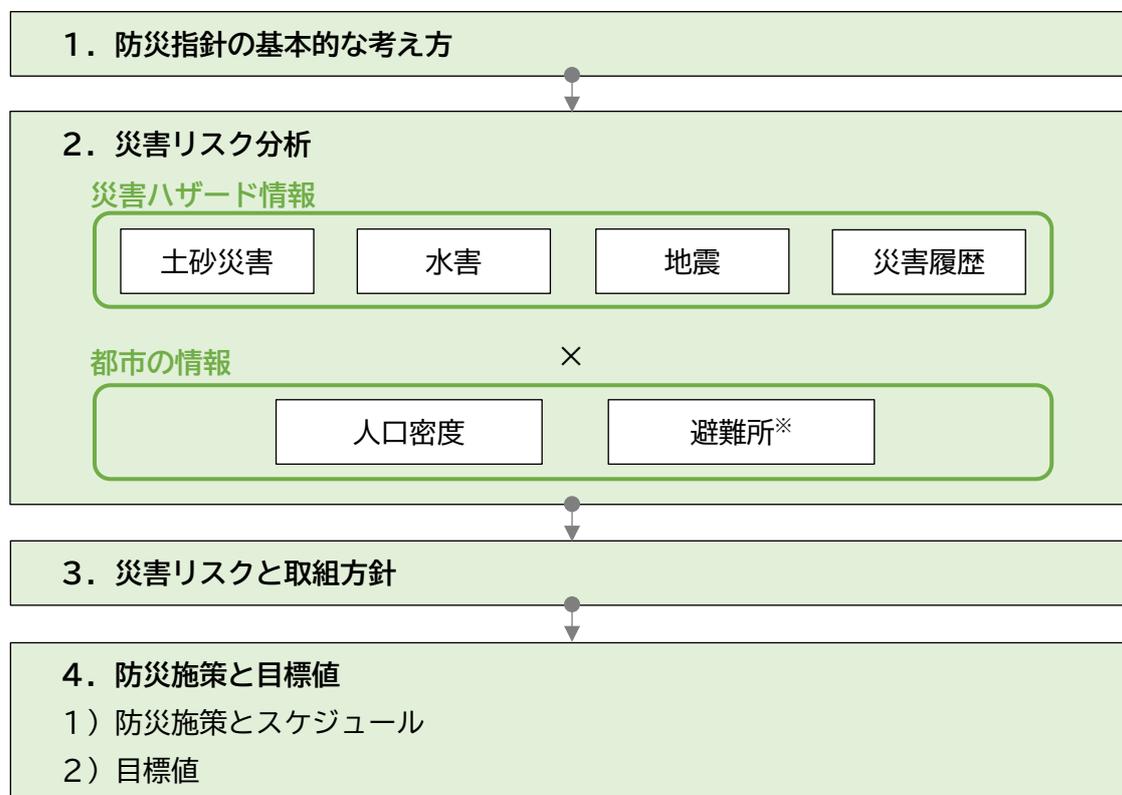
近年、全国各地で豪雨に伴う水害や土砂災害等が発生し、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じており、今後も気候変動の影響による自然災害の更なる頻発化・激甚化が懸念されます。

このような自然災害に対応するため、令和2年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画への「防災指針」を定めることが義務づけられました。防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、誘導区域内における具体的な防災対策を定めるものです。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、液状化により多くの家屋・宅地や道路・上下水道などのライフラインが被害を受け、本町に大きな爪痕を残しました。このような自然災害に対応するためには、災害リスクを低減させるためのハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていくことが重要です。

本町においても、頻発・激甚化している自然災害に対応するため、災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで、災害リスクを分析し、危険に応じた具体的な防災・減災対策をこの防災指針に位置付けることで、災害対策とまちづくりが一体となった取組を計画的に推進していきます。

【防災指針の検討フロー】



※避難所は「指定避難所」と「指定緊急避難所」を対象とする。  
指定避難所：災害で自宅に戻れない人が一定期間生活するための場所  
指定緊急避難所：災害から命を守るための緊急的・一時的な避難先

## 2) 防災指針の基本的な考え方

防災指針では、災害ハザード情報や人口分布・都市機能立地状況等を重ね合わせて、さまざまなパターンにおける災害リスク分析を実施し、課題の抽出を行います。町内における過去の被災状況や各種ハザードマップ等の内容、関連計画における災害対策、地域の特性等を考慮し、今後も高い災害リスクが想定される災害を対象とします。

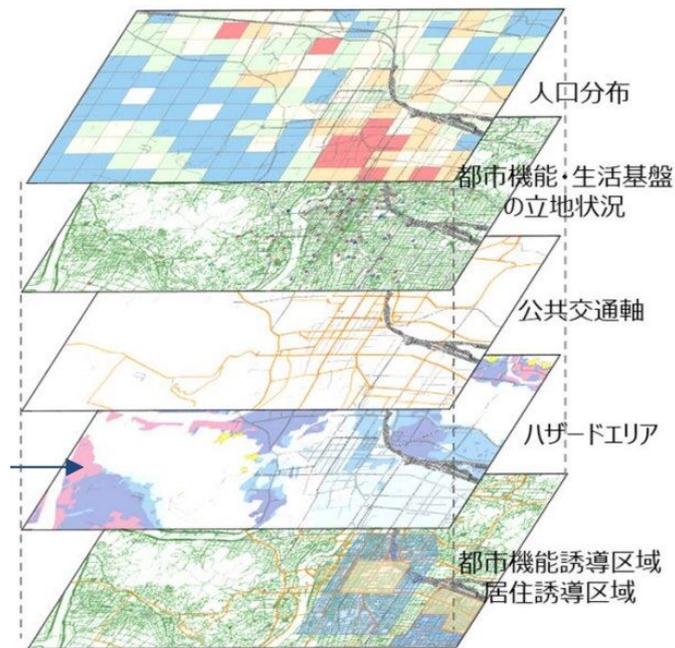
これらを前提として町内の災害リスクの状況を次のとおり整理し、都市の安全性を確保するために防災指針の対象とする災害を定めます。

【災害リスク分析に用いるハザードの種類】

災害ハザード等の種類	災害リスクの有無		防災指針
	市街化区域内	市街化調整区域	
<b>土砂災害</b>			
土砂災害特別警戒区域	○	○	対象
土砂災害警戒区域	○	○	対象
地すべり防止区域	—	—	—
<b>水害</b>			
津波浸水想定区域 (L2※)	○	○	対象
洪水浸水想定区域 (L2※)	○	○	対象
家屋倒壊等氾濫想定区域	—	—	—
<b>地震</b>			
液状化危険度	○	○	対象
液状化被害状況	○	○	対象
道路・上下水道被害状況	○	○	対象

※L2 (想定最大規模降雨)：想定し得る最大規模の降雨。概ね1000年に1回程度の頻度を想定。

【災害リスクと都市計画情報の重ね合わせイメージ】



出典：「水災害対策とまちづくりの連携」国土交通省 都市局 (R2.9.16)

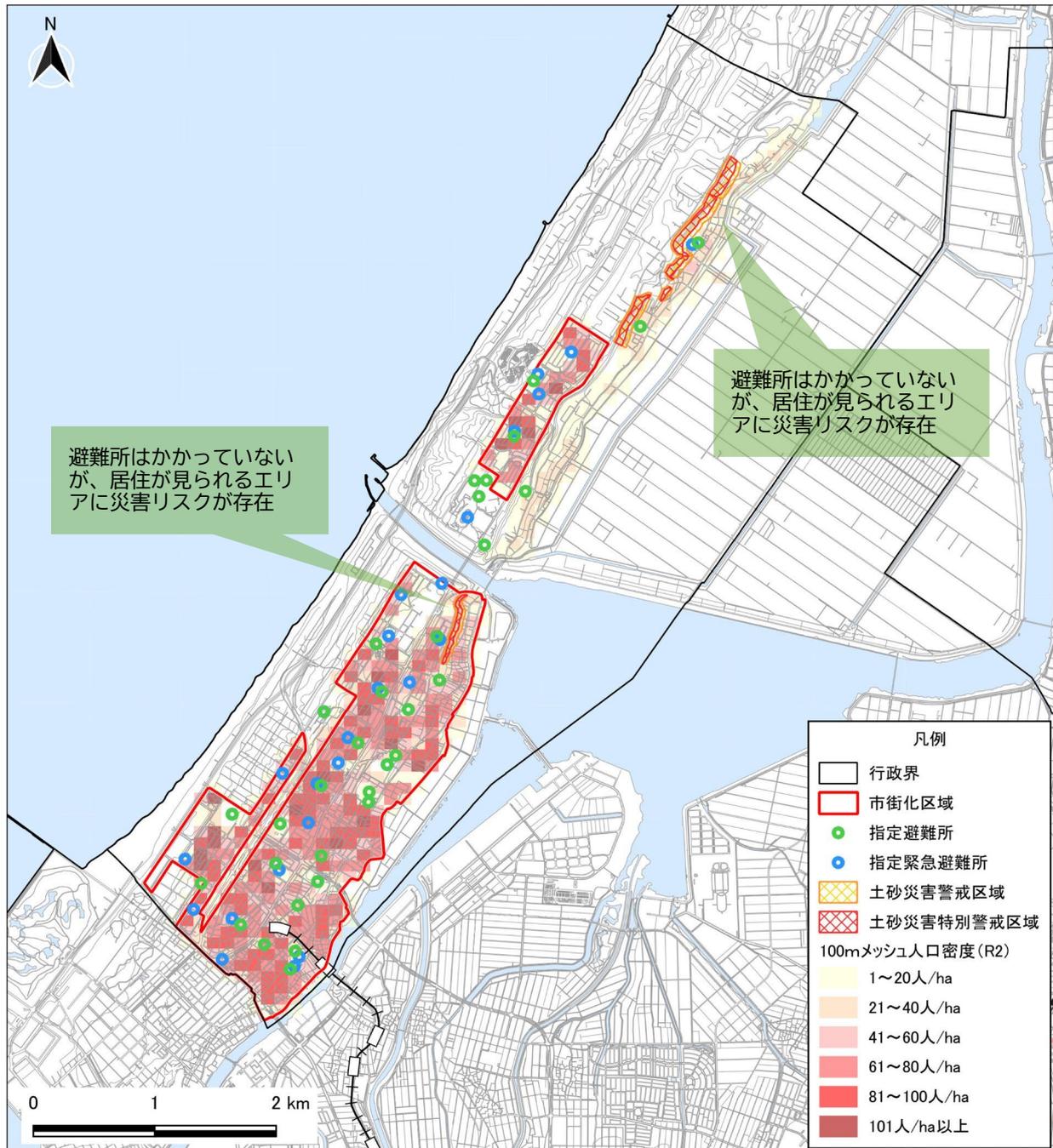
## 2. 災害リスク分析

### 1) 土砂災害

#### 土砂災害×人口密度、避難所

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、市街化区域内（大根布4・5丁目、大学2丁目周辺）や市街化調整区域内（西荒屋や室周辺）の居住が見られる区域のごく一部に災害リスクが存在しています。

【土砂災害と人口密度、避難所の重ね合わせ】



出典：【土砂災害】国土数値情報（令和4年9月時点）  
【人口密度】国勢調査（R2）小地域人口を基に住宅用地面積で按分して作成

## 1) 水害

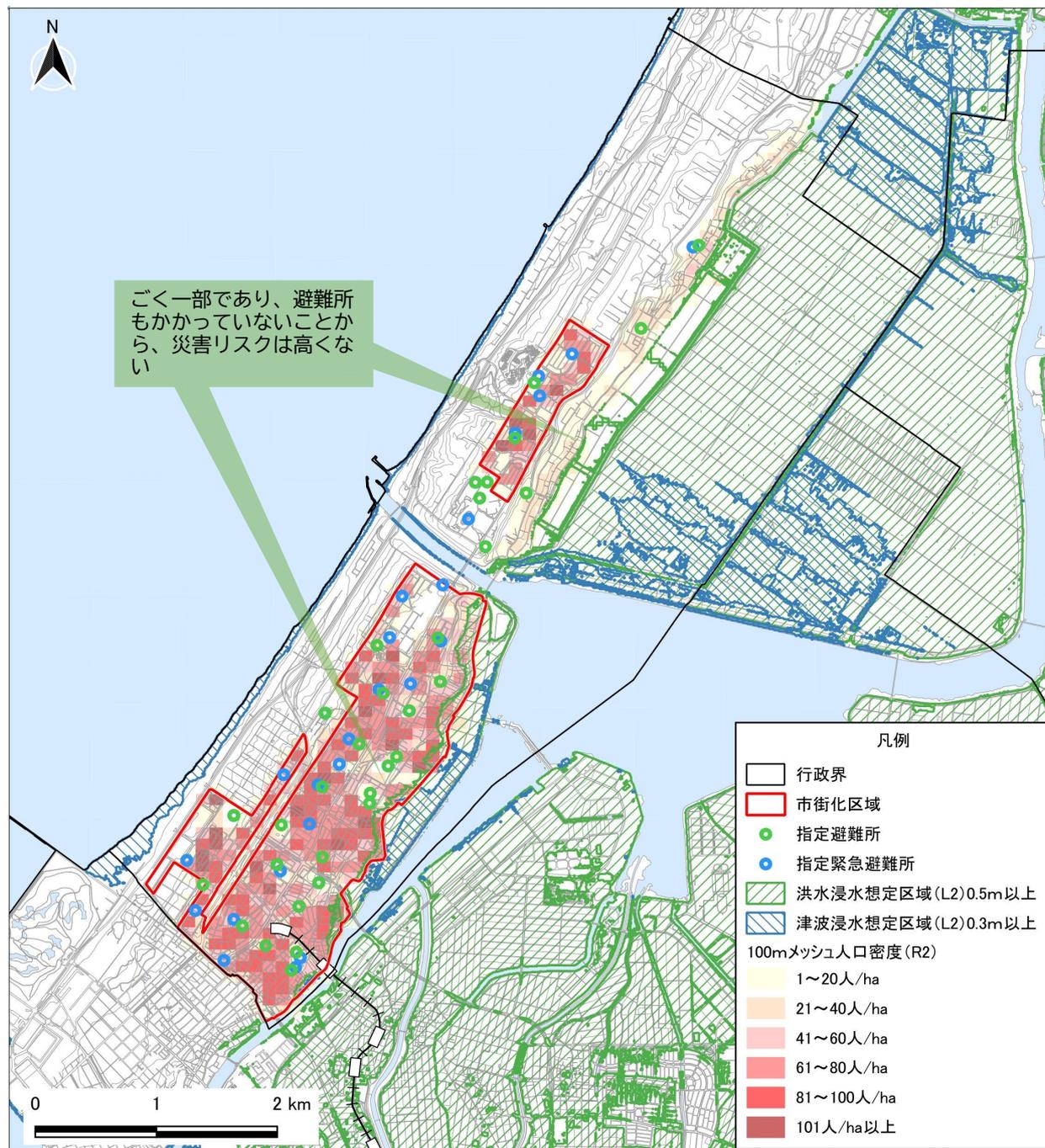
### 水害×人口密度、避難所

床上浸水や車が流される洪水浸水想定区域0.5m以上<sup>※1</sup> (L2)、避難行動がとれなくなる津波浸水想定区域0.3m以上<sup>※2</sup> (L2) は、市街化区域内 (河北潟沿岸) や市街化調整区域内 (河北潟沿岸や湖西周辺) に存在しているものの、ごく一部であり、避難所もかかっていないことから、災害リスクは高くありません。

※1：移動困難、床上浸水 【国土交通省 川の防災情報】

※2：移動困難 【南海トラフの巨大地震モデル検討会 (第二次報告) 津波断層モデル編—津波断層モデルと津波高・浸水域等について— (平成24年8月)】

【水害と人口密度、避難所の重ね合わせ】



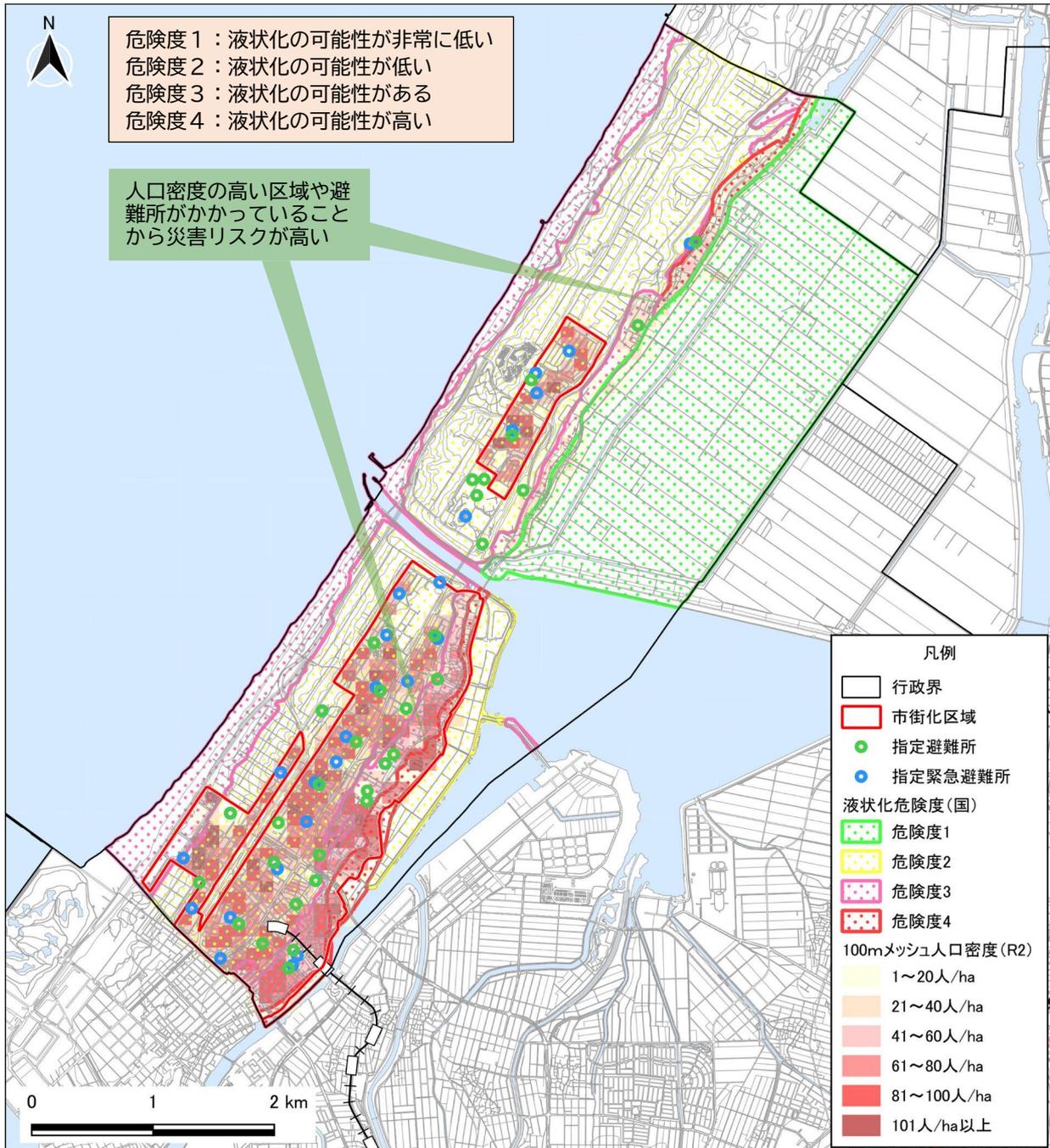
出典：【浸水想定区域 (洪水)】石川県洪水浸水想定区域オープンデータ (令和3年4月12日、令和5年7月7日時点)  
【浸水想定区域 (津波)】国土数値情報 (平成28年10月時点)  
【人口密度】国勢調査 (R2) 小地域人口を基に住宅用地面積で按分して作成

## 2) 地震

### (1) 液状化危険度×人口密度、避難所

液状化危険度が高い区域（危険度3以上）は、市街化区域内（河北潟沿岸）や市街化調整区域内（主）松任宇ノ気線沿いや日本海沿岸）に存在しており、人口密度の高い区域や避難所がかかっていることから災害リスクが高いと言えます。

【液状化危険度と人口密度、避難所の重ね合わせ】

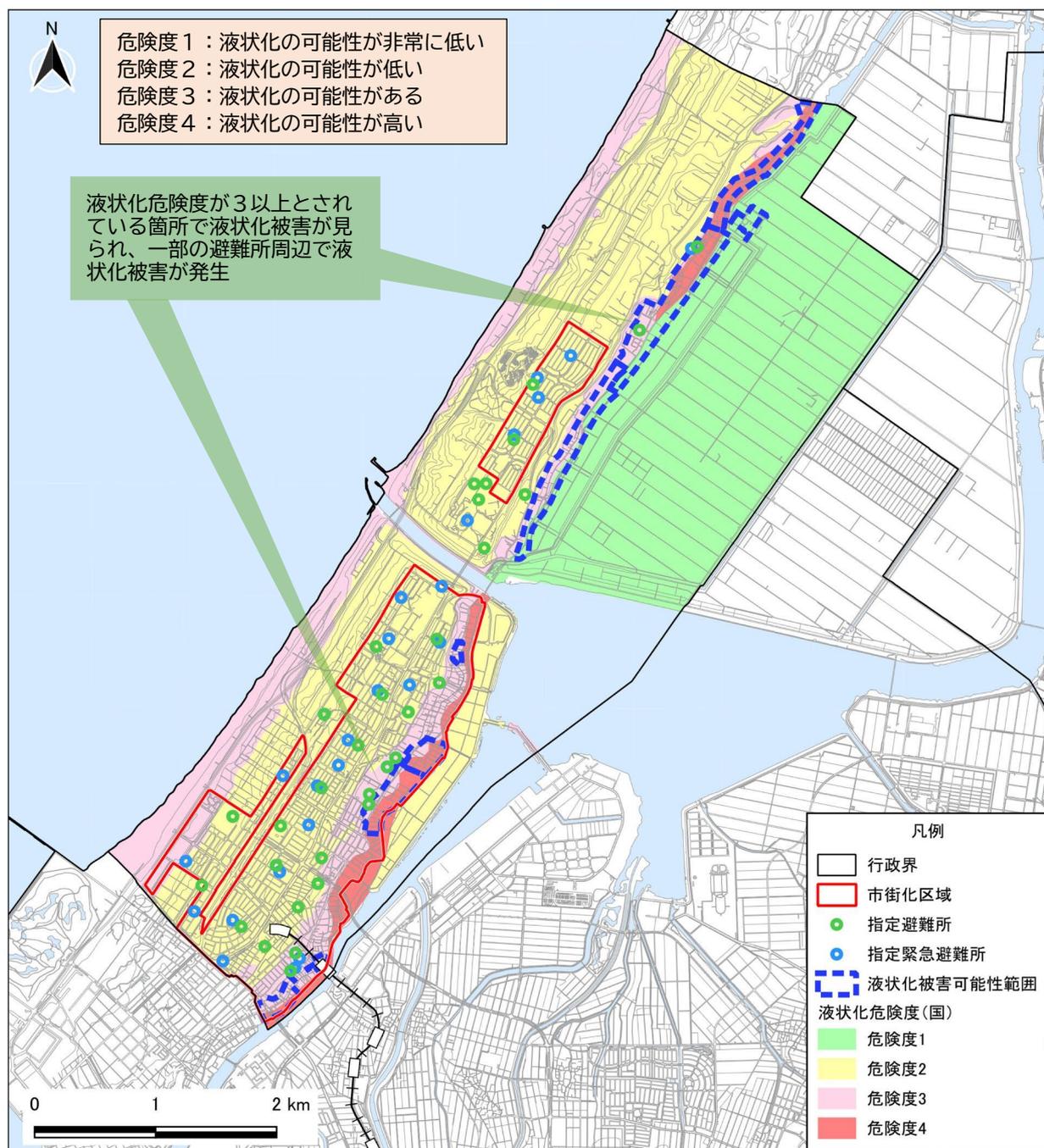


出典：【液状化危険度】国土交通省北陸地方整備局 石川県内液状化しやすさマップ（平成25年10月出版）  
 【人口密度】国勢調査（R2）小地域人口を基に住宅用地面積で按分して作成

## (2) 液状化被害状況×液状化危険度、避難所

液状化危険度が高い区域（危険度3以上）で液状化被害が見られ、市街化区域内（河北潟沿岸）や、市街化調整区域内（（主）松任宇ノ気線沿い）で液状化被害が発生しています。また、一部の避難所周辺で液状化被害が発生しており、液状化危険度が3以上とされている箇所の災害リスクが高いと言えます。

【令和6年能登半島地震 液状化被害状況と液状化危険度】

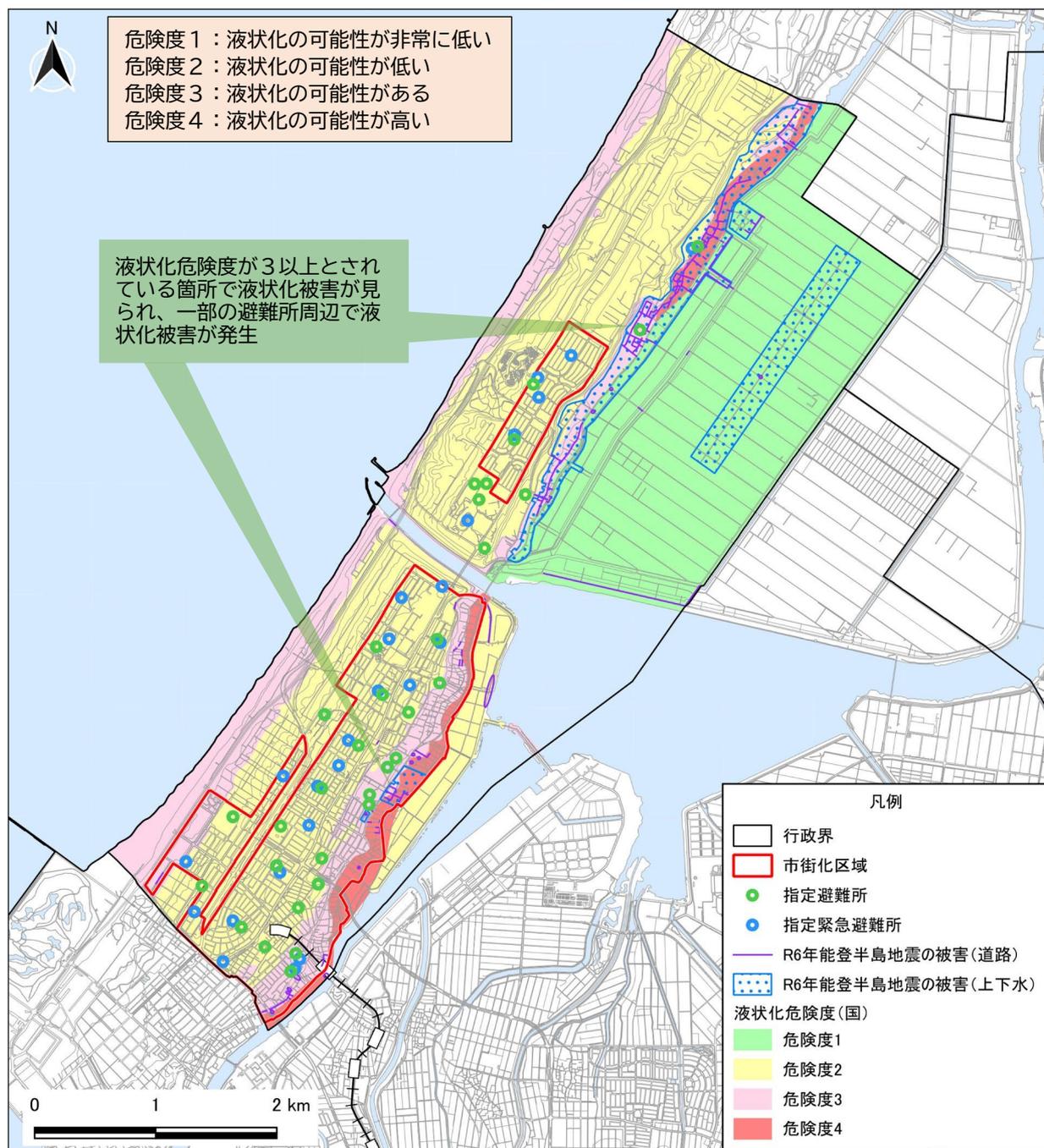


出典：【液状化危険度】国土交通省北陸地方整備局 石川県内液状化しやすさマップ（平成25年10月出版）  
 【液状化被害可能性範囲】国直轄調査成果報告資料（石川県内灘町）

### (3) 道路・上下水道被害状況×液状化危険度、避難所

液状化危険度が高い区域（危険度3以上）で道路被害や上下水道被害が見られ、市街化区域内（河北潟沿岸）や、市街化調整区域内（（主）松任宇ノ気線沿い）で被害が発生しています。また、一部の避難所周辺で道路・上下水道被害が発生しており、液状化危険度が3以上とされている箇所の災害リスクが高いと言えます。

【令和6年能登半島地震 道路・上下水道被害状況と液状化危険度】



出典：【液状化危険度】国土交通省北陸地方整備局 石川県内液状化しやすいマップ（平成25年10月出版）  
 【道路被害箇所】町内資料（令和6年1月16日時点）をもとに作成  
 【上下水道被害箇所】町内資料（令和6年1月12日時点）をもとに作成

### 3. 災害リスクと取組方針

#### 災害リスクと取組方針

災害リスク分析により、各災害ハザードにおいて下記の災害リスクと取組方針を整理しました。

令和6年能登半島地震の被害状況については、河北潟沿岸や（主）松任宇ノ気線沿いを中心に液状化被害が発生しており、復興に向けた対策が求められています。

一度液状化した地盤は、理論上は水分量が減って強固になると考えられていた時代もありましたが、1799年に発生したM6.0の金沢地震では、金沢市を中心に死者や家屋倒壊等の被害が生じ、金沢市、内灘町で液状化被害が確認されているなど、今後も再液状化の可能性がうかがえます。

そのため、今回の地震で液状化被害を受けた区域についても、再液状化の可能性を鑑み、地区住民の意向に合わせた液状化対策（地下水位低下工法、地盤改良工法）の実施を検討します。

#### 【災害リスクと取組方針】

災害ハザード等の種類	災害リスク 上段：市街化区域 下段：市街化調整区域	災害リスクの 回避・低減に向けた取組方針 ●：ハード対策、○：ソフト対策
土砂災害		
土砂災害特別警戒区域	大根布4・5丁目、大学2丁目周辺	○居住誘導区域から除外
土砂災害警戒区域	西荒屋、室周辺	○ハザードマップの作成 など
水害		
津波浸水想定区域（L2）	河北潟沿岸	●堤防整備
洪水浸水想定区域（L2）	河北潟沿岸、湖西周辺	○ハザードマップの作成 など
地震		
液状化危険度	河北潟沿岸 （主）松任宇ノ気線沿い、日本海沿岸	●液状化対策事業
液状化被害状況	河北潟沿岸 （主）松任宇ノ気線沿い	●住宅や施設の耐震化
道路・上下水道被害状況		○避難所の支援体制の充実 ○復興計画の作成 ○ハザードマップの作成 など

## VI 課題と方向性

### 1. 内灘町の課題（求められていること）

アンケート調査結果や内灘町の概況から内灘町の課題（求められていること）を整理しました。

#### 【内灘町の現況特性】

- ・ 人口減少・高齢化の進展
- ・ 産業の衰退
- ・ 住宅・商業のコンパクトな立地
- ・ 都市機能施設が一定程度集積
- ・ 整序ある開発と住宅地開発の進行
- ・ 都市計画道路整備率が低い
- ・ 公共交通利用者の減少
- ・ 災害リスクが低い一方、市街化区域内に、土砂災害レッド・イエローゾーンが存在
- ・ 市街化区域内においても、液状化による大きな被害が発生（令和6年能登半島地震被害）

#### 【アンケート調査結果】

- ・ コンパクトなまちづくりが求められている
- ・ 定住意向は高いが、安全・安心（防災・防犯）な暮らし、医療・福祉サービスの充実等が求められている
- ・ 公共交通は重要である一方、満足度が低い
- ・ 地震や雪害、水害（洪水・浸水）といった災害が不安視されている

#### 【内灘町の課題（求められていること）】

1. 少子高齢化・人口減少社会への対応
2. 車に頼らない便利で住みやすいまちづくりの推進
3. 土地利用・人口動態に即した都市機能の誘導
4. 整序ある開発の継続
5. 暮らしを支える都市施設の整備
6. 都市機能施設※の人口カバー率の向上
7. まちの賑わいと成長・発展
8. 魅力や資源を活用した拠点整備
9. 持続可能で災害に強い安全・安心な都市の形成

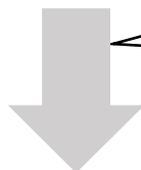
※都市機能施設とは、都市の居住環境の向上等のための機能を備えた施設であり、都市再生整備計画による高次都市施設や立地適正化計画による誘導施設、市民のコミュニティ形成や交流、生涯学習、居場所、文化芸術、健康医療福祉、子育て、行政サービス等の拠点となる施設である。（国土交通省「都市機能施設の効果的な整備・運営に向けた手引き（R5.6）」）

## 2. 将来の都市像

内灘町の課題（求められていること）や上位関連計画を踏まえ、内灘町都市計画マスタープランの基本理念、将来都市像を踏襲しつつ、本計画における基本目標を設定しました。

### 【内灘町都市計画マスタープランの将来の都市像】

基本理念	<ul style="list-style-type: none"><li>・ つながりを大切にした活気のあるまち</li><li>・ 緑と水に抱かれた便利で安全・安心のまち</li><li>・ 住民と行政がともに考え、育てるまち</li></ul>
将来都市像	人がいきいき まちが元気 個性が輝く魅力あるまち うちなだ ～豊かな水辺に包まれた快適住環境のまちづくり～
基本目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 便利で住みよい快適居住都市づくり</li><li>・ 誰もが安全で安心できる都市づくり</li><li>・ 豊かな自然を活かしたやすらぎのある都市づくり</li><li>・ 産業の振興、活発な交流による賑わいと活力のある都市づくり</li><li>・ 住民との協働による都市づくり</li></ul>



内灘町の課題（求められていること）や  
上位関連計画を踏まえ設定

### 【内灘町立地適正化計画の基本目標】

基本目標	<ol style="list-style-type: none"><li>① コンパクトで持続可能な都市の形成</li><li>② 暮らしや賑わいをつなぐ地域交通ネットワークの再構築</li><li>③ 地域の魅力や活力を創出する拠点の整備</li><li>④ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進</li></ol>
------	---

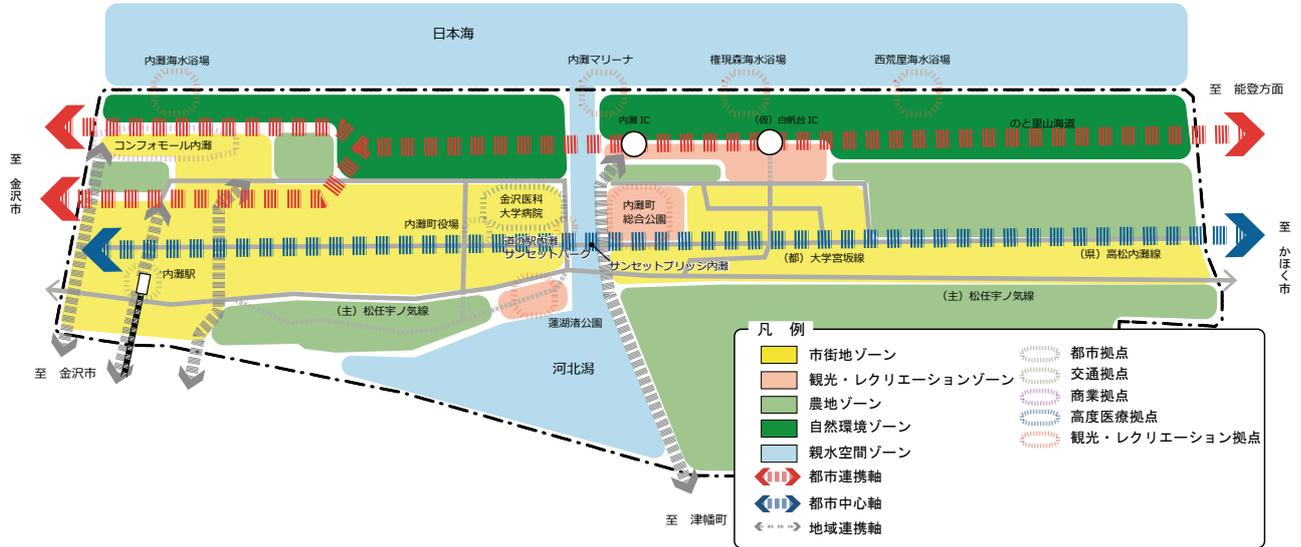
### 3. 将来都市構造図

#### 将来都市構造図

内灘町都市計画マスタープランでは、内灘町を5つのゾーンに分類しています。

町の中心部である内灘町役場を都市拠点とし、交通拠点の内灘駅や高度医療拠点の金沢医科大学病院、その他商業拠点や観光・レクリエーション拠点などを結ぶ軸を中心として将来都市を形成するとしています。

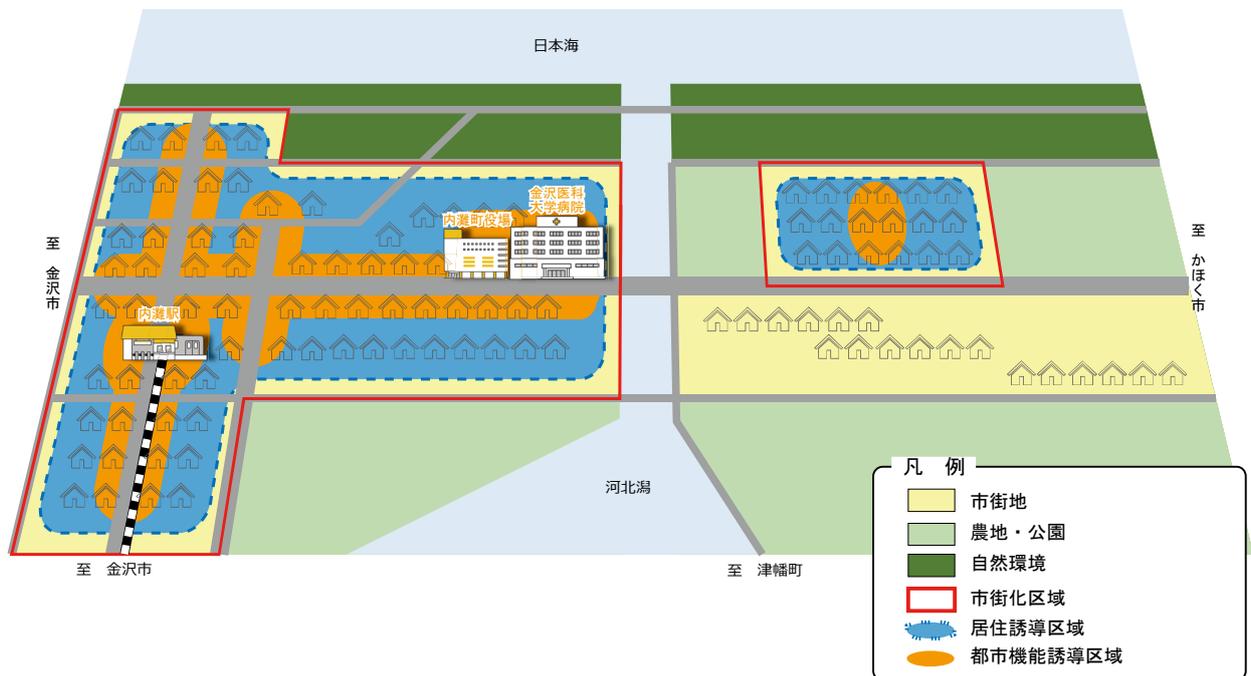
【内灘町都市計画マスタープランの将来都市構造図】



内灘町では、上記の都市計画マスタープランの将来都市構造図に基づき、誘導区域を設定します。

具体的には、市街地ゾーンのうち市街化区域の中において、災害リスクの高い区域を除いた、都市や地域を結ぶ軸の沿線や、都市拠点・交通拠点・高度医療拠点のほか、都市の拠点となり得る公共施設の立地・整備箇所の周辺に都市機能を集約していくという考え方のもと、誘導区域の設定を行っていきます。

【立地適正化計画の将来都市構造図】



## VII 誘導区域

### 1. 誘導区域の考え方

#### 1) 誘導区域の設定における基本的な考え方について

法令や都市計画運用指針上で居住誘導区域に含めないとされている区域は以下の通りです。

##### 【都市再生特別措置法による居住誘導区域に含めない区域】

- 市街化調整区域
- 災害危険区域のうち、建築物の建築が禁止されている区域
- 農用地区域又は農地若しくは採草放牧地の区域
- 自然公園法第二十条第一項に規定する特別地域
- 保安林の区域
- 原生自然環境保全地域又は特別地区
- 保安林予定森林の区域、保安施設地区又は保安施設地区
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- ◎ 土砂災害特別警戒区域（災害レッドゾーン）
- 浸水被害防止区域

◎：内灘町の市街化区域内で該当する項目

##### 【都市計画運用指針による居住誘導区域に含めない区域】

###### 原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域

- 津波災害特別警戒区域
- 災害危険区域（住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）

原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

- ◎ 土砂災害警戒区域（災害イエローゾーン）
- 津波災害警戒区域
- ◎ 洪水浸水想定区域
- 土砂災害警戒区域等における基礎調査、津波浸水想定における浸水の区域、都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

◎：内灘町の市街化区域内で該当する項目

## 2) 内灘町における誘導区域の考え方

「立地適正化計画作成の手引き（令和7年4月改訂）」や町の都市構造などを踏まえ、誘導区域を設定します。

### 1) 居住誘導区域

#### i) 生活利便性が確保される区域

都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域／生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域

内灘町は、役場や駅、病院、商業施設などの都市施設が市街化区域内に多く立地しており、カバー人口の図からも、ほとんどの地域住民がこれらの施設に容易にアクセスできる環境であるといえます。

#### ii) 生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

内灘町は、DID（人口集中地区）は全て町南部地域にあり、白帆台と合わせ人口密度が高くなっています。また、空き家・空き地の活用に対する支援制度に注力し、人口の確保に努めています。

#### iii) 災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

内灘町は、市街化区域の中に、土砂災害特別警戒区域が存在しており、災害リスクを考慮した居住誘導が必要です。



- ◆ 内灘町の市街化区域は、コンパクトな区域の中に都市機能や住居が集中し、一体的な街並みが形成され、人口が確保されている状況であるため、市街化区域の大部分を居住誘導区域として設定しますが、災害ハザードエリアの区域においては居住誘導区域から原則除外します。
- ◆ 浸水想定区域は、市街化区域内にごく一部しか存在しておらず、リスクが相対的に高くないことから、居住誘導区域の設定に考慮しないものとします。
- ◆ 令和6年能登半島地震による液状化の被害箇所については、内灘町災害復興計画や防災指針に基づき、住まいや暮らしの再建のため、今後液状化対策等を講じることで、防災・減災対策に取り組んでいくことから、居住誘導区域の区域設定には考慮しないものとします。

## 2) 都市機能誘導区域

- 各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域



- ◆ 町都市計画マスタープランで位置づけられている拠点や交通軸を中心に、前述の居住誘導区域の中で特に都市機能を集約させるべき区域を設定します。
- ◆ 拠点に位置付けるべき施設等の検討とあわせて、都市機能誘導区域の範囲を検討します。

## 3) 本町独自の誘導区域の設定

### (1) 地域生活機能維持区域とは

令和6年度能登半島地震において被災した、北部地区における宮坂・西荒屋・室地区の既存集落では、地区外へと避難した住民も多く、コミュニティの衰退に拍車がかかることが危惧されています。

当該地区は市街化調整区域であり、現時点においては内灘町に適用される都市計画制度上、積極的に居住や都市機能を誘導することは行えませんが、本震災を原因とした急激な人口減少には歯止めをかけていくことが必要だと考えます。

そのため、町の任意区域である「地域生活機能維持区域」を設定し、日常生活を支える都市機能の保全に努め、人口の急激な減少を抑止し、コミュニティが持続的に維持できるよう配慮していくものとします。

#### 地域生活機能維持区域内での取組

地域生活機能維持区域は、市街化調整区域における北部地区の既存集落（宮坂、西荒屋、室地区）を対象とします。当該地区は能登半島地震により著しい液状化被害を受けており、今後の急激な人口流出が懸念されることから、液状化対策の実施と区域内のコミュニティ施設の復旧とともに、区域内において復興公営住宅の整備を図るなど、持続的なコミュニティの維持を図っていくものとします。

また、公共交通の維持によるアクセス確保のほか、北部地区の活性化に寄与する地域振興に努めます。

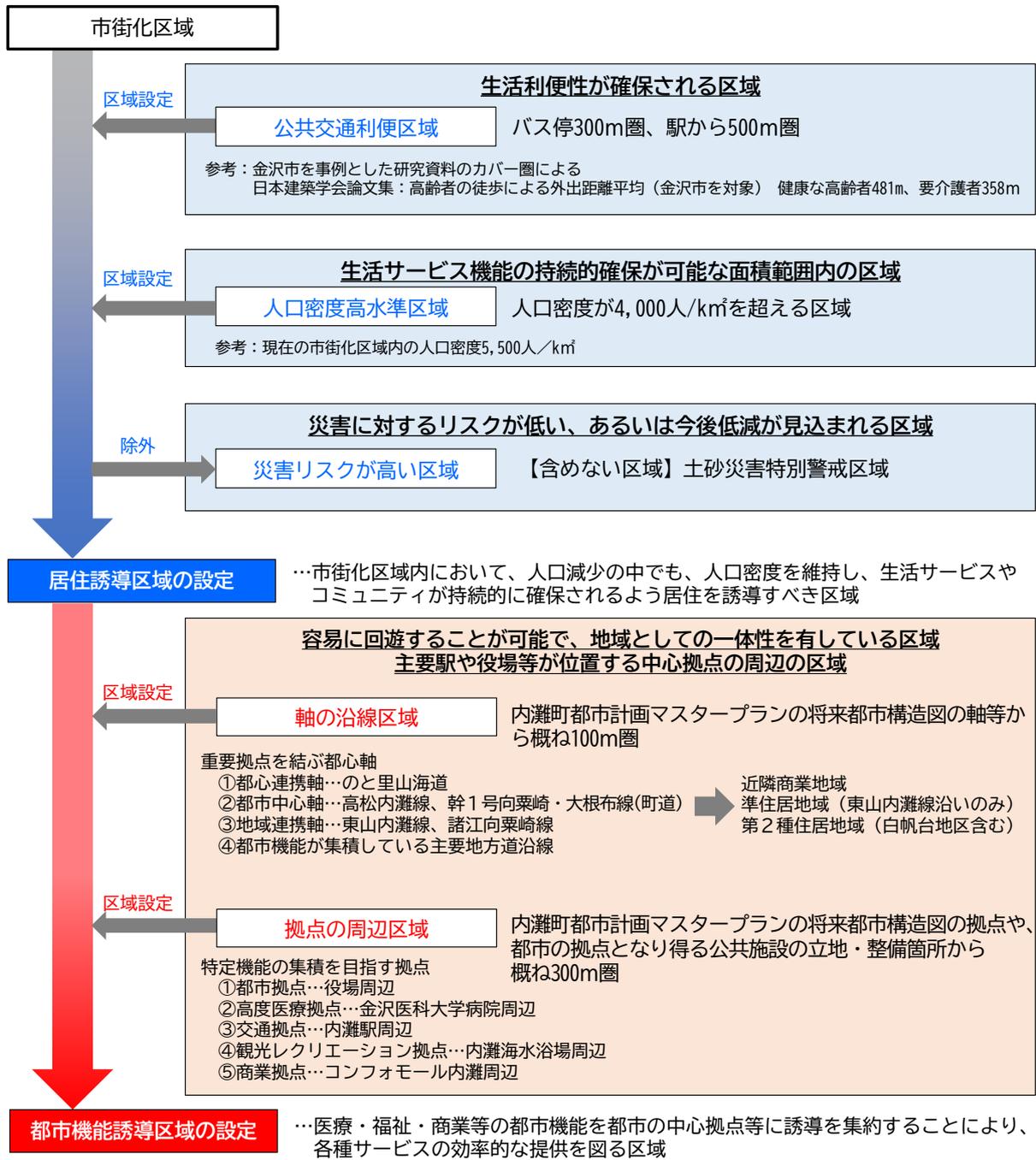
更に、地区外からの転入（住居）、店舗や事務所などの建築が可能となるよう、今後、市街化調整区域の土地利用規制の緩和に向けた、地区計画の活用も検討していきます。

### (2) 居住維持区域とは

都市計画区域外である湖西地区については、引き続き、河北潟干拓地における一団の農地と調和した郊外居住の場として維持します。

#### 4) 誘導区域の設定フロー

内灘町における誘導区域の考え方を踏まえ、概ね以下のような設定フローで誘導区域を設定しました。



#### ○任意区域の設定

**地域生活機能維持区域の設定（市街化調整区域内）** …令和6年度能登半島地震で被災した北部地区の集落（宮坂・西荒屋・室地区）において、震災を原因とした急激な人口減少に歯止めをかけていくためにコミュニティの維持を図っていく「地域生活機能維持区域」を設定

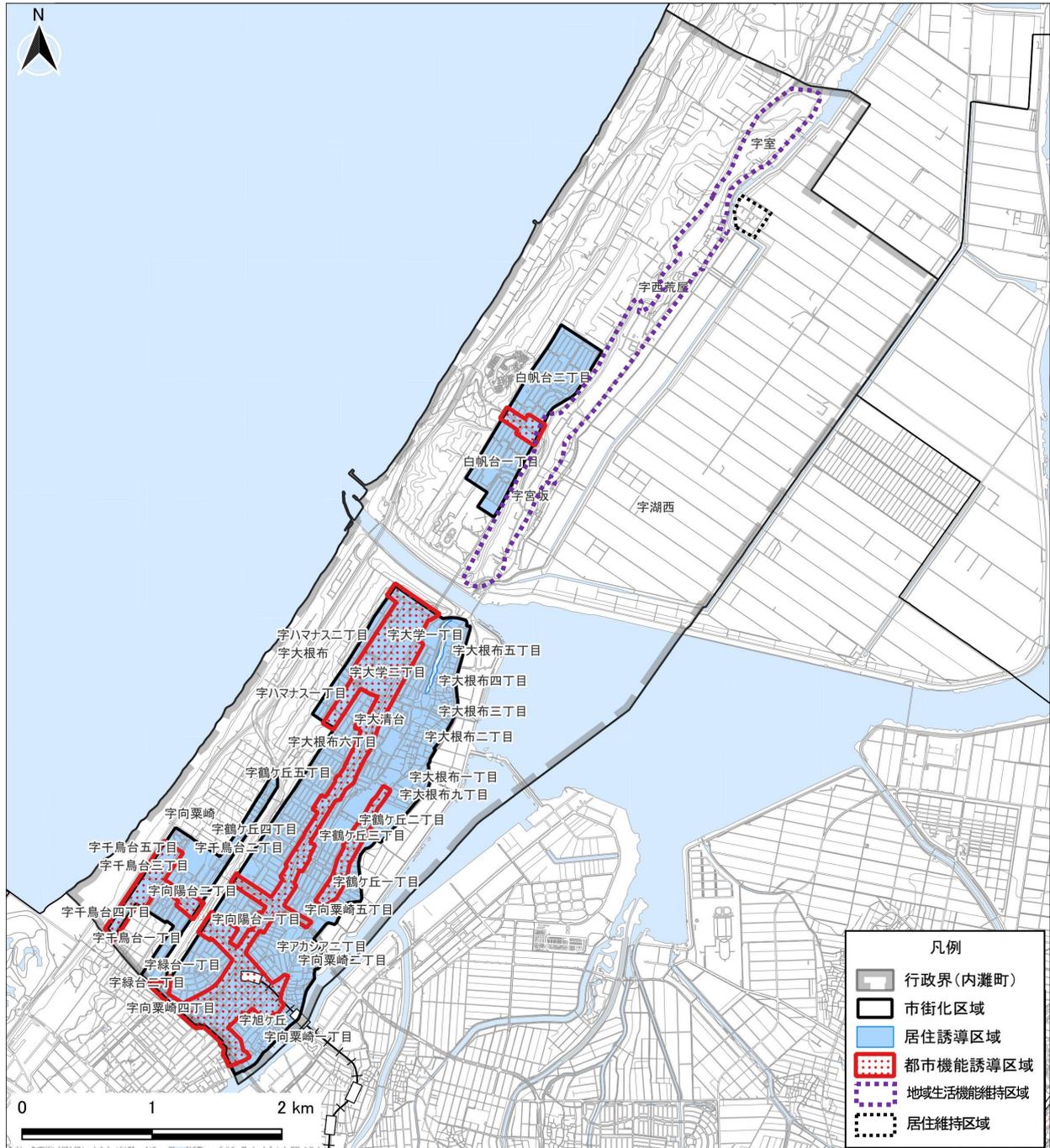
**居住維持区域の設定（都市計画区域外）** …都市計画区域外である湖西地区において、引き続き、河北潟干拓地における、一団の農地と調和し居住を維持する「居住維持区域」を設定

## 2. 誘導区域

### 1) 誘導区域

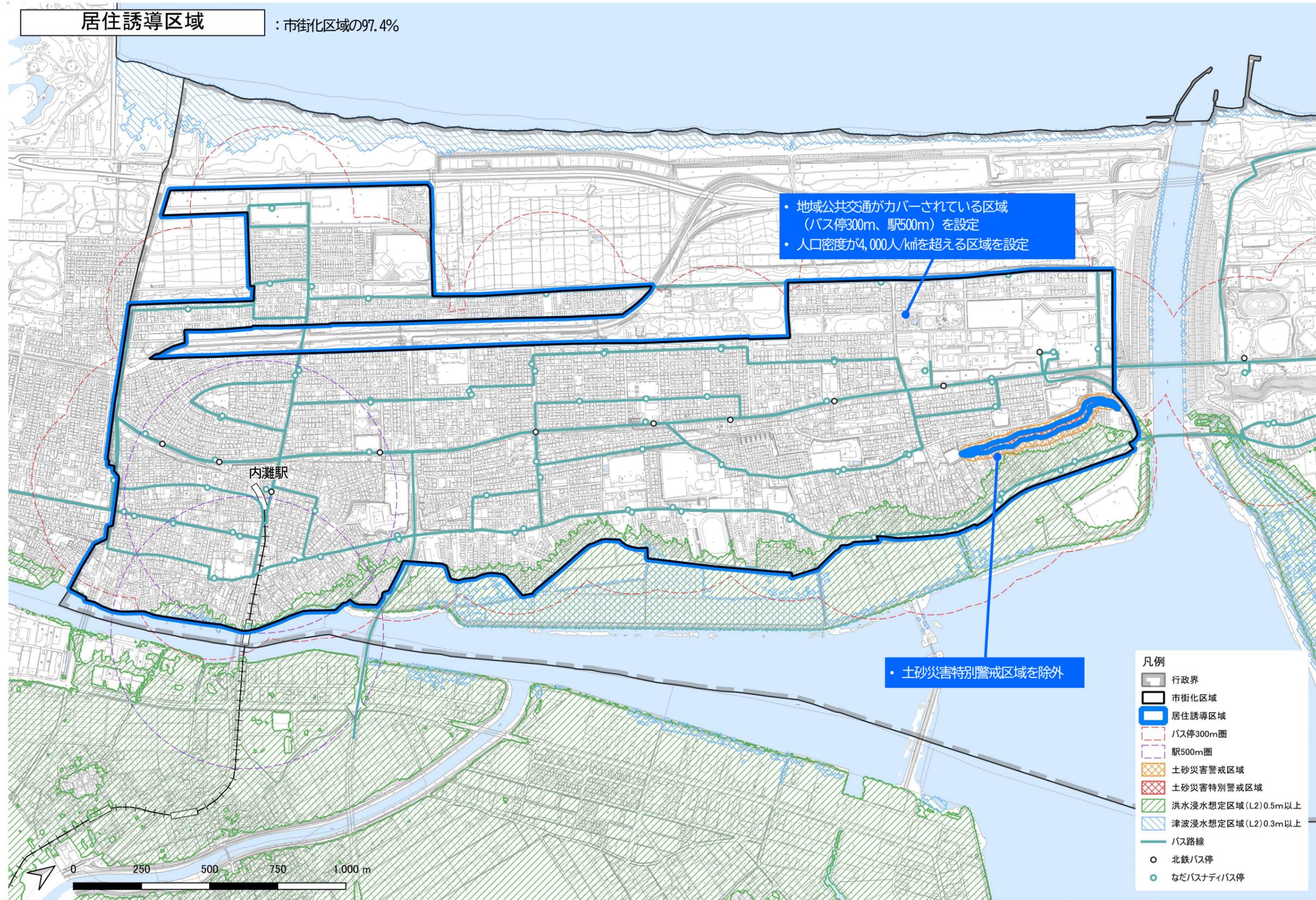
誘導区域の設定フローを踏まえ、本町における誘導区域は以下の範囲とします。

【誘導区域】



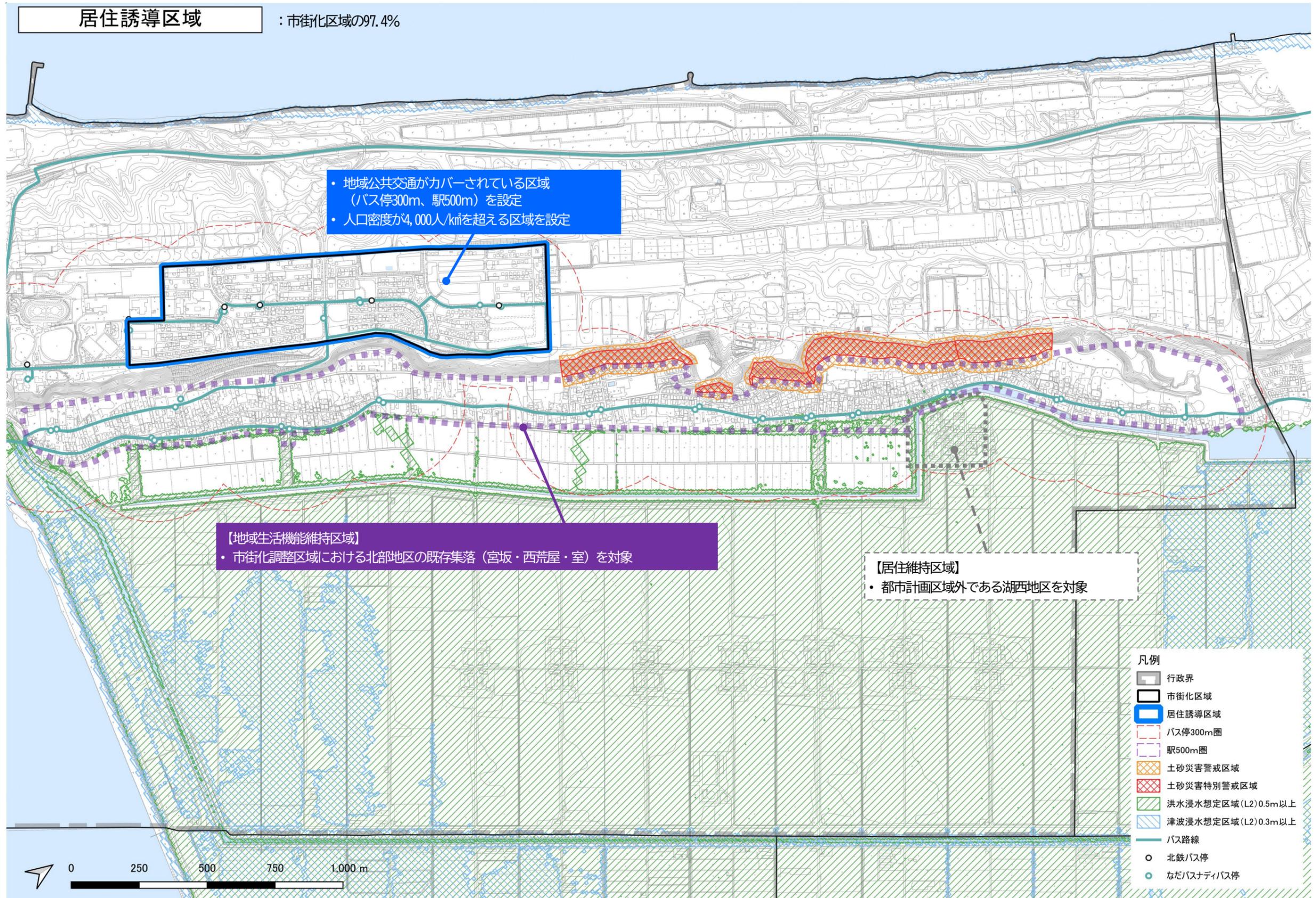
2) 居住誘導区域

【南部地域】



居住誘導区域

: 市街化区域の97.4%



・ 地域公共交通がカバーされている区域  
(バス停300m、駅500m) を設定  
・ 人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>を超える区域を設定

【地域生活機能維持区域】  
・ 市街化調整区域における北部地区の既存集落(宮坂・西荒屋・室)を対象

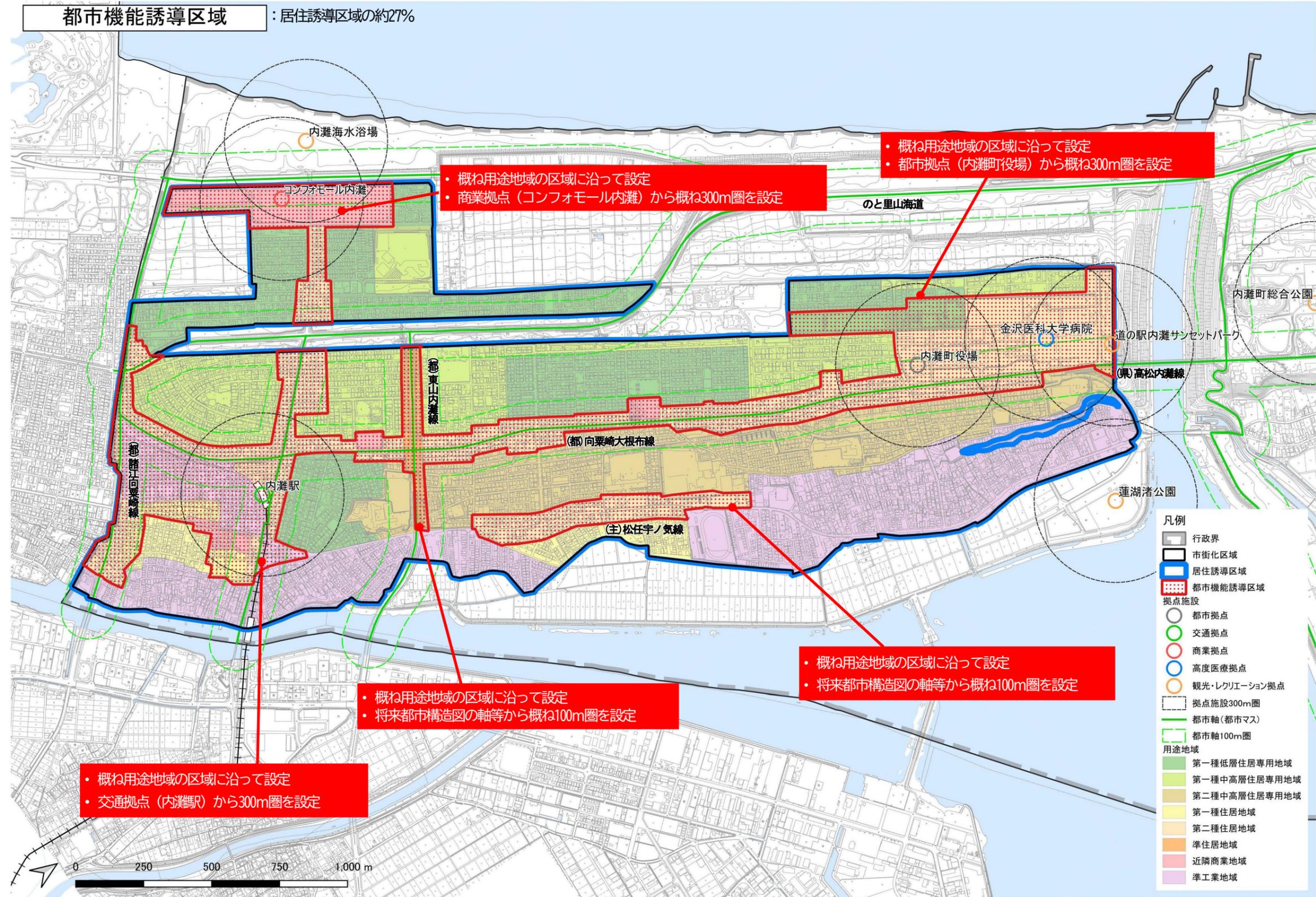
【居住維持区域】  
・ 都市計画区域外である湖西地区を対象

- 凡例
- 行政界
  - 市街化区域
  - 居住誘導区域
  - バス停300m圏
  - 駅500m圏
  - 土砂災害警戒区域
  - 土砂災害特別警戒区域
  - 洪水浸水想定区域(L2)0.5m以上
  - 津波浸水想定区域(L2)0.3m以上
  - バス路線
  - 北鉄バス停
  - なだバスナディバス停



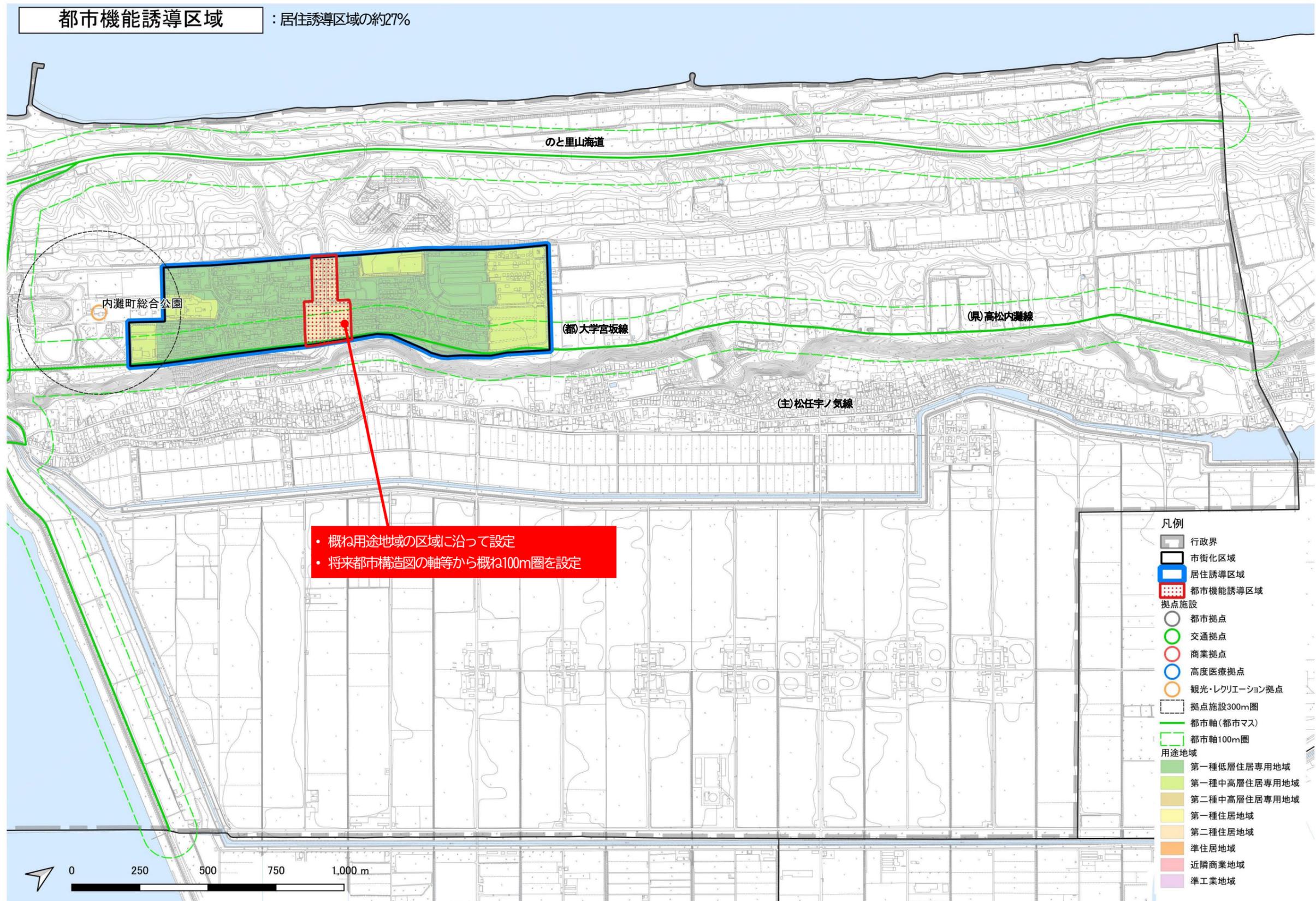
3) 都市機能誘導区域

【南部地域】



都市機能誘導区域

: 居住誘導区域の約27%



# VIII 誘導施設

## 1. 誘導施設の考え方

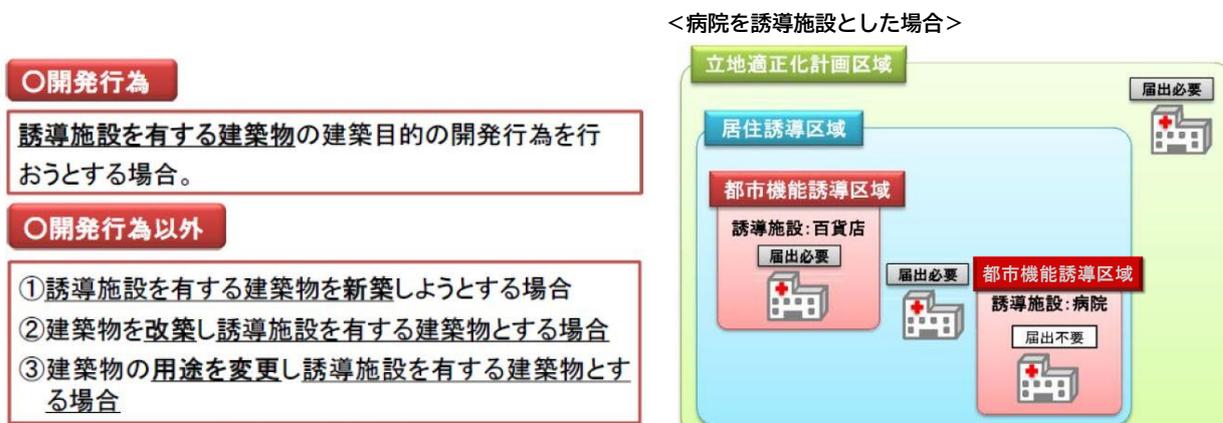
### 1) 都市機能誘導区域への誘導の考え方

誘導施設とは、都市機能誘導区域へと立地を誘導すべき施設であり、例えば、誘導施設を都市機能誘導区域外に立地しようとする場合等には、町長への届出が義務づけられます。

なお誘導施設は、原則として「居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設」を設定するものであり、例えば工場など、直接的に居住に繋がらないものを誘導施設として設定することは望ましくないとされています。

#### 【届出の対象となる行為】

都市機能誘導区域外の区域において、以下の行為を行おうとする場合には、事前に町への届出が必要。



出典：「改正都市再生特別措置法について（平成27年6月1日時点版）」 国土交通省 都市局 都市計画課 を加工して作成

### 2) 居住誘導区域への誘導の考え方

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するために、居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には届出が必要となります。

開発行為	建築等行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000㎡以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
①の例示 3戸の開発行為	①の例示 3戸の建築行為
②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為	1戸の建築行為
800㎡ 2戸の開発行為	

出典：「改正都市再生特別措置法について（平成27年6月1日時点版）」 国土交通省 都市局 都市計画課

## 2. 誘導施設の設定

### 1) 誘導施設設定の考え方

本町は市街化調整区域における既存集落を含めて、公民館や学校、保育園など、それぞれの地域に根付いた形で施設が既に立地しており、特に市街化区域の中において、比較的コンパクトに市街地が形成されている状況です。

一方で、都市機能誘導区域としては市街化区域の中でも、さらに都市機能を誘導・集約していくための区域ですが、この限定されたエリアにのみ、例えば公民館機能なども誘導していった場合、地区の利便性やコミュニティ活動に支障が出てしまうことも懸念されます。

そのため、広範囲に分散して立地していた方が利用しやすい施設である「分散配置型施設」（行政関連施設や教育施設、小規模の商業施設や医療施設など）を現状のとおりとし、拠点に集積していることが望ましい「拠点集約型施設」については、誘導施設として都市機能誘導区域内に今後誘導・集約していくこととします。

### 2) 誘導施設(拠点集約型施設)として位置づける施設

少子高齢化等の社会構造の変化を踏まえ、持続可能な都市機能の強化を図るため、本町において、都市機能誘導区域へと誘導していく施設は以下のものとします。

【本町における誘導施設および定義】

施設	定義
多世代多目的交流施設 ※1	子育て支援施設、図書館、地域交流センター
地域公共交通関連施設 ※2	複合交通施設（鉄道・バス待合所等）、観光交流施設（観光案内所等）
商業施設	大規模小売店舗立地法に基づく生鮮食料品や日用雑貨などの小売り等を営む店舗床面積1,000㎡以上のもの
医療施設	医療法に基づく特定機能病院 ※3

※1内灘町都市計画マスタープラン将来都市構造図における都市拠点に当町が整備する施設

※2内灘町都市計画マスタープラン将来都市構造図における交通拠点に当町が整備する施設

※3高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院

## IX 誘導施策

基本目標において定めた4つの目標を実現するための誘導施策を以下に整理します。

### 1. コンパクトで持続可能な都市の形成

町の実態に即したコンパクトな都市機能の誘導を図り、人口減少や少子高齢化社会に対応した、持続的で便利な住みやすいまちづくりの推進を図ります。

#### ●居住に関する支援による定住・移住の促進

町内での定住に必要な不可欠な住居の取得等に対する支援を実施し、町内で安心して暮らせる環境を確保することで、町内への移住・定住の促進を図ります。

石川県等と連携し、首都圏をはじめ県外からのUIターン希望者に対し、移住支援制度を実施することで、定住人口の確保を図ります。

特に若年層や新婚世帯、町外からの転入者等に対する新居費用を含む支援制度の充実により、町外からの転入促進、町内からの転出抑制を推進します。

#### ●公営住宅の整備促進

住宅に困窮する低所得者や震災被害を受けた町民に対し、低廉な家賃で賃貸する公営住宅整備を促進し、安定した居住環境の確保を図ります。

#### ●観光振興等による交流人口の拡大

観光施設の整備や観光資源等の活用を図ることにより、観光客等の受入体制を強化するほか、石川県や石川中央都市圏における関係自治体等と連携し、観光面での魅力向上や交流人口の拡大を図ります。

情報発信や案内の充実、体験型観光素材の発掘に取り組み、国の内外からの観光客をはじめとする来訪者の受け入れを推進します。

#### ●関係人口の創出・拡大

本町との継続的な交流機会や移住体験の機会を創出することにより、関係人口の創出・拡大や将来的な移住促進を図ります。

#### ●総合的な空き家対策の推進

老朽化が進み、放置されている空き家等について、適正管理を促すほか「内灘町空き家バンク」等を利用した活用を促進し、定住人口の増加や良好な住環境の確保を図ります。

#### ●多様な世代のニーズに対応した複合拠点の整備による定住・移住の促進

屋内遊び場や図書館、ホールや会議室など、子どもからお年寄りまでの様々な世代のニーズに対応した多世代多目的交流施設の整備等により、町民が安心して楽しく暮らせる環境や、町外からの利用者を含めた新たな交流・賑わいの創出を図り、町内への移住・定住の促進に努めます。



## 2. 暮らしや賑わいをつなぐ地域交通ネットワークの再構築

都市の集約化との両輪で、地域交通ネットワークの再構築による移動の利便性を高めることで、車に頼らない便利で住みやすいまちづくりの推進を図ります。

### ●地域の移動を支える公共交通環境の充実

北陸鉄道浅野川線や路線バス、コミュニティバス等の運行体系の整備・充実に努め、一層地域に密着し、町民に親しまれる公共交通体系の確立を推進します。

鉄道や路線バスなど様々な交通機関が連携することで、効率的で利便性の高い公共交通網を形成し、移動手段が確保された快適な住環境の形成を図ります。

### ●内灘駅の機能強化

内灘駅周辺整備事業基本構想（H30.11策定）に基づき、内灘駅周辺の整備を推進し、内灘駅の交通結節拠点としての機能強化と、安全で快適な交通環境の整備を図ります。

### ●町内外を結ぶ道路ネットワークの充実

周辺市町との連携機能を高めるため、のと里山海道をはじめとする広域幹線道路網及び地区間の連携機能を高める道路についても整備に努めます。

町内の生活道路については、地域の実情に応じて計画的に、機能性や安全性の向上に向けた道路整備等に取り組み、人にやさしい安全な道づくりに努めます。

施策	実施スケジュール (目標)			実施主体
	短期 (R8~R14)	中期 (R15~R20)	長期 (R21~R27)	
地域の移動を支える公共交通環境の充実	■ ■ ■ ■ ■	継続実施 ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	町・交通事業者
内灘駅の機能強化	継続実施 ■ ■ ■ ■ ■	重点実施 —————	—————	町・交通事業者
町内外を結ぶ道路ネットワークの充実	■ ■ ■ ■ ■	継続実施 ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	県・町





## 2) ソフト対策を含めた地域防災力の向上を図る取り組み

---

### ●災害情報の周知徹底

各種ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メール等により迅速でわかりやすい情報を提供します。

### ●災害発生時における防災情報の的確な伝達

防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）等を用いて気象情報等を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインを策定します。

町民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、緊急速報メールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等も利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実強化を図ります。

### ●津波からの確実な避難を行うための取り組みの推進

避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知を推進します。

### ●防災意識の醸成および地域防災力の向上

町民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進します。

防災士をはじめとする地域の防災リーダー育成や事業者の業務継続計画の策定を促進する等、避難意識の向上を推進します。

### ●応急活動等の効率的な展開

消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等の取り組みを推進します。

### ●迅速な避難所の開設及び運営

町職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築します。



### 3) 震災被害からの復旧・復興を図る取り組み

---

#### ●住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実

住宅再建においては、個々の被災状況や地域性に応じた対応が求められるため、石川県や建築関係団体等と連携し、住宅再建に関する情報提供や相談体制を充実します。

復旧・復興に携わる建設や建築、金融機関等の業界と現場における課題や支障となる事項等について適宜、意見交換を行うなど、円滑に復旧・復興を進めるための体制を強化します。

#### ●住宅再建等の支援の実施

被災住宅等の再建に向け、国や石川県と連携し、公費解体や住宅の応急修理制度、被災宅地等復旧支援事業、住宅耐震化促進事業等の各種支援を実施します。また、被災者の暮らしを支えるため、義援金の募集・配分や被災者生活再建支援金、能登創生住まい支援金の支給、税や各種料金の減免等による経済的支援に取り組みます。

#### ●土地境界の確定支援

令和6年能登半島地震において発生した側方流動により地盤が水平に動き、土地境界に大きなずれが生じています。道路境界や高さの確定、民地間の境界の確定に向け、国や石川県と協議を進めるなど、早期解決に取り組みます。

#### ●液状化対策の実施

今後地震が発生した場合において液状化被害が抑制できるよう、国の調査結果を踏まえ技術的・財政的な観点から有効な手法を検討し、地区住民の意向に合わせて、道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施を検討します。

#### ●新たな居住地の確保

被災者の応急的な住まいとして整備された応急仮設住宅の供与期間後も、自力による住宅確保が困難な被災者の安定した生活を確保するため、需要に応じた復興公営住宅を整備します。また、必要に応じて新たな宅地の整備を検討します。

施策	実施スケジュール (目標)			実施主体
	短期 (R8~R14)	中期 (R15~R20)	長期 (R21~R27)	
住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実	重点実施 →	継続	実施 →	県・町
住宅再建等の支援の実施	重点実施 →	継続	実施 →	国・県・町
土地境界の確定支援	重点実施 →			国・県・町
液状化対策の実施	重点実施 →	継続	実施 →	国・県・町
新たな居住地の確保	重点実施 →	継続	実施 →	町

※実施スケジュールは内灘町災害復興計画（R7.3）を参考

## X 目標指標

### 1. 居住に関する目標指標

#### (1) 町人口に対する市街化区域内の人口割合

市街化区域内における人口について、誘導施策の推進により定住促進を図り、町の人口に対する割合の増加を図ります。

	単位	現状値 (R2年度)	目標値 (R27年度)	備考
町人口に対する市街化区域内の人口割合	%	94	96	市街化区域人口 23,000人を目指す

#### (2) 町住宅支援制度を活用した転入世帯数

町内定住者の増加に向け、町の定住支援に関する制度利用者の増加を目指します。

	単位	現状値 (R2～R6年度平均)	目標値 (R8～R27年度累計)	備考
制度利用世帯数 (計画期間中の累計)	世帯	76	1,400	マイホーム 取得奨励金 (町内転居者も対象)

#### (3) コミュニティバスの利用者数

コミュニティバスの運行体系の整備・充実により、利用者の維持を目指します。

	単位	現状値 (R6年度)	目標値 (R27年度)	備考
コミュニティバス利用者	人/年	115,432	115,000	

#### (4) 内灘駅の利用者数

内灘駅の機能強化や周辺整備により、利用者の増加を目指します。

	単位	現状値 (R6年度)	目標値 (R27年度)	備考
内灘駅利用者	人/日	2,408	2,700	

#### (5) 地域公共交通にかかる財政負担額

効率的で利便性の高い地域公共交通の運行により、財政負担額の減少を目指します。

	単位	現状値 (R6年度)	目標値 (R27年度)	備考
地域公共交通にかかる 財政負担額	円	75,768,310	60,000,000	コミュニティバス 運行業務委託料

## (6) 新規創業者数

町内において新たに創業する事業者の増加を目指します。

	単位	現状値 (R2~R6年度平均)	目標値 (R8~R27年度累計)	備考
新規創業者数 (計画期間中の累計)	人/年	6	120	創業サポート事業 補助金

## 2. 防災に関する目標指標

### (1) 上水道の耐震化率

生活に重要なライフラインの一つである上水道の耐震化率の向上を目指します。

	単位	現状値 (R6年度)	目標値 (R27年度)	備考
上水道基幹管路の 耐震化率	%	38.9	41.9	

### (2) 災害時応援協定締結数

災害時の物資供給などの支援に関する応援協定の締結数の増加を目指します。

	単位	現状値 (R6年度)	目標値 (R27年度)	備考
災害時応援協定・物資 供給協定の締結数	件	35	55	

### (3) 防災訓練実施回数

地域防災力の向上につながる防災訓練の実施回数の増加を目指します。

	単位	現状値 (R6年度)	目標値 (R27年度)	備考
防災訓練実施回数	回/年	16	17	

### (4) 防災士の育成

地域防災力の育成の核を担うこととなる、防災士の増加を目指します。

	単位	現状値 (R6年度)	目標値 (R27年度)	備考
防災士資格取得者数	人	183	380	自主防災組織リ ーダー育成事業

## XI 計画の進行管理

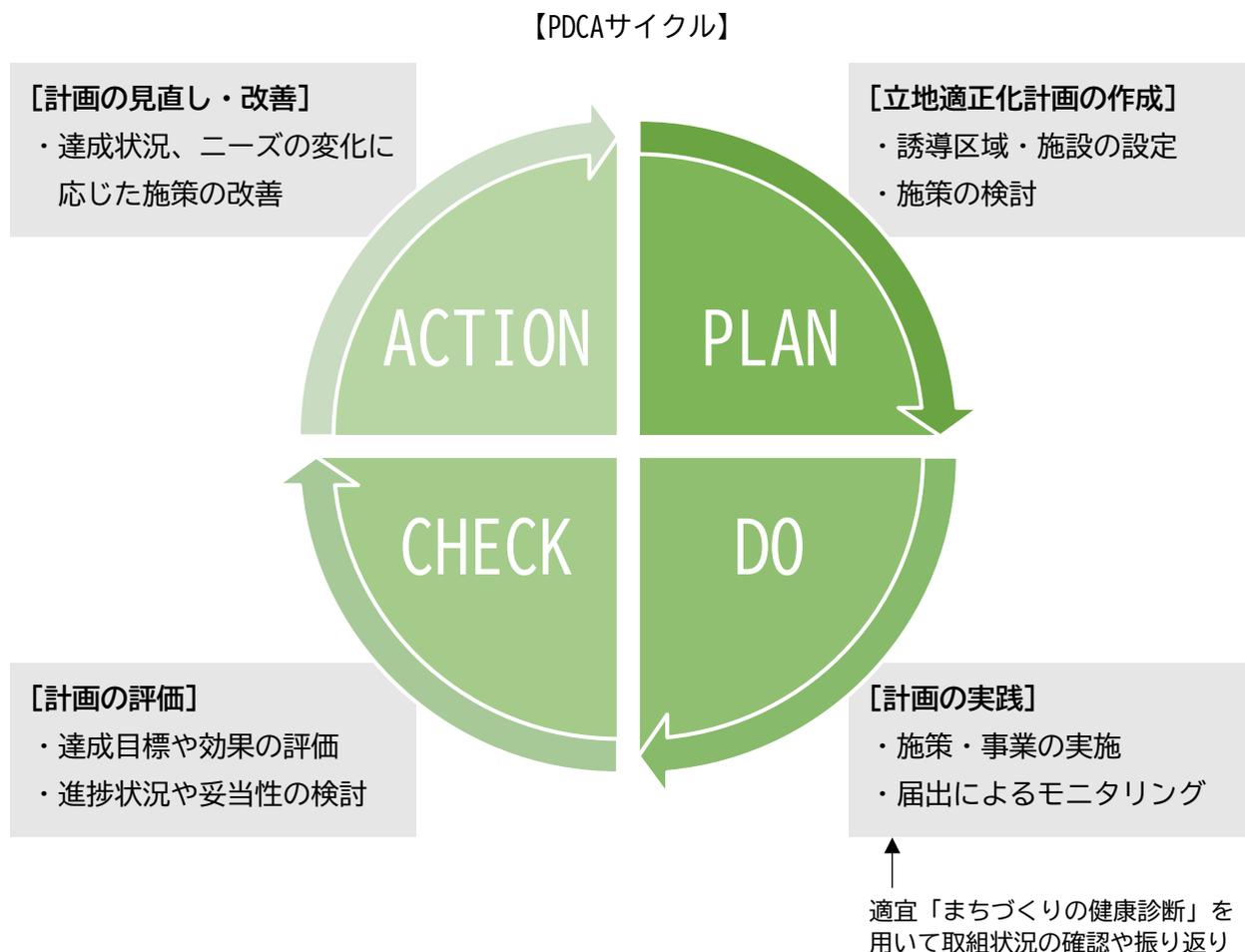
### 計画の進行管理

本計画は、持続可能な都市構造の形成を目指し、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定する20年間の長期的な計画です。また、これまで半世紀にかけて拡大した都市構造を、都市の土地利用を含めて適切な都市構造に見直すものであり、中長期的な人口や市街地の変容が想定されます。

このことから、進行管理を適切に行うためには、目標指標の設定、関係機関との連携、進捗状況の評価・見直しが重要となります。今後、様々な施策・事業の段階的な推進や届出等によるモニタリングを行うとともに、下記に示すPDCAサイクルの考え方にに基づき、概ね5年ごとに中間評価を行い、計画の達成状況を把握し、本計画の妥当性を精査、検討します。その結果を踏まえ、必要に応じて計画の修正や新たな施策の導入を検討し改善を図ります。

見直しにあたっては、近年、都市の問題が多様化している要因の一つである社会経済情勢、都市計画マスタープランなどの関連計画の見直しを踏まえるほか、自治体だけでなく、住民、民間事業者、学識経験者など多様なステークホルダーと連携し、定期的な協議会や説明会を開催するなど、意見を反映させながら計画を柔軟に運用します。

なお、都市計画の変更や災害の危険な区域等の見直しが行われた際は、適宜計画を見直します。



## 参考資料

## 内灘町立地適正化計画策定の経過について

時期	工程	審議内容
R5. 8. 24	第 1 回内灘町立地適正化計画策定検討委員会	計画概要、 アンケート内容等
R5. 11. 22	第 2 回内灘町立地適正化計画策定検討委員会	アンケート結果、 方向性等
R7. 3. 21	第 3 回内灘町立地適正化計画策定検討委員会	防災指針、 誘導区域等
R7. 8. 22	第 4 回内灘町立地適正化計画策定検討委員会	誘導施設、 誘導施策等
R7. 12. 26 ～R8. 1. 9	パブリックコメントの実施 ※意見なし	計画（素案）
R8. 2. 16	内灘町都市計画審議会	計画（案）
R8. 3. 17	内灘町議会 3 月会議	立地適正化計画の 議決・策定
R8. 4. 1	公表	

## 内灘町立地適正化計画策定検討委員会設置要綱

令和五年五月三十日

告示第六十三号

### (目的及び設置)

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第八十一条第一項に規定する立地適正化計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、本町の良好なまちづくりに資するよう、幅広い観点からの意見を反映させるため、内灘町立地適正化計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第二条 委員会は、計画の策定に関し必要な事項について検討及び審議を行う。

### (組織)

第三条 委員会は、委員十三人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 各種団体を代表する者
- 三 行政機関等の職員
- 四 町民又は町民代表
- 五 前四号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

### (任期)

第四条 委員の任期は、計画が策定される日までとする。

### (会長及び副会長)

第五条 委員会には会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第六条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長がこれにあたる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (意見聴取)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、都市整備部企画振興課において処理する。

(委任)

第九条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年六月一日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第六条第一項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(失効)

3 この告示は、第一条に定める計画の策定の日をもって、その効力を失う。

附 則(令和七年七月一日告示第五四号)

(施行期日)

1 この告示は、令和七年七月一日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この告示による改正後のそれぞれの告示の相当規定に基づいて行った手続その他の行為とみなす。

## 内灘町立地適正化計画策定検討委員会委員名簿

任期：令和5年8月24日～計画が策定される日まで

役 職	氏 名	所 属	職 名	区 分
会長	竹村 裕樹	金城大学	客員教授	1号委員
副会長	辻 弘幸	内灘町商工会	会長	2号委員
委員	長野 敏幸	内灘町町会区長会		2号委員
委員	春田 悦子	内灘町女性団体連絡協議会	会長	2号委員
委員	山岸 弘明	(公社)石川県宅地建物取引業協会	理事	2号委員
委員	高橋 航	(公社)石川県バス協会	理事	2号委員
委員	東 康弘	(社福)内灘町社会福祉協議会	事務局長	2号委員
委員	竹内 憲一 (R5) 高橋 雅憲 (R6) 田中 進一郎 (R7)	石川県土木部都市計画課	課長	3号委員
委員	中村 博昭 (R5) 木戸口 善治 (R6) 駒田 秀一 (R7)	石川県県央土木総合事務所	所長	3号委員
委員	堀田 由香	公募委員		4号委員



## 内灘町立地適正化計画

策定 令和8年3月  
発行 内灘町  
編集 都市整備部企画振興課  
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1  
TEL 076-286-1111  
FAX 076-286-0617  
URL <https://www.town.uchinada.lg.jp/>